

Disclosure 2018

(2017年度決算)



はじめに

皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

当JAは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆様にわかりやすくまとめた「Disclosure 2018」を作成いたしました。

皆様が当JA事業をさらにご利用いただくために是非ご一読いただき、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年8月 兵庫南農業協同組合

CONTENTS

ごあいさつ

| | | |
|----|-------------------|----|
| 1 | 経営理念 | 4 |
| 2 | 経営方針 | 5 |
| 3 | 経営管理体制 | 7 |
| 4 | 事業の概況 | 7 |
| 5 | トピックス | 12 |
| 6 | 農業振興活動 | 14 |
| 7 | 地域貢献活動 | 15 |
| 8 | リスク管理の状況 | 17 |
| 9 | 自己資本の状況 | 22 |
| 10 | 主な事業の内容等 | 23 |
| 11 | JA兵庫南の自己改革の取り組み状況 | 37 |

JAの概況

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 沿革・あゆみ | 40 |
| 2 | 機構図 | 42 |
| 3 | 組合員組織の状況 | 43 |
| 4 | 組合員数 | 44 |
| 5 | 役員一覧・職員数 | 44 |
| 6 | 特定信用事業代理業者の状況 | 44 |
| 7 | 店舗一覧 | 45 |

経営資料

| | | | | | |
|------------|------------------|-----------|--------------|---------------------------------|-----|
| I | 決算の状況 | IV | 経営諸指標 | | |
| 1 | 貸借対照表 | 48 | 1 | 利益率 | 79 |
| 2 | 損益計算書 | 50 | 2 | 貯貸率・貯証率 | 79 |
| 3 | 注記表 | 52 | | | |
| 4 | 剰余金処分計算書 | 61 | V | 自己資本の充実の状況 | |
| 5 | 財務諸表の正確性等にかかる確認 | 63 | 1 | 自己資本の構成に関する事項 | 80 |
| 6 | 部門別損益計算書 | 64 | 2 | 自己資本の充実度に関する事項 | 82 |
| | | | 3 | 信用リスクに関する事項 | 84 |
| II | 損益の状況 | | 4 | 信用リスク削減手法に関する事項 | 87 |
| 1 | 最近の5事業年度の主要な経営指標 | 65 | 5 | 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 88 |
| 2 | 利益総括表 | 66 | 6 | 証券化エクスポージャーに関する事項 | 88 |
| 3 | 資金運用収支の内訳 | 66 | 7 | 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 89 |
| 4 | 受取・支払利息の増減額 | 66 | 8 | 金利リスクに関する事項 | 91 |
| | | | | | |
| III | 事業の概況 | | VI | 連結情報 | |
| 1 | 信用事業 | 67 | 1 | グループの概況 | 92 |
| 2 | 共済事業 | 75 | 2 | 連結自己資本の充実の状況 | 112 |
| 3 | 購買事業 | 76 | | | |
| 4 | 販売事業 | 77 | | | |
| 5 | 利用事業 | 77 | | | |
| 6 | 加工事業 | 78 | | | |
| 7 | 高齢者福祉事業 | 78 | | | |
| | | | | | |
| | | | | 法定開示項目掲載ページ一覧 | 123 |

ごあいさつ

「JAがあって良かった！」と
評価いただける
協同組合をめざして



組合員のみなさまへ

爽やかな初夏を迎え、組合員の皆様には益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、ここに平成 29 年度の協同の成果の報告と平成 30 年度の事業計画などについて、ご報告できる運びとなりました。これもひとえに組合員皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

平成 29 年度は、国際情勢がめまぐるしく変化する一方、国内においては景気回復の実感がないまま少子高齢化による人手不足が深刻化し働き方改革が進められています。

農業・JA を巡る情勢は、世界的な食糧危機が懸念される中、今年から米の生産数量目標配分や主要農産物種子法が廃止されるなど、国の食料・農業政策は不安定な状況にあります。規制改革推進会議主導で進められる農協改革に対して、JA グループでは JA 自己改革＝「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組んでいます。

JA 兵庫南でも、第 7 次中期経営計画、第 7 次地域営農振興計画に基づき、自己改革推進委員会ならびに若手職員による自己改革ワーキンググループを中心に全職員が自己改革に取り組みました。組合員との徹底した話し合いの場として、支店別総代懇談会、担い手農家懇談会、JA 青壮年部・JA 女性会との意見交換会、支店ふれあい委員会さらには准組合員による JA 利用者懇談会などを開催し、あらゆる機会を通じて常勤役員が組合員から意見を聴き、改革に繋げました。

営農事業では、営農渉外係による指導体制を充実し、直売所出荷や契約栽培の拡大について生産農家への提案を行いました。JA バンク農業活性化支援事業や JA 共済地域農業活性化積立金、県の農業施設貸与事業さらには JA 兵庫南独自のハウス導入支援事業の実施や農業融資相談を行うなど、農業生産の拡大に向けた取り組みを強化しました。

信用事業においては、年金受給口座の増加が大きく寄与し、貯金残高は 5,837 億円、貸出金については住宅ローンの利用拡大により残高が 1,297 億円となりました。

共済事業においては、ライフアドバイザーを中心とした 3Q 訪問活動を徹底し、新契約推進ポイント 1,976 万ポイントの成果を収めることができました。

福祉事業では、デイふぁ～みん二見を道路拡幅事業のためやむなく閉鎖しましたが、ふぁ～みんの里明石、ふぁ～みんの里高砂が満床となるなど在宅介護事業と連携しながら地域包括ケアの一翼を担っています。

組合員加入促進の結果、組合員数は 58,522 名に増加しました。JA に出資し、事業を利用し、運営に参画するという協同組合本来の姿を目指して、さまざまな組合員活動が行われました。レジ袋廃止を契機に始めた「ふぁ～みん食農支援金」は、65 団体、2 万人を超える活動に発展しました。私たちは、これからも総合事業を行う地域密着の農業協同組合として、組合員とともに協同活動を展開してまいります。

平成 30 年度は、会計監査人による監査に向けた内部統制の整備が求められます。平成 31 年春には、全組合員を対象に自己改革のアンケートを実施する予定です。「JA 兵庫南があって良かった！」と言っていただけの JA を目指して全役職員が一丸となって自己改革に取り組んでまいります。

組合員の皆様におかれましては、協同活動へのより一層の参加・参画を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

平成 30 年 7 月吉日

兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 中村 良祐

1. 経営理念

1. 経営理念

『組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、
人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします』

- 経済の国際化にともなう環境変化や農業をとりまく環境の変化、さらに高齢化社会の到来など、将来に対する不安が募り不安定な状況が続いています。このような時代にあってJAは、組合員とともに繁栄し、「安心」して「安全」な商品やサービスを「安定」的に利用していただくための経営努力を続けてまいります。
- 農業は、大地、水、空気、太陽など自然の恩恵を受けて成り立つ産業です。新鮮で安全な農産物の供給、人とのふれあいを大切に、人間関係を深め地域社会への貢献を通じて、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりに取り組んでいきます。

2. メインテーマ

『農業の活性化と豊かな地域社会をめざし、
創造的自己改革への挑戦！』

3. 職員行動軌範

『感謝・挑戦・自律』

- ・・・常に感謝の念を持ち、何事にもチャレンジの姿勢を忘れず、自ら考え責任ある行動をします。

2. 経営方針

1. 基本方針

わが国の景気は緩やかな回復基調となっており、労働需給が引き締まりつつある中、雇用・所得環境は改善されていますが、国際社会の不安定材料が多く、決して楽観視できるものではありません。

当 JA の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足が顕著であり、農地転用の増加や米の生産数量目標配分の廃止もあり先行きが非常に不透明な状況となっていますが、平成 30 年度は、第 7 次中期経営計画ならびに第 7 次地域営農振興計画の中間年度として自己改革を強力に推し進めます。

JA グループでは平成 28 年度から 30 年度までを創造的自己改革集中期間と位置づけ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組んでいます。

自主参加の若手職員によるワーキンググループと JA 兵庫南青壮年部との協議、役職員と多くの生産部会、営農組合、生産者等との対話の中でいただいた貴重なご意見を JA 自己改革に反映させ、組合員・利用者のお役に立てる JA づくり・JA 活動に取り組めます。

運営面では組合員加入促進を継続し、また協同活動への積極的な参加を促し、支店ふれあい委員会活動を通して、組合員・利用者が主体となる支店、事業所運営に努めます。

謂われなき農協批判をきっかけとして農協法の大改正が実施されるなど、JA は大きな岐路に立たされています。自己改革により、組合員と協調連携して更に大きな結集となるよう力強い JA 運営をめざします。

2. 平成 30 年度経営計画の骨子

- (1) 第 7 次中期経営計画および第 7 次地域営農振興計画に基づく創造的自己改革の実践
- (2) 組合員加入促進と支店ふれあい委員会等組合員活動の充実
- (3) 安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けた総合事業の展開

●営農経済事業方針●

穀類の販売数量を増加するため、栽培講習会等を活用し栽培管理の指導と適期作業の徹底を図り単位収量の増加を目指します。野菜は、重点 5 品目を中心に面積拡大に取り組み、販売数量の増加を図ります。また、新規販売農家を育成することにより農業生産の拡大を図ります。

平成 30 年度は、第 7 次地域営農振興計画中間年度として、出向く営農渉外体制を充実させ、自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取り組みます。

●農業経営事業方針●

地域住民に対し農業への理解を深めるため体験農場を活用します。新規就農者育成ハウスでは、施設園芸農家の育成に取り組みます。

●高齢者福祉事業方針●

超高齢化社会の進展に伴い医療・介護制度の改革が進む中、JA らしさをいかした福祉事業を展開するとともに、第 7 次中期経営計画の中間年度として、制度改正に対応し組合員・利用者が安心して生涯を過ごしていただけるよう介護福祉事業の充実に取り組みます。

また、職員の資質向上を図り、ニーズに添った安心・安全なサービスの提供により利用者・ご家族の満足度向上に取り組みます。

●生活指導事業方針●

くらしの活動を通じて、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立を目指すとともに、協同の力で豊かでくらしやすい地域づくりに取り組みます。また、広報活動により、農畜産物の情報をはじめ、地域の話、暮らしの情報など幅広い情報を提供し、組合員・利用者とのパイプ作りに努めます。

●有線放送事業方針●

地域に密着した情報を提供し、利用者の皆様に親しまれる放送の充実に努めます。

●信用事業方針●

少子高齢化と人口減少が進む中において、組合員・利用者との強い信頼関係を構築するために、ニーズに柔軟に対応できる体制づくりに努めます。また、収益の確保を図るために貯金と住宅ローン獲得を中心に各種ローンの拡大に取り組み、将来にわたり安定した取引者の獲得のために家計のメイン化の取り組みを図ります。また、融資・貯金事務について事務の堅確化に取り組みます。

●共済事業方針●

「保障系共済推進の定着化」を目指して、「3Q 訪問活動（※1）」・「はじまる活動（※2）」を基軸とした保障点検活動のさらなる高度化をはかることで組合員・利用者の信頼と期待に応えていきます。さらに共済事業の本質である「保障系共済」の普及拡大によって、より一層の JA 共済のシェア拡大を目指します。

（※1）3Q 訪問活動：「安心は会う事からはじまります」を合言葉に、全国の LA が一丸となり取り組んでいる契約者フォロー活動です。

そして、JA 共済をご利用いただいていることへの日頃の感謝「ありがとう（サンキュー）」を伝えるとともに、お客様の期待に応え安心と満足をお届けするために、3つの確認と点検を行っています。

（※2）はじまる活動：JA 共済の取引がないお客様に対する保障点検活動です。ニューパートナー獲得に向けた重要な取り組みとなっています。

●経営管理方針●

ALM 委員会を中心に経営状況の適切な把握・分析を行い、健全な経営に努め、安定した収益構造の構築に取り組みます。また、内部留保の積み立てによって自己資本の充実を図りより一層の財務の安定化をめざします。

支店ならびに事業所を組合員の「憩いの場・ふれあいの拠点」と位置づけ、ふれあいイベントの実施や地域貢献活動を通じて、組合員の運営参画の促進ならびに農業や JA への理解を深めることを目的に支店事業所ふれあい活動に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されており。また、信用事業については専任の担当常務を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(平成29年度)

規制改革推進会議主導の農協改革が進められるなか、当JAにおいては、第7次中期経営計画の初年度として、「農業の活性化と豊かな地域社会をめざし、創造的自己改革への挑戦！」を基本テーマとして事業活動を展開しました。

自己改革の取り組みとして、3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」につながる活動を継続し、組合員のみならずから理解・共感を得られるよう努めました。

平成31年にはJAグループによる組合員全戸アンケートが予定されていますが、それに先立ち実施した試行アンケート結果をもとに、より利用しやすいJAづくりに結びつけます。

営農経済事業においては、新たに設置した営農渉外係による営農指導活動を強化した結果、販売品販売高は、前年度より3,374万円増加し、農業所得の増大、農業生産の拡大に貢献することができました。

金融共済事業においては、日銀によるマイナス金利政策により厳しい状況が続くなか、主要項目で目標を達成しました。また、高齢者福祉事業においても着実に利用者が増加し、より一層地域に根ざした存在となりました。

内部管理態勢の強化については、法令等遵守の職場風土を役員が先頭となり醸成し、コンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。

この結果、収支面では事業利益7億3千万円(前年対比142.9%)、経常利益11億5千万円、当期剰余金は8億7千万円を確保することができました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

1. 指導事業

(1) 営農指導

第7次地域営農振興計画(平成29年度~31年度)の初年度として、出向く営農指導体制の確立と指導、販売等の渉外活動の強化を目的に職員を「営農渉外係」として各営農経済センターに配属し、JA自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するため以下の生産振興に取り組みました。

良品質米を生産するための土づくりとして「緑肥+土壌改良剤」の実証圃を設置し、品質・食味向上の効果を検証しました。麦の栽培講習会を開催し排水対策、雑草防除の徹底を指導することにより単位収量が増加しました。大豆の生育調査を基に適期作業を奨励することにより販売数量が増加しました。

野菜では、「キャベツ、ブロッコリー、レタス、スイートコーン、タマネギ」の5品目を重点作物に位置づけ面積拡大をはかり合計95.8ha(前年対比106.9%)の作付が行われました。

地域ブランド品については、JR 駅構内やふぁ～みん SHOP での試食販売だけでなく、新たに明石市民広場や神戸大丸店で試食販売を行いました。「加古川和牛」については、体験ツアーを 8 月に実施しました。

ふぁ～みん SHOP やにじいろふぁ～みんへの出荷量の増加を目指し、野菜や果樹の栽培講習会を開催し栽培技術の紹介や有望な作物・品種の提案を行いました。また、安心安全な農作物を提供するため、ふぁ～みん SHOP 全 7 店舗で農薬安全使用講習会を開催しました。

(2) 生活指導

「JA 兵庫南くらしの活動基本方針」に基づき「組織基盤拡充のための基礎活動」を JA 運動の基本と位置づけ、組合員活動の拡充、組合員や地域住民との絆づくり、JA や農業に対する理解促進に努めました。

「支店・事業所ふれあい活動」においては、支店ふれあい委員に職員とともに支店ふれあい活動を企画・実践してもらうことで、組合員の運営参画の意識醸成や職員のモチベーションの向上にもつながりました。

JA 女性会活動においては、全体活動として女性会大運動会、親睦ウォーキング、JA 女性会フェスタを開催し、会員相互の親睦と活動の充実を図りました。また、105の目的別グループも活発に活動を展開しました。

食と農に関する活動として、小学生を対象にちゃぐりんスクール（全6回）を開催しました。16名が参加して、サツマイモ・キャベツなど野菜の収穫、料理教室などの体験を通して農業への理解を深めました。

「健康寿命100歳プロジェクト」として、花と緑で人を癒す園芸療法等の JA 健康セミナーを開催し、35名の参加がありました。また、町ぐるみ健診では、疾病の早期発見・早期治療を目的に7会場で実施し、939名の受診がありました。事後指導にも積極的に取り組み生活習慣病の予防と健康増進に努めました。

学習広報活動として、女性組合員対象の「レディースカレッジ」に加え、男性組合員対象の「男ディカレッジ」を開講しました。男性組合員が教養を高め、生活の充実を目指し、生活、健康、食育などを通じて農業や JA に対する理解を深めました。

2. 販売事業

平成 29 年産米は、早生品種は順調でしたが、晩生品種は収穫時期の天候不順により収穫が 11 月にずれ込み品質劣化が懸念されたものの、大きな影響はありませんでした。主食用米の出荷実績は、107,310 袋で前年対比 100.4%でした。麦については、栽培管理の徹底と天候に恵まれ出荷数量は大麦が 1,165 トン（前年対比 152.2%）、小麦が 301 トン（前年対比 140.6%）と近年にない出荷量となりました。大豆については、需要が減少した早生黒大豆を普通大豆に転換した結果、生育も順調で出荷数量は 2,008 袋（前年対比 158.4%）と大幅に増加しました。

青果販売については、重点作物 5 品目合計で出荷数量 2,282 トン（前年対比 101.7%）、販売金額 3 億 1,411 万円（前年対比 102.0%）でした。

にじいろふぁ～みん並びにふぁ～みん SHOP の販売高については、秋以降の長雨や急激な気温低下などの影響により出荷が伸び悩み、農家出品にかかる販売高は 18 億 1,407 万円（前年対比 98.6%）となりました。

畜産事業では、肉質改善に努め枝肉成績（神戸ビーフ率 81.8%）は、県下平均（80.3%）を上回る事が出来ました。

3. 購買事業

生産資材については、水稻作付面積の減少や、平成 29 年度に JA グループが生産コスト削減のために銘柄集約して製造した安価な肥料の影響で、供給高実績は計画を下回りました。農機センターでは、

年3回展示会を実施し大小農機具を展示販売しました。組合員の皆様に多数来場いただき供給につなげることが出来ました。

生活物資については、昨年に引き続き航空写真の推進を行いました。また、加古川・稲美・高砂地区で健康体感館を開設しました。新たな取り組みとして、全農、洋服の青山と業務提携し、事業の拡大を図りました。

4. 保管事業

ふぁ～みん SHOP で販売する JA 兵庫南産米と全農に販売する大麦を中心に保管しました。

5. 加工・利用事業

平成 29 年度の米の荷受重量は、6,200 トン（前年対比 103.5%）でした。晩生品種の刈り遅れの影響等で品質劣化が懸念されたものの、全品種 1 等で出荷することが出来ました。

麦については、天候に恵まれ、大麦の荷受重量は 1,328 トン（前年対比 154.2%）、小麦の荷受重量は 325 トン（前年対比 138.8%）と大きく増加しました。

水稻苗の出荷数量は稚苗 63,981 箱、成苗 41,347 箱となり、合計で前年より 936 箱の減少となりました。

野菜苗については、410 万本供給しました。前年より 58 万本の増加となりました。

加工事業では、地元産大豆を 100%使用した大豆の香りが残る豆腐を中心に厚揚げなど大豆加工品を販売しました。地元野菜はにじいろレストランや惣菜コーナーの食材として活用し野菜本来の味が楽しめるメニューを提供しました。また、地元産米粉を使ったてんぷら粉やお好み焼粉、米粉麺など米粉加工品も直売所の定番商品として定着しています。主な加工品の取扱高は、にじいろレストラン 5,982 万円、惣菜 1,861 万円、豆腐 1,298 万円となりました。

6. 農業経営事業

農業への理解を深めるため、体験農園でタマネギ・スイートコーン・さつまいもの収穫体験を実施し多数参加いただきました。また、昨年に続きコスモスを栽培し景観に配慮した農園作りを行いました。新規就農者育成ハウスでは研修生 2 名を受け入れ、ハウス栽培の研修としてリーフレタスの養液栽培、いちごの高設栽培、メロン・キュウリの土耕栽培を実施しました。

7. 有線放送事業

稲美地区で地域に密着した情報の発信に努めました。JA の営農生活情報や行政、自治会からの告知放送を 6,529 回行いました。24 時間年中無休のテレホンサービスは 6,623 回の利用がありました。

8. 高齢者福祉事業

超高齢化社会の進展に伴い、医療・介護制度の改革が進む中で、平成 29 年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、地域全体で高齢者を支える環境づくりに取り組みました。

また、職員のキャリアアッププランに基づき、職員の資質向上によるサービスの質の向上を図り、利用者・ご家族の満足度向上に努めました。

その結果、ふぁ～みんの里高砂とふぁ～みんの里明石の高齢者住宅は満床となり、デイサービスの利用者も着実に増えました。

福祉正職員登用制度に則り、有能な人材確保と育成を図りました。また、新たな介護員を養成するため、介護職員初任者研修を開催し、受講者 22 名全員に認定証を交付しました。

各施設で防犯訓練を実施するとともに、ヒヤリハット・事故報告を徹底し、未然防止策の共有化を図るとともに、ADL（日常生活動作）向上に努めました。

9. 信用事業

組合員・利用者の皆様との信頼関係を構築し、ニーズに柔軟に対応できる体制づくりに努めました。また、収益の安定を図るために個人貯金・住宅ローンを中心に新規開拓先と既存取引先での家計のメイン化の取引拡大を行い、事業推進の質を重視し、以下の7点を重点項目として取り組みました。

- ① 年金・給与振込、公共料金、定期積金の獲得強化。
- ② 融資専任担当者、信用渉外担当者の協力体制による住宅ローンの獲得強化。
- ③ 純新規顧客、メイン利用者の獲得による取引の拡大。
- ④ 渉外担当者、窓口担当者の連携による営業力強化。
- ⑤ 年金、税務、相続遺言セミナー、個別相談会機能の充実。
- ⑥ 正確な事務処理の定着を図るため、融資・貯金事務の堅確化。
- ⑦ 経営の健全性を確保するため、自己査定の変なる精緻化。

上記の結果、個人貯金・住宅ローンの量的拡大に繋がり収益に大きく貢献しました。

事務面においては、本店からのモニタリングと各支店による自主点検及び事務リーダーを中心とした勉強会を実施し、事務の堅確化に努めました。

また、相談機能については、各相談会を本支店が連携し相談参加者の増加を図りました。

融資業務は、厳正かつ迅速な審査を行うとともに、経営の健全性確保のために、全国事務統一マニュアルを厳守し、正確な事務処理に努めました。また、自己査定 of 精緻化に取り組み、適正な償却・引当金を計上しました。

不良債権の取り組みとして、本支店一体となった回収体制の強化を図り、初期延滞発生に対しては早期督促を行なう等、不良債権残高の減少及び不良債権比率の引下げに努めました。

10. 共済事業

(1) 長期共済

平成29年度は建物更生共済の仕組改訂を最大限に活かし、3Q訪問活動を通して未保障世帯や低保障世帯の解消に向けた取り組みを進め、着実な建物保障点検活動を実践しました。昨年10月に発生しました台風21号により、管内でも260件以上の被害を受け、4,345万円の共済金をお支払いするなど、異常気象に伴う台風やゲリラ豪雨被害への備えとして、組合員・地域住民の方々へ、新しくなった建物更生共済の普及拡大に努めました。

また、平成28年度から導入したタブレット型端末機(Lablet's)によるペーパーレス手続き、キャッシュレス手続きを活用した契約手続きの利便性向上に努めました。その結果、長期共済においては、計画対比118.3%の加入をいただきました。

(2) 短期共済

自動車共済については、他損保や外資系損保の攻勢の中、渉外担当者と窓口担当者の連携により、計画対比108.0%の加入をいただきました。

(3) 地域貢献活動

日頃の感謝と働くパパ・ママを応援する「こどもくらぶ」会員を中心に、親子で楽しめるアンパンマンショーを開催しました。また、組合員からニーズの高い相続贈与セミナーを3会場で開催しました。

11. 経営管理

(1) 経営管理

自己資本充実のために、利益準備金および任意積立金を積み立て、自己資本の充実、経営の健全化に努めました。

組織基盤の拡大については支店窓口、渉外担当者を中心として組合員加入促進運動を展開した結果、組合員は1,443名増加し、58,522名となりました。あわせて、不在組合員の整理を行いました。

(2) 広報

広報誌では、組合員向けの月刊誌「ふぁ～みん」や地域住民向けのコミュニティー紙「ぶちふぁ～みん」を発行しました。読者モニター6名を選任して読者の声を反映するとともに、「食と農・くらし・健康」を大切にしながら誌面づくりを行いました。

「支店・事業所だより」では、より身近な情報を発信することで、組合員や地域住民との繋がりをさらに深めました。また、誌面の充実とスキルの向上を促すためコンクールを実施し、支店・事業所の活性化に努めました。

ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにちわふぁ～みん」（毎週金曜日12：40～13：00）では、JA兵庫南管内の組合員に出演していただき特産品のPRをしました。

「農業の活性化と豊かな地域社会をめざし、創造的自己改革への挑戦」をメインテーマに、ふぁ～みんフェスタを4会場で開催しました。日頃の感謝の意を込めて、組合員抽選会、各種催し、模擬店出店等を行い、組合員や地域住民の皆様とのふれあいの機会をもつことができました。

あわせて、古着回収（1,917kg）や募金活動を行い、組合員の皆様とともに熊本地震等の被災地復興支援に取り組みました。

また、オリジナルソング「みんなのふぁ～みんくん」やダンス、ふぁ～みんくんのLINEスタンプを創作し、JA兵庫南のPRに努めました。

（3）地域貢献活動

ふぁ～みん食農教育支援金として、地域において食農教育活動に取り組む65団体の活動に対し239万円を助成しました。延べ23,175名の参加があり、食と農に対する理解を深めました。

また、この財源については、ふぁ～みんSHOPのレジ袋持参運動による費用削減やレジ袋有料化代金を充当しました。

支店ふれあい委員やJA女性会員・役職員により、地域清掃活動を実施しました。

高齢者見守り活動では、組合員や地域住民の方の日常生活や地域の異変を早期に発見し、察知した者が迅速に警察や消防へ通報する体制を整え、安心して暮らせる地域社会づくりに努めています。

支店や事業所等3会場で献血を実施しました。49名の方に献血していただき、多くの輸血を必要とする方々のお役に立てることができました。

JA兵庫南環境宣言に基づき節電意識を高め、使用量削減を目指し、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズに取り組みました。

（4）人事・教育

環境がめまぐるしく変化する中、健全な経営を行うため人材育成を重点におき、各種検定試験の受験、各連合会の研修会への積極的な参加、自主勉強会の実施等、職員教育の充実に努めました。新入職員教育については、ルーキーサポーター制度により教育係を配置し早期の戦力化を図りました。また、働き方改革を推し進める中で、職場の業務改善に取り組み費用の削減に努めました。

職場環境プロジェクトを基本に、CS（顧客満足度）を充実するため、ES（職員満足度）の向上を図り職場活性の基本であるコミュニケーション能力に努め、その成果をロールプレイング大会で発表しました。

職員の健康管理のための健康診断や、安全衛生委員会による安全パトロールを実施しました。

（5）内部監査

事業経営目標の効果的な達成に役立つよう、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から監査を実施し、問題点の改善方法の提言等に努めました。

また、監査資源の効果的かつ効率的な内部監査を行うために、リスク・アプローチに基づく内部監査を実施しました。

（6）コンプライアンス(法令遵守)

コンプライアンス・プログラムに基づく勉強会や研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主検査やモニタリングの実施により内部けん制機能の強化に努めました。また、組合員・利用者の皆様からのご意見を真摯に受け止め対処しました。

5. トピックス(平成 29 年度)

4月

- 3日 入組式
- 18~27日 期末監事監査
- 22日 平成 29 年度 JA 兵庫南役職員スタートダッシュ大会 (コスモホール)
- 29日 加古川育農塾開講



入組式



役職員スタートダッシュ大会

5月

- 6日 第3回 JA 兵庫南組合長杯小学生ソフトボール大会
- 10日 第19回 JA 兵庫南女性会総会
- 15~18日 中央会期末監査
- 19日 平成 29 年度 LA・FP・融資専任・MP・TAC 決起大会
- 20日 ちゃぐりんスクール開校式
- 23日 反社会的勢力との等取引排除に向けた研修会



女性会総会



渉外担当者決起大会

6月

- 14~16日 地区別総代懇談会
- 24日 第18回通常総代会 (コスモホール)



通常総代会

7月

- 9日 第11回 JA 兵庫南ふぁ～みん杯ソフトボール大会
- 15日 第1回健康セミナー (ふぁ～みんの里 明石)
- 18日 第1回 JA 利用者懇談会



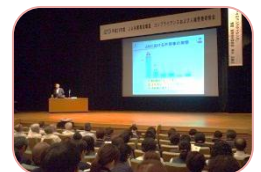
利用者懇談会

8月

- 3日 加古川和牛体験ツアー
- 22日 農業機械安全操作研修会
- 26日 役職員コンプライアンスおよび人権研修会 (コスモホール)



ソフトボール大会



コンプライアンス・人権研修会

9月

- 3~4日 JA 兵庫南組合長杯軟式野球大会
- 20日 男ディカレッジ開講
- 27日 JA兵庫南女性会「第1回大運動会」



女性会運動会

10月

- 8日 「第22回ラジオ関西まつり」に出展
- 16・17日 契約職員コンプライアンス研修会
- 18～30日 上期監事監査



ラジオ関西まつり

11月

- 11日 総代研修会（コスモホール）
- 18・19日 にじいろふぁ～みん2周年感謝祭
- 19日 明石播磨ふぁ～みんフェスタ
（浜田球場）
加古川ふぁ～みんフェスタ
（加古川刑務所矯正展同時開催）
- 26日 高砂ふぁ～みんフェスタ
（高砂市総合運動公園）
稲美ふぁ～みんフェスタ
（営農総合支援センター）
- 30日 役員コンプライアンス研修会



総代研修会



ふぁ～みんフェスタ明石播磨



ちゃぐりんスクール

12月

- 2日 「ちゃぐりんスクール」閉校式
- 20日 「レディースカレッジ」「男ディカレッジ」のみそづくり教室開催
- 23日 「それいけ！アンパンマンショー」
（加古川市民会館）



アンパンマンショー

1月

- 12日 産業振興に関する連携協定調印式
- 16日 営農渉外研究発表会
- 30日 JA女性会フェスタ（コスモホール）



女性会フェスタ



JA 共済感謝のつどい歌謡ショー

2月

- 1～28日 組合員試行アンケート調査
- 4日 JA 共済感謝のつどい歌謡ショー
（加古川市民会館）
- 13～19日 支店別総代懇談会
- 24日 JA 兵庫南組合長旗第13回小学生バレーボール大会



青壮年部との懇談会

3月

- 9日 支店ふれあい委員会正副委員長懇談会
- 15日 青壮年部との懇談会
- 17日 組合員協同セミナー（コスモホール）



組合員協同セミナー

6. 農業振興活動

JA 兵庫南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

消費者に安全・安心な農産物を提供するため、ふぁ～みんSHOP生産者を対象に産地表示方法や、農薬安全使用報告書の提出を徹底しています。営農渉外による生産圃場の巡回や、栽培履歴記帳の徹底と農薬適正使用の指導強化に努めています。



農業機械安全操作研修

2. 集落営農組織の育成・支援

米・麦・大豆を作付けする営農組合等の担い手への農業所得確保に向けて栽培指導の強化に努めました。また、営農組合の規模拡大、法人化、新規営農組合設立に向けての支援を行っています。



営農組合設立祝賀会

3. 地産地消の取り組み

管内に8店舗のふぁ～みんSHOP（農産物直売所）を設置し、新鮮で安全・安心な地元農産物を地域の消費者に供給して喜んで頂ける店舗づくりを目指しています。

農家の生産力を向上させて直売所への出荷量を増やします。また、新規農家の育成をするため、ハウス導入経費の一部をJAの自己資金で助成しています。また、補助事業を活用し、施設園芸の面積拡大を目指しています。



にじいろふぁ～みん「とまとまつり」

4. 農業とのふれあい活動

「農業の活性化と豊かな地域社会をめざし、創造的自己改革への挑戦」をメインテーマに、ふぁ～みんフェスタを4会場で開催しています。また、「ふぁ～みん食農教育支援金」により各種団体の食農活動を支援しました。



ふぁ～みんフェスタ稲美

5. 食育の取り組み

ちやぐりんスクールの開催ならびに、水稻や野菜の植付・収穫体験イベント・加古川和牛体験ツアーなどを各地で開催することにより消費者とのふれあい活動を実施し、農業の理解を深め広げる活動に取り組んでいます。また、学校給食や病院食への地元農産物の供給拡大を図りました。



加古川和牛体験ツアー

7. 地域貢献活動

JA兵庫南は、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動



古着回収



クールビズ



献血



復興支援



2. 地域貢献情報

地域からの資金調達状況

貯金残高（平成30年3月末現在）

（単位：百万円）

| 種類 | 残高 |
|-----|----------------|
| 当座性 | 150,939 |
| 定期性 | 432,819 |
| 小計 | 583,758 |
| 譲渡性 | 0 |
| 合計 | 583,758 |

地域への資金供給状況

貸出金残高（平成30年3月末現在）

（単位：百万円）

| 種類 | 残高 |
|---------|----------------|
| 農業近代化資金 | 4 |
| その他制度資金 | 436 |
| 農業関連融資 | 174 |
| 事業関連融資 | 12,844 |
| 住宅関連融資 | 112,730 |
| 生活関連融資 | 3,129 |
| その他 | 451 |
| 合計 | 129,773 |

文化的・社会的貢献に関する事項



清掃活動



トライやるウィーク受入



町ぐるみ健診



播磨町産業振興に関する連携協定締結



地域見守り活動に関する協定締結



振り込め詐欺防止啓発

3. 地域密着型金融への取り組み

- (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況を含む）

当JAは、「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします。」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会を開催するほか、契約栽培の拡大や直売所での地場産米の販売拡大また、地元量販店への出荷量の拡大等に取組んでいます。

- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農渉外担当者を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導にしています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズ応えていくため、農業融資担当部門とTAC等、営農経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

- (4) ライフサイクルに応じた担い手支援

農業後継者として新規就農者を対象に「かこがわ育農塾」を開催しています。また、卒業後の農業経営と生活をサポートしています。

- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、TAC等営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、営農に必要な営農ローン、加工・流通・販売に関する設備・運転資金としてアグリマイティー資金があります。

- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、ちゃぐりんスクール・夏休み工作教室・書道教室等による食農教育活動に取り組んでいます。また、女性を対象とした「ふぁ～みんレディースカレッジ」を開講し、楽しみながら自分を磨き、仲間づくりをする機会に取り組んでいます。

8. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理の方針〕

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し金融部融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・モニタリングを実施し事務リスクの削減に努めています。また事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口及び、コンプライアンスの進捗管理を行う統括部署を設置しています。

金融ADR制度への対応（苦情等受付・対応態勢）

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

ご加入先の支店、または本店及び総合リスク管理室（電話：0120-777-052）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

共済事業

まずは①の窓口にお申し出下さい。なお、次の外部機関もご紹介いたします。

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 0570-078-325）

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

最寄の連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、組合員の信頼を継続していくため、組織・運営及び会計の全般にわたり監査を実施するとともに、改善事項の提言を通じて適切な業務の維持・強化に努めています。また、内部監査は年度監査計画に基づきJAの本店各事業部・支店・経済事業所並びに子会社の全部署を対象に実施し、監査結果は被監査部門に通知するとともに未整備事項の改善取組みを指導し、その検証結果をフォローアップしています。

個人情報保護方針

兵庫南農業協同組合（以下「当組合」といいます）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関係法令の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項および第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

5. 匿名加工情報

当組合は匿名加工情報（保護法第2条第9項）については、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、適正に取扱います。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）および労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報（要配慮個人情報を除く）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ方針

兵庫南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1.当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2.当組合は、情報の取扱い、情報システムおよび情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3.当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4.当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5.当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

また、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等の防止に取組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

反社会的勢力等への対応にかかる態勢整備

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、関係法令等を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

反社会的勢力等との決別

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

組織的な対応

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

外部専門機関との連携

4. 当組合は、警察、暴力団追放兵庫県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携関係を構築します。

取引時確認

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

疑わしい取引の届出

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1.反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2.反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

J Aバンク利用者保護等管理方針

兵庫南農業協同組合(以下「当JA」と言う。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分にを行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等において利用者当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当兵庫南農業協同組合(以下、「当組合」という。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の認識度合に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するように努めます。
4. 当組合は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況●

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、14.79%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実●

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調整額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|------------------------------|
| 発行主体 | 兵庫南農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 3,763 百万円 (前年度 3,762 百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容等

信用事業

貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

| 貯金名 | 特徴 | お預け入れ期間 | お預け入れ金額 | 付利単位 | 対象 |
|----------|--|---------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------|
| 総合口座 | 1冊の通帳にく貯める>>受取る>>支払う>>借りる>>という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で、最高300万まで自動融資がご利用いただけます。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | 100円 (1,000円以上について) | 個人のみ |
| 普通貯金 | いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | 100円 (1,000円以上について) | 個人および法人 |
| 当座貯金 | 手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | — | 個人および法人 |
| 決済用貯金 | いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | — | 個人および法人 |
| 通知貯金 | 7日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。 | 7日以上 2日前のご通知でお引出しできます。 | 5万円以上 1円単位 | 1円 | 個人および法人 |
| 貯蓄貯金 | 普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。 *給与・年金・配当金の自動受け取り・公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | 1円 (1,000円以上について) | 個人のみ |
| スーパー定期 | お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。 | 1か月以上 10年以内 | 1円以上 1円単位 | 1円 | 個人および法人(複利型：個人のみ) |
| 大口定期 | 土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大口定期貯金です。 | 1か月以上 10年以内 | 1,000万円以上 1円単位 | 1円 | 個人および法人 |
| 変動金利定期貯金 | 6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。 | 1年 2年 3年 | 1円以上 1円単位 | 1円 | 個人および法人(複利型：個人のみ) |
| 期日指定定期貯金 | お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しになります。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。 | 1年以上 3年以内 | 1円以上 300万円未満 1円単位 | 1円 | 個人のみ |

| 金名 | | 特徴 | お預け入れ期間 | お預け入れ金額 | 付利単位 | 対象 |
|-----------|--------|---|---|------------------|------|---------|
| 財形貯蓄 | 一般財形貯金 | お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使いみちは自由です。 | 3年以上 | 1円以上 1円単位 | 1円 | 個人のみ |
| | 財形住宅貯金 | マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。) | 5年以上 | | | |
| | 財形年金貯金 | 年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。) | | | | |
| 積み立て式定期貯金 | エンドレス型 | お積み立て目的やご利用日が特にならない方におすすめで、不意に資金が必要なおきにお使いいただけます。 | 期間の定めはありません。 | 1円以上 | 1円 | 個人および法人 |
| | 満期型 | ご指定いただいた満期日に一括してお受け取り頂く積立定期貯金です。 | 7か月以上 10年以内 据置期間 1か月以上 3年以内 | | | 個人および法人 |
| | 年金型 | 年金のお受け取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。 | 1年5か月以上(据置期間 2か月以上 10年以内、受取期間3か月以上20年以内) | | | 個人のみ |
| 定期積金 | | ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。 | 1年以上 7年以内 | 1,000円以上 1円単位 | 1円 | 個人および法人 |

貸出業務 協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体等、農業以外への必要資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

| ローン名 | お使いみち | ご融資金額 | ご融資期間 |
|--|--|--|--|
| 賃貸住宅ローン(協会型) | ●賃貸住宅の新築、増改築および補改修に必要な資金 | 100万円以上4億円以内 (10万円単位) | 30年以内(1か月単位) |
| 住宅ローン(基金協会保証) (一般型・100%応援型・ 借換応援型) | ●住宅の新築、および増改築資金 ●住宅および土地の購入資金 ●土地の購入資金(5年以内に住宅を新築し居住の予定があること・100%応援型は2年以内) ●現在借入中の住宅ローンの借換 | 10万円以上5,000万円以内 (1万円単位) ただし、兵庫県農業信用基金協会が特に認めた場合は貸付金額を10万円以上10,000万円以内(10万円単位)とする(借換えは同8,000万円以内) | 35年以内(1か月単位) 借換の場合残存期間+5年以内かつ3年以上34年以内 (准組合員の場合3年以上32年以内) |
| リフォームローン (基金協会保証) | ●住宅の補改修資金 ●宅地内の植樹、造園資金 ●門、塀、車庫、物置、台所、浴室等の設置または改良資金 | 1万円以上500万円以内 (1万円単位) | 10年6ヶ月以内 (1か月単位) |
| 教育ローン(基金協会保証) | ●高等学校から大学等、各種学校に就学するお子様の入学料、授業料、その他の教育費に必要な資金 ●現在借入中の教育ローンの借換 (平成28年7月1日より) | 500万円以内 (1万円単位) | 変動金利型 15年以内(1か月単位) (据置期間を含む) 固定金利型 5年以内 借換の場合は残存期間内 |
| フリーローン (基金協会保証) | ●家電製品等の購入や結婚、出産資金など生活に必要なすべての資金(負債整理資金、営農資金、事業資金は除きます) | 300万円以内 (1万円単位) | 6か月以上5年以内 (1か月単位) |
| マイカーローン (基金協会保証) | ●本人及び同居の家族が必要とする次の資金(営業用自動車は除く) ●自動車・バイク購入や点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用。また運転免許の取得、カー用品の購入、車庫建設(建設費が100万円以内)の資金 ●現在借入中の自動車ローンの借換 | 500万円以内 (1万円単位) | 6か月以上10年以内 (1か月単位) 借換の場合は残存期間内 |
| アグリマイティー (基金協会保証) | ●農業生産に直結する設備資金・運転資金 ●農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ●地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 | 個人 5,000万円以内 団体 10,000万円以内 | 17年以内 (据置期間3年以内) (法定耐用年数以内) |
| 営農ローン(基金協会保証) | ●営農に必要な資金 | 10万円以上300万円以内で 年間の農産物販売額以内 (10万円単位) | 1年(原則として1年ごとに自動的に継続されます。) |
| カードローン (基金協会保証) | ●生活に必要なすべての資金 | 極度額 20万円~300万円 | 2年(原則として2年ごとに自動的に継続されます。) |

その他業務

| | |
|-----------|---|
| 為替サービス | 全国のJA・県信連・農林中金の店舗はもちろん、全国の銀行や郵便局、信用金庫などの店舗、さらにはコンビニATM（セブン銀行含む）と為替網で結び、当JAの窓口を通じて全国どこの金融機関へでも振込みや手形・小切手等の取立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。 |
| 給与振込 | 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。 |
| 年金自動受取 | 年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またJA以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただけます。 |
| 自動支払 | 電気・電話・NHKなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払をあなたに代わって行うサービスです。お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。 |
| JA家計簿サービス | ご指定された日から1か月分の収支を自動集計し、月々の収入が一目でわかるように通帳に記帳するサービスです。集計内容は入金合計額、出金合計額、その差額です。希望により、五大公共料金の引落の合計額も記入可能です。 |
| JAカード | 国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJAのクレジットカードです。公共料金のカード支払いで、ポイントが貯まります。 |
| アミカ | 総合口座・キャッシュカード・定期積金・JAカードがセットになった《女性専用》の商品です。 |

| | |
|-------------|--|
| 投資信託 | お金の積極的な運用方法としての選択肢の一つです。少ない金額から投資可能で、専門家がお客様にかわって情報収集や分析をおこないながら運用し、得られた利益をお客様に分配する金融商品です。 |
| 国債 | 新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしています。 |
| JAアンサーサービス | 窓口に行かなくても、ご自宅やオフィスから「振込・振替」、「残高照会」などがご利用いただけるサービスです。 |
| ネットバンク | 窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。 |
| メールオーダーシステム | インターネットに接続できるパソコン・携帯電話から満18歳以上の個人のお客様を対象に口座開設の受付が出来たり、すでに口座をお持ちの方の住所変更の受付が出来るサービスです。 |



手数料一覧（平成30年4月1日現在）

貯金業務手数料

| 手数料項目 | 条件 | 税込手数料 | |
|--------|---------------|--------|--------|
| 残高証明書 | 1通 | 432円 | |
| 取引履歴照会 | 過去10年間（10枚まで） | 432円 | |
| | 10年超（1カ月につき） | 216円 | |
| 用紙発行 | 小切手帳 | 50枚綴り | 540円 |
| | 手形帳 | 50枚綴り | 648円 |
| | 自己宛小切手 | 1枚 | 540円 |
| マル専関係 | 手形用紙 | 1枚 | 540円 |
| | 口座開設 | 1口座 | 3,240円 |
| 再発行 | 通帳 | 1通 | 540円 |
| | 証書 | 1枚 | 540円 |
| | ICキャッシュカード | 1枚 | 1,080円 |
| | 一体型キャッシュカード | 1枚 | 540円 |
| 夜間金庫 | 1か月 | 1,080円 | |

手数料を免除するもの

- ①自己宛小切手の発行については、JAの都合により顧客に依頼した場合
- ②通帳、証書、キャッシュカードの再発行については、結婚、養子縁組、離婚等による名義変更に伴う再発行依頼の場合
- ③不稼動口座の整理において、通帳を紛失していて、残高が再発行手数料に満たない場合

貸付金手数料

| 手数料項目 | 条件 | 税込手数料 | 備考 | |
|--|-----------------------------------|-----------------|--|---|
| 住宅資金実行手数料 （JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸ローン） | | 32,400円 | 有担保 | |
| | | 10,800円 | 無担保 | |
| 繰上返済手数料(JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸ローン) | | | | |
| 全額 | 特約固定・長期固定型（1件） | （実行～10年以内） | 32,400円 | |
| | | （10年超） 1,000万以上 | 21,600円 | |
| | | 500万以上 1,000万未満 | 10,800円 | |
| | | 500万未満 | 5,400円 | |
| | 変動金利型（1件） | | 5,400円 | |
| 一部 | 変動・特約・長期固定 | 繰上返済額は10万円以上 | 5,400円 | JAカード加入もしくは公共料金2種類以上口座振替頂いている方は年3回限り、無料 |
| ※協同住宅ローン(株)(KHL)保証付JA住宅ローンについては、最大5,400円（全額繰上返済10,800円）の協同住宅ローン(株)に対する繰上返済手数料が別途必要となります【払戻保証料の範囲内】 | | | | |
| 貸付金全般 | | | | |
| 返済方法変更 | （例） 特約固定→再度特約固定選択 変動→特約固定選択 | 5,400円 | | |
| 条件変更 | | 5,400円 | 変更契約・延期書等をかかわす場合（保証人変更、期限短縮・延期）※繰上返済を伴う期間短縮を除く | |
| | 金利変更に係るもの | 54,000円 | | |
| 担保物件の差換え・一部抹消 | | 10,800円 | 当初より稟議された案件は5,400円 | |
| 各承諾書 | | 10,800円 | | |
| 極度増額・設定順位の変更 | | 10,800円 | | |
| 年末残高証明発行 | 1通 | 432円 | 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料 | |
| カードローン | 新規 | 0円 | 口座管理手数料 | |
| | カード再発行 | 1,080円 | | |

為替関係手数料

| 手数料項目 | 条件 | | | 税込手数料 | | |
|-------|-------------------------------|------------|------------------|--------------|------------|------|
| 送金 | 普通 | 自JA本支店 | | 432円 | | |
| | | 他行 | | 648円 | | |
| 振込 | 窓口 | 電信 | 3万円未満 | 自JA本支店 他行 | 0円 540円 | |
| | | | 3万円以上 | 自JA本支店 他行 | 0円 756円 | |
| | | 文書 | 3万円未満 | 自JA本支店 他行 | 0円 432円 | |
| | | | 3万円以上 | 自JA本支店 他行 | 0円 648円 | |
| | | JAアンサーサービス | | | 自JA本支店 | 0円 |
| | | | | 3万円未満 | 他行 | 432円 |
| | | | 3万円以上 | 他行 | 648円 | |
| | 代金取立 | 自JA本支店間 | | | 無料 | |
| | | 他行間 | 神戸の交換所 | | 無料 | |
| | | | 大阪・京都・奈良・和歌山の交換所 | | 648円 | |
| 上記以外 | | | 864円 | | | |
| その他 | 送金・振込組戻料 | | 1件 | 648円 | | |
| | 不渡手形返却料 | | 1件 | 864円 | | |
| | 取立手形組戻料 | | 1件 | 864円 | | |
| | 取立手形店頭呈示 | | 1件 | 648円 | | |
| | (但し取立費用が648円以上の時は実費) | | | | | |
| その他 | 貯蓄貯金スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき54円 | | | | | |
| | 定期スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき54円 | | | | | |

<参考>

定時自動送金・集金手数料

| 手数料項目 | 条件 | | | 税込手数料 |
|----------|----|-------|--------------|------------|
| 振込 | 電信 | 3万円未満 | 同一店内宛 | 無料 |
| | | | 自JA本支店 | 無料 |
| | | | 他行 | 324円 |
| | | 3万円以上 | 同一店内宛 | 無料 |
| | | | 自JA本支店 他行 | 無料 540円 |
| 別途、振替手数料 | | | | 54円 |
| 定時自動集金 | | | | 75円 |

ATM手数料（信連）

| 手数料項目 | 条件 | | | 税込手数料 | |
|-------|-----|---------------------|-------|-------|------|
| 振込 | 自動機 | キャッシュカードによる振込（口座振込） | 3万円未満 | 県内JA | 0円 |
| | | | | 県外JA | 216円 |
| | | | | 他行 | 216円 |
| | | | 3万円以上 | 県内JA | 0円 |
| | | | | 県外JA | 432円 |
| | | | | 他行 | 432円 |
| | | 現金による振込（現金振込） | 3万円未満 | 県内JA | 0円 |
| | | | | 県外JA | 324円 |
| | | | | 他行 | 432円 |
| | | | 3万円以上 | 県内JA | 0円 |
| | | | | 県外JA | 432円 |
| | | | | 他行 | 648円 |

JAネットバンク手数料

利用手数料・・無料

振込手数料

| 手数料項目 | 条件 | | | 税込手数料 |
|-------|----|-------|--------|-------|
| 振込 | 電信 | 3万円未満 | 同一店内宛 | 無料 |
| | | | 自JA本支店 | 無料 |
| | | | 他行 | 216円 |
| | | 3万円以上 | 同一店内宛 | 無料 |

| | | | |
|--|--|-----------|-------|
| | | 自 J A 本支店 | 無料 |
| | | 他行 | 432 円 |

法人 J A ネットバンク

利用手数料

| 手数料項目 | 利用料 |
|-------------------|---------------|
| 基本サービス（照会・振込サービス） | 月額利用料 1,080 円 |
| 基本サービス+データ伝送サービス | 月額利用料 2,160 円 |
| 伝送サービス振込手数料 | 1 件 54 円 |

振込手数料

| 手数料項目 | 条件 | 税込手数料 | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 振込 | 3 万円未満 | 同一店内宛 | 無料 |
| | | 自 J A 本支店 | 無料 |
| | | 他行 | 216 円 |
| | 3 万円以上 | 同一店内宛 | 無料 |
| | | 自 J A 本支店 | 無料 |
| | | 他行 | 432 円 |

J A アンサーサービス手数料

| 利用機器 | サービス内容 | サービスメニュー | | 利用料金 | | |
|-----------|--------|---------------------------------|--------|------|---------|------|
| | | | | 契約料金 | 基本料金 | 従量料金 |
| ダイヤルホン | 照会 | 貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会 | 1 件あたり | 無料 | 無料 | 無料 |
| プッシュホン | 通知・照会 | 貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会） | | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 資金移動 | 振込振替 | | | 1,080 円 | — |
| ファクシミリ | 通知・照会 | 貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会） | | 無料 | 1,080 円 | — |
| | 資金移動 | 振込振替 | | | 1,080 円 | — |
| ホームユース端末機 | 照会 | 貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会 | | 無料 | 2,160 円 | — |
| | 資金移動 | 振込振替 | | | 1,080 円 | — |
| パソコン | 照会 | 貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会 | | 無料 | 3,240 円 | — |
| | 資金移動 | 振込振替 | | | 2,160 円 | — |

顧客が複数の機器を利用している場合は、各利用機器の中で最も高い料金を適用する。

両替手数料（1 日通算）

| ご希望金種の合計枚数 | 1 枚～100 枚 | 101 枚～300 枚 | 301 枚～500 枚 | 501 枚～1,000 枚 | 1,001 枚以上 1,000 枚毎に |
|------------|-----------|-------------|-------------|---------------|------------------------|
| | 無料 | 108 円 | 216 円 | 324 円 | 324 円加算 |

（お取扱い 1 件あたり、消費税等含む）

- ・紙幣、硬貨の合計枚数については、お客様のご持参された両替金又はお持ち帰りされる両替金の、いずれが多い枚数とします。
 - ・両替金をお届けする場合も上記基準の料金体系とします。
- 尚、以下の両替については、従来通り無料とします。

- ①記念貨への交換
- ②新券への両替
- ③汚損した現金の交換

大量硬貨入出金手数料（1 日通算）

| 硬貨の入金枚数 | 1 枚～500 枚 | 501 枚～ 1,000 枚 | 1,001 枚以上 1,000 枚毎に |
|---------|-----------|-------------------|------------------------|
| | 無料 | 324 円 | 324 円加算 |

- ・継続的に大量の硬貨を入出金されるお客様を対象とします。
- ・伝票類が複数枚でも実質的に 1 回の取扱いにあたる場合はその合計枚数

共済事業

J A共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

さらに、組合員・利用者の皆様に、よりご満足いただけるよう、ライフアドバイザー(LA)を中心に専門性の高い保障提供活動に努めていきます。

J A共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆様を一生涯サポートします。

J A共済に課せられた使命は、組合員・利用者の皆様が不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障、火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障、そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障、この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆様の毎日の暮らしをバックアップしていきます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

| | こんな方に オススメです | 共済の種類 | | 社会人 スタート | 結婚 | お子さまの 誕生 | 住宅購入 | お子さまの 進学 | お子さまの 結婚・独立 | セカンド ライフ |
|----------------|------------------------------|---------------------|------------------------------|----------------------|------|-------------|------|-------------|----------------|-------------|
| | | | | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | | |
| ひと | 万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方 | 一生涯の 万一保障 | 終身共済 | 終身共済 | | | | | | |
| | 貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方 | 万一保障 と貯蓄 | 養老生命共済 | 養老生命共済 | | | | | | |
| | お子さま・お孫様の教育資金を準備したい方 | お子さま の保障 | こども共済 | こども共済 | | | | | | |
| | 病気やケガに備える医療保障がほしい方 | 充実の 医療保障 | 医療共済 | 医療共済 | | | | | | |
| | がんに手厚く備えたい方 | 充実の がんの保障 | がん共済 | がん共済 | | | | | | |
| | 一生涯にわたる介護の不安に備えたい方 | 一生涯の 介護保障 | 介護共済 | 介護共済 | | | | | | |
| | 身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方 | 就労不能の 保障 | 生活障害共済 働くわたしの ささエール | 生活障害共済働くわたしのささエール | | | | | | |
| | 老後の生活資金の準備を始めたい方 | 老後の保障 | 予定利率変動型年金共済 ライフロード | 予定利率変動型年金共済 | | | | | | |
| | 病歴や健康状態に不安がある方 | ご加入しやすい 万一保障 | 引受緩和型終身共済 | 引受緩和型終身共済 | | | | | | |
| | | ご加入しやすい 医療保障 | 引受緩和型医療共済 | 引受緩和型医療共済 | | | | | | |
| まとまった資金を活用したい方 | 一生涯の 万一保障 | 一時払終身共済 (平28.10) | 一時払終身共済(平28.10) | | | | | | | |
| | 一生涯の 介護保障 | 一時払介護共済 | 一時払介護共済 | | | | | | | |
| INK | 火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方 | 建物と家財の 保障 | 建物更生共済 むてきプラス・ My家財プラス | 建物更生共済むてきプラス・My家財プラス | | | | | | |
| VMP | 自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方 | くるまの保障 | 自動車共済 クルマスター | 自動車共済クルマスター | | | | | | |

※他にも「定期生命共済」「傷害共済」「火災共済」「自賠償共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

ひとの共済



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

終身共済

一生涯にわたる万一の保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障が確保できます。
- Point 2 万一のとき、大きな出費にも手厚い一時金をお受取りいただけます。
- Point 3 一時金に加え、残されたご家族の収入保障として年金をお受取りいただけます。
※家族収入保障特約を付加した場合

医療共済

先進医療に備えられる充実の医療保障

- Point 1 日帰り入院から長期入院まで、一生涯保障します。
※プランによって異なります。
- Point 2 三大疾病を手厚く保障します。
※三大疾病重点保障特約ありを選択した場合。
- Point 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
※先進医療保障ありを選択した場合。

がん共済

「生きる」を応援する 一生涯のがん保障

- Point 1 「がん」を幅広く、一生涯を通じて保障します。
※共済期間を終身とした場合。
- Point 2 がん診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。
- Point 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
※先進医療保障ありを選択した場合。

一時払終身共済 (平 28.10)

ご加入しやすく将来の安心を増やせる 一生涯の死亡保障

- Point 1 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

こども共済

お子さま・お孫さまの「育つ」と「学ぶ」を 丸ごとサポート

- Point 1 必要な保障を確保しながら、お子さま・お孫さまの教育資金を計画的に準備できます。
- Point 2 ご契約者（親族）がもしものときには、その後の共済掛金はいただきません。
※死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態、また災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。
- Point 3 「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて「学資応援隊」「にじ」「えがお」からお選びいただけます。

予定利率変動型年金共済

ライフロード

確実に受け取れる安心に 増える楽しみがある年金共済

- Point 1 年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。
※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
- Point 2 積立で感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
- Point 3 「個人年金保険料控除」が受けられます。
※所定の条件があります。（平成30年1月末現在の法令等に基づきます。）
- Point 4 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 共済金をまとまった一時金でお受取りいただけます。
※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 お亡くなりになられた場合には、死亡給付金をお受取りいただけます。
- Point 4 共済金をまとまった一時金でお受取りいただけます。
※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一の保障

- Point 1 満期時には、まとまった「満期共済金」をお受取りいただけます。
- Point 2 万一のときには、手厚い一時金でご家族を守ります。
- Point 3 定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。



病気やケガにより身体に障害が残ったとき収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

- Point 1 身体の障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 2 公的な制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 ニーズに合わせてプランを選べます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障

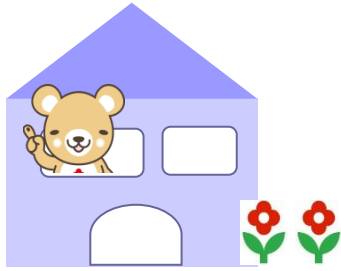
- Point 1 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
- Point 2 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 3 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
※先進医療保障ありを選択した場合
- Point 4 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方もご加入しやすい万全保障

- Point 1 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 2 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 3 18歳から80歳の方まで幅広くご加入いただけます。

いえの共済



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災や自然災害に備える

災害によるケガ等に備える

家財の損害に備える

建物更生共済



建物更生共済



火災はもちろん、地震にも備えられる
建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

くるまの共済



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

事故によるケガ等に備える

相手方への賠償に備える

お車の修理に備える

自動車共済



自動車に事故によるケガや賠償、修理に備える

- 安心の充実保障！
Point 1 「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- 頼れる各種サービス！
Point 2 24時間・365日の事故受付はもちろん、「夜間休日現場急行サービス」「レッカーサービス」「ロードサービス」など、充実のサービスで安心です。
- お得な掛金割引！
Point 3 ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。

[18282000142]

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧下さい。また、ご契約の際は「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

営農経済事業

営農指導事業

営農経済センターには営農渉外係を配置しており、米、野菜、果樹、花卉などの栽培方法についてアドバイスを行い、生産力の向上に努めています。また出向く営農指導体制を強化し、販売農家中心の対応だけでなく地域全体にかかる営農指導体制を構築します。

購買事業

管内の営農経済センター（4センター）を中心に、肥料農薬等の生産資材や生活用品を取り扱っています。また、農機センターでは専業農家用の大型農業機械だけでなく、小型農機も数多く取り揃えております。

販売事業

JA兵庫南ブランドとしての市場向け出荷や、契約栽培にも積極的に取り組んでいます。消費者に安全・安心をお届けするため、農薬使用報告書の提出義務の徹底、残留農薬自主検査の実施、表示の適正化に努めています。

また「地産地消」の取組みとしてふぁ～みんSHOPを中心に地元農産物（米、野菜、果樹、肉、加工品等）の販売を行っており地域の消費者に好評をいただいております。

利用事業

管内にカントリーエレベーター2か所、ライスセンター1か所を設置し、米麦の共同施設として荷受、乾燥調製、出荷を行っています。2か所の育苗センターで水稻苗の生産を行っています。野菜育苗は、株式会社ふぁ～みんサポート東はりまに作業を委託し、キャベツ、ブロッコリー、レタスなどの育苗を行い、農家の育苗作業時間の軽減を図っています。

加工事業

地産地消を広げるため、地元産大麦を使ったペットボトル麦茶「ふぁ～みん麦茶」や焼酎「六条の雫」をはじめ各種の米粉、および米粉を使用した「ラーメン・うどん」など好感商品の需要喚起に努めています。また、にじいろレストランを開設し、地域野菜の消費拡大を目指します。

生活指導事業

支店、事業所にふれあい担当職員を配置し、「支店ふれあい委員」と連携して活動を展開し組合員・地域住民との交流を図っています。

女性会活動では加工グループの育成や目的別グループに重点をおいた活動を押し進め活性化に努めています。

また、JA兵庫南環境宣言を発信し、地域の環境保全の推進や、清掃活動、献血に加えて古着の回収によるリサイクルと募金に取り組んでいます。



玄米検査



自動車展示会



にじいろふぁ～みん2周年



飼料稲刈り取り



加工品講習会



料理教室

高齢者福祉事業

高齢者福祉事業

J A高齢者生活支援事業は、虚弱・要介護状態となった高齢者だけでなく、自立高齢者についても支援の対象者とし、高齢者が住居している地域で、安心して暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりに対して生活の支援を行います。また、サービス付き高齢者向け住宅ふぁ～みんの里高砂や介護付き有料老人ホームふぁ～みんの里明石では、24時間の見守りや生活相談などを通じて安心してゆとりある生活を過ごしていただけるよう支援いたします。

介護保険事業

高齢者の自立を支援し、生涯現役で快適な生活を過ごせる、地域社会づくりを目指すとともに、家庭介護の負担軽減を図る福祉事業の取組みをしていきます。

・通所介護事業（デイサービス）

高齢者の皆様に快適な生活を過ごしていただけるように、園芸療法の導入やリハビリやレクリエーション、イキイキ生活訓練、ゆったりのおんびり入浴等を通して身体機能の維持向上に努め、自立を支援いたします。

また、国内産や地場産の安心・安全野菜を使った手作り料理の提供など、JAらしさを生かした福祉事業の展開を進めています。

・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

利用者の皆様が安心して在宅生活を過ごす事が出来るように一人ひとりに必要な介護サービスを経験豊かな専門スタッフが心をこめてお世話をさせていただきます。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

地域の高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らすために定期巡回と随時の訪問行い、支援いたします。

・居宅介護支援事業

介護に関することでわからないときや困ったときに、いつでも相談することができるケアマネジャー（介護支援専門員）がいる事業所です。

・特定施設入居者生活介護事業

ふぁ～みんの里明石は、介護度が重い方も生涯安心してお住まいいただける介護付き有料老人ホームです。



ふぁ～みんの里明石



ディ古加川の花見会



介護職員初任者研修会

食農支援活動

食と農に対する理解を深めるため平成22年度よりふぁ～みん食農教育支援金制度を創設し、田植、収穫、料理、ふれあい交流など地域の食農イベントを支援しています。この財源には、ふぁ～みんSHOPのレジ袋持参運動による費用削減やレジ袋有料化代金を充てています。



ちゃぐりんスクール

広報活動

組合員向けの月刊誌「ふぁ～みん」、地域住民向けのコミュニティ誌「ぷちふぁ～みん」「支店・事業所だより」の発行やJA兵庫南のホームページ「eふぁ～みん」で情報発信をしています。

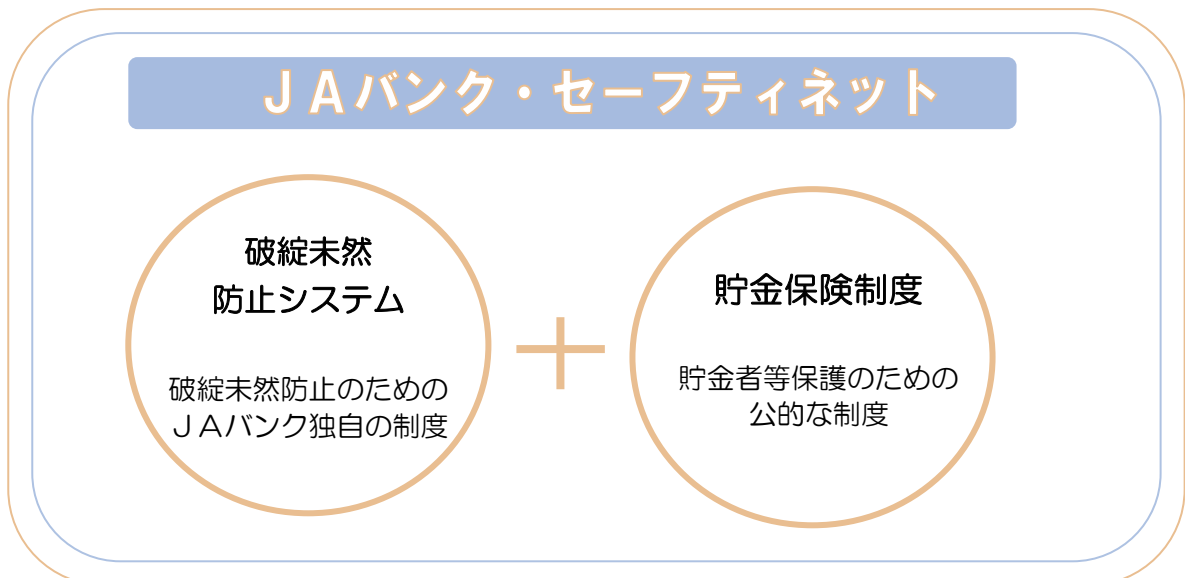
また、JA兵庫南提供の情報番組のラジオ関西「谷五郎のこんにちはふぁ～みん」（毎週金曜日 12：40～13：00）で生産者・青壮年部・職員等に直接取材し、美味しいもの活動を放送しています。

また、支店・事業所毎にふれあいイベントの実施や、「ふぁ～みんフェスタ」を4会場で開催し組合員・地域利用者との交流を深めJAファンづくりに努めています。

JAバンク・セーフティネット(貯金者保護の取組み)

〔JAバンクシステムでのセーフティネット〕

| | |
|---------------|---|
| 1. 貯金保険制度 | 貯金者を保護するための国の公的制度で、JA・信連・農林中金などが加入しています。この制度は、万一JAが経営破綻し、貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。貯金保険制度における貯金者保護のしくみは、一般の銀行や信金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同じです。 |
| 2. 破綻未然防止システム | JAが万一の事態に陥ることがないように、JAバンクグループ全体で経営健全性の向上に取り組むしくみです。行政の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自のルール基準（再編強化法に基づき）を設定し、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックし、体力を超えた資金運用を防止するとともに早期に適切な経営改善を指導します。 |
| 3. JAバンクグループ | JAバンクグループは、JA・都道府県段階の信連・全国段階の農林中金で構成されており、皆様からお預かりした貯金はその大半を県段階の兵庫信連に定期預金として預けています。この兵庫信連および全国段階の農林中金はともに格付機関から高い評価を受けています。 |



1 1. JA 兵庫南の自己改革の取り組み状況

(1) 自己改革の考え方について

農業と JA を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展、耕作放棄地の増加等、課題が山積しております。さらには、政府による農協改革と、それに伴う農協法の改正は、JA 組織運営にかつてない大きな変革を求めています。

このような環境の中、当 JA は、「協同組合」としての使命を果たしていくため、地域の実態やこれまでの取り組みの課題をしっかりと踏まえた上で、自己改革を着実に進めて行くことが重要であると考えています。

(2) JA 兵庫南における自己改革の取り組みについて

JA 兵庫南では、持続的な地域農業の維持・振興とくらしやすい地域社会の実現に向けて、総合事業の展開により、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の 3 つを基本目標として掲げ、自己改革に取り組んでいます。

(3) 取り組み状況について

【重点とする取り組み】

○農業者の所得増大に向けた取り組み

| | | 具体的行動計画 | 目標値 | 取り組み結果 |
|----------------|--------------|------------------|-----------|-----------|
| 販売力の強化 | 多様な販売先の開拓 | 直売所販売高 | 2,761 百万円 | 2,564 百万円 |
| | | 青果販売高 | 460 百万円 | 469 百万円 |
| | 地域ブランド力の強化 | 直売所来店客数 | 1,821 千人 | 1,681 千人 |
| | | 直売所出品農家数(純増目標) | 50 人 | △13 人 |
| | | 直売米販売数量 | 40,500 袋 | 40,317 袋 |
| | | にじいろレストラン売上高 | 82,500 千円 | 69,047 千円 |
| | | 加工品の販売促進 | 28,500 千円 | 30,963 千円 |
| 生産コストの低減 | 品種・作型試験の実施 | やまだわら | 50 a | 50 a |
| | | とよめき | 10 a | 10 a |
| | 経営分析によるコスト検証 | | 1 件 | 1 件 |
| | 生産資材コストの引き下げ | 市場価格調査の実施と売価の見直し | 調査回数 4 回 | 4 回 |
| | | 大型規格品によるコスト削減 | 2,556 千円 | 3,591 千円 |
| | | 肥料・農薬大口奨励 | 2,144 千円 | 2,144 千円 |
| | | 生産資材早期予約 | 16,187 千円 | 14,282 千円 |
| 肥料・農薬担い手価格での供給 | 8,892 千円 | 9,281 千円 | | |

○農業生産の拡大

| | | 具体的行動計画 | 目標値 | 取り組み結果 |
|--------|---------------|---------|----------|-----------|
| 生産力の拡大 | 作付け面積の拡大 | キャベツ | 56.1 h a | 57.57 h a |
| | | ブロッコリー | 20.6 h a | 20.23 h a |
| | | レタス | 5.4 h a | 5.33 h a |
| | | スイートコーン | 11.6 h a | 9.96 h a |
| | | たまねぎ | 2.0 h a | 2.98 h a |
| | 生産者の育成 | かこがわ育農塾 | 30 名 | 26 名 |
| | | 果樹栽培講習会 | 50 名 | 55 名 |
| | 需要に見合った作付け・販売 | 米出荷 | 109 千袋 | 107 千袋 |
| | | 大麦(精麦) | 1,010 t | 1,164 t |
| | | 小麦(精麦) | 275 t | 301 t |
| | | 白大豆 | 1,500 袋 | 2,008 袋 |

| 担い手づくり | 具体的行動計画 | | 目標値 | 取り組み結果 |
|--------|--------------|------------|---------|---------|
| | 担い手農家懇談会 | 意見交換会 | 年2回 | 2回 |
| | 新規農業者の育成 | 新規就農者育成ハウス | 3棟 | 3棟で稼動 |
| | 青壮年活動の支援 | WGとの協議 | 年2回 | 3回 |
| | | 活動支援予算 | 350千円 | 656千円 |
| | 農業活性化支援基金の活用 | 2年間 | 2,500万円 | 1,514万円 |
| | 農業関連融資 | アグリ融資 | 3,400万円 | 3,056万円 |
| | 農業金融プランナーの養成 | 資格取得 | 10名 | 28名 |

○地域の活性化

| 組合員組織の 活性化と強化 食農教育 活動充実 | 具体的行動計画 | | 目標値 | 取り組み結果 |
|--------------------------------------|-------------------------|-----|------------|---------------|
| | JA女性会活動の充実 | | 会員数 1,440名 | 1,505名 |
| | 次世代につなぐ組合員づくり（子育て応援プラザ） | | 開設方法の検討 | こども食堂に食材提供を実施 |
| | 高齢者・こども見守り活動 | | 年12回 | 12回 |
| | 支店事業所ふれあい活動の展開 | | 年3回 | 各支店・事業所で実施 |
| | JA利用者懇談会の充実 | | 年6回開催 | 6回 |
| | 地域農業活性化積立金の活用 | | 1,530万円 | 1,437万円 |
| | ふぁ～みん食農支援金の拡充 | | 65団体参画 | 65団体 |
| | ちゃぐりんスクールの充実 | | 30名 | 16名 |
| | 地元野菜を使用した料理教室 | | 年70回開催 | 89回 |
| 農業体験イベントの開催 | | 年1回 | 各支店・事業所で実施 | |



青空婚活



加古川育農塾



にじいろ農園園芸教室



スイートコーンもぎ取り体験



担い手農家懇談会



にじいろふぁ～みん「とまとまつり」



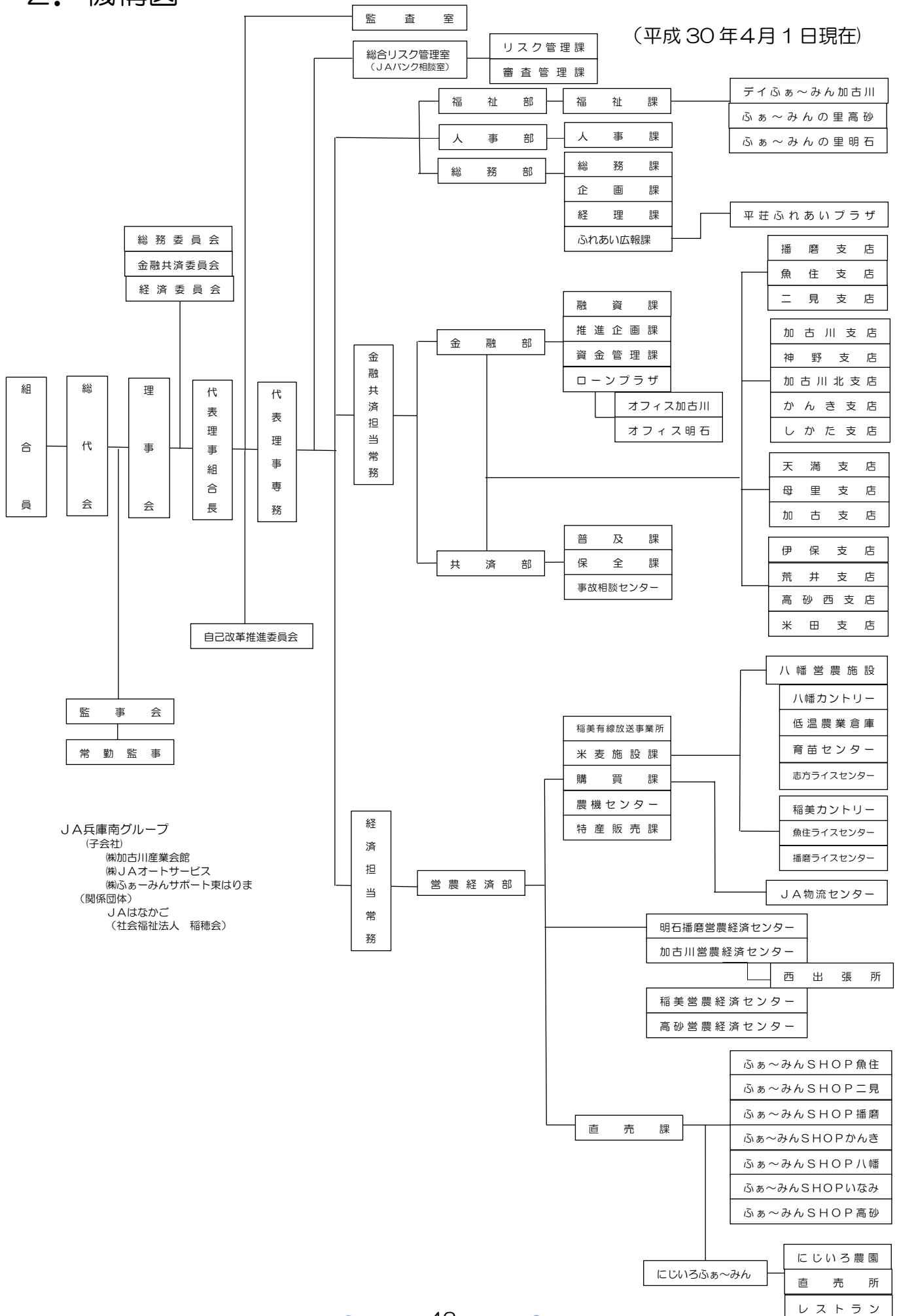
[JAの概況]

1. 沿革・歩み

| | | |
|-------|-------|---|
| 1999年 | 4月 | 兵庫南農業協同組合発足 「しかた支店」オープン |
| | 5月 | 「魚住ファーマーズ・マーケット」オープン |
| | 7月 | 臨時総代会、総代研修会 「平荘ファーマーズ」オープン |
| | 9月 | 「稲美カントリーエレベーター」竣工 |
| | 12月 | 「播磨ファーマーズ」オープン |
| 2000年 | 1月 | 「農機センター」竣工 |
| | 3月 | 「JAグリーンかこがわ」改装オープン |
| | 4月 | 社会福祉法人稲穂会「デイサービスセンターJAはなかご」オープン 「高砂経済センター」「高砂ファーマーズ」「伊保支店」オープン |
| | 5月 | 「八幡カントリーエレベーター」竣工 |
| | 6月 | 「志方給油所」竣工 第1回通常総代会 |
| | 9月 | 中島出張所を伊保支店に統合 |
| | 2001年 | 2月 |
| 3月 | | 「稲美集出荷場・資材倉庫」、「加古川集出荷場・加工施設」竣工 |
| 5月 | | 全国JAバンクシステム「JASTEM」移行 |
| 6月 | | 第2回通常総代会 |
| 9月 | | 「二見支店」オープン、「魚住ライスセンター」竣工 |
| 12月 | | 「ふぁ～みんSHOP二見」オープン 「旅行センター」、「不動産情報センター加古川店」移転オープン |
| 2002年 | 1月 | 「低温農業倉庫」竣工 |
| | 3月 | 「ケアセンターはりま」オープン |
| | 4月 | 「北浜出張所」オープン |
| | 6月 | 「志方集出荷加工施設」竣工 第3回通常総代会 |
| | 10月 | 「ふぁ～みんSHOP日岡」オープン |
| | 11月 | 臨時総代会 |
| 2003年 | 6月 | 「JAやすらぎ会館加古川」オープン 第4回通常総代会 |
| | 11月 | 第1回加古川和牛枝肉共例会 |
| | 12月 | 「ふぁ～みんSHOPいなみ」オープン |
| 2004年 | 4月 | 4出張所（魚住南・本荘・土山・高砂）を各支店に統合 （株）JAオートサービス営業開始、加古セルフSS竣工 |
| | 5月 | 「荒井支店」オープン |
| | 6月 | 第5回通常総代会 |
| | 9月 | 「明石播磨資材店舗」オープン |
| | 10月 | 加古川支店移転、お客様相談室開設 |
| 2005年 | 1月 | 臨時総代会 |
| | 3月 | 「稲美資材店舗」リニューアルオープン |
| | 4月 | 日岡支店を加古川支店に統合 |

| | | |
|-------|-----|-----------------------------|
| | 6月 | 第6回通常総代会 |
| | 7月 | 「加古川資材店舗」オープン |
| | 12月 | 「ふぁ～みんSHOP八幡」オープン |
| | | 「JAやすらぎ会館東加古川」オープン |
| 2006年 | 2月 | 「JAやすらぎ会館高砂」オープン |
| | 4月 | 「ローンプラザ加古川」オープン |
| | | 加古川北支店を新築し、上荘支店・八幡支店を統合 |
| | | 中筋出張所を阿弥陀支店に、北浜出張所を曽根支店に統合 |
| | 6月 | 「ローンプラザ明石」オープン |
| | | 第7回通常総代会 |
| | 9月 | 「JAオートサービス加古川SS」改装オープン |
| | 10月 | 「高砂集出荷加工施設」オープン |
| | 12月 | 「八幡加工施設」オープン |
| 2007年 | 6月 | 「デイふぁ～みん加古川」オープン |
| | | 第8回通常総代会 |
| | 7月 | 「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」発足 |
| | 9月 | 「JAオートサービス天満SS」改装オープン |
| 2008年 | 4月 | 「高砂西支店」新築オープン（曽根支店・阿弥陀支店統合） |
| | 6月 | 第9回通常総代会 |
| | 7月 | 「魚住支店」新築オープン |
| | 11月 | 「ふぁ～みんSHOPかんき」改修オープン |
| | 12月 | 「米田支店」改修オープン |
| 2009年 | 3月 | 平荘支店を加古川北支店に統合 |
| | | 「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」移転 |
| | 5月 | 「平荘ふれあいプラザ」オープン |
| | 6月 | 第10回通常総代会 |
| 2010年 | 3月 | 「加古川支店」改修オープン |
| | 6月 | 第11回通常総代会 |
| 2011年 | 2月 | 「神野支店」新築オープン |
| | 4月 | 「母里支店」新築オープン |
| | 6月 | 第12回通常総代会 |
| 2012年 | 6月 | 第13回通常総代会 |
| 2013年 | 4月 | 「荒井支店」改修オープン |
| | 6月 | 第14回通常総代会 |
| | 6月 | 「デイふぁ～みん二見」オープン |
| | 8月 | 「ふぁ～みんの里高砂」オープン |
| 2014年 | 6月 | 第15回通常総代会 |
| 2015年 | 3月 | 「加古支店」オープン |
| | 6月 | 第16回通常総代会 |
| | | 「ふぁ～みんの里明石」オープン |
| | 11月 | 「にじいろふぁ～みん直売所」オープン |
| | 12月 | 「にじいろレストラン」オープン |
| 2016年 | 4月 | 「にじいろ農園」オープン |
| | 6月 | 第17回通常総代会 |
| | 8月 | 加古川支店移転オープン |
| 2017年 | 6月 | 第18回通常総代会 |

2. 機構図



3. 組合員組織の状況

| 組 織 名 | 構成員数 |
|---------------------|-------|
| 青壮年部会 | 26 |
| 女性会 | 1,505 |
| 明石・播磨エリア | |
| 魚住地区キャベツ部会 | 30 |
| 魚住地区レタス部会 | 10 |
| 魚住地区ブロッコリー部会 | 16 |
| 魚住地区ブルーベリー部会 | 5 |
| 清水いちご部会 | 5 |
| ふぁ～みん SHOP 魚住運営協議会 | 145 |
| 魚住地区スイートコーン部会 | 16 |
| ふぁ～みん SHOP 二見運営協議会 | 37 |
| ふぁ～みん SHOP 播磨運営協議会 | 43 |
| 明石播磨ブロックオペレーター部会 | 6 |
| ※営農組合 | 4 組織 |
| 加古川エリア | |
| カントリー利用者部会 | 663 |
| カントリーオペレーター部会 | 12 |
| ※農事組合法人 加古川種子生産組合 | 47 |
| 平荘町果樹出荷組合 | 5 |
| 志方いちじく部会 | 10 |
| イチゴ生産出荷組合 | 4 |
| オクラ部会 | 5 |
| 小菊生産部会 | 10 |
| 上荘肉牛生産組合 | 4 |
| ふぁ～みん SHOP かんき運営協議会 | 223 |
| ふぁ～みん SHOP 八幡運営協議会 | 179 |
| ※農事組合法人八幡営農組合 | 642 |
| ※農事組合法人志方東営農組合 | 612 |
| ※(株)ファームかんの | 236 |
| ※農事組合法人みやまえ営農 | 92 |
| ※営農組合 | 8 組織 |
| 稲美エリア | |
| 天満苺生産組合 | 3 |
| 稲美キャベツ部会 | 42 |
| メロン部会 | 15 |
| 稲美スイートコーン部会 | 24 |
| ※稲美町花卉協会 | 7 |
| 稲美ブロッコリー部会 | 19 |
| いなみ朝市実行委員会 | 45 |
| 土づくり協議会 | 3 |
| 機械化銀行 | 7 |
| ※稲美町ハウス園芸組合 | 23 |
| ※兵庫県ハウストマト研究会 稲美支部 | 12 |
| ふぁ～みん SHOP いなみ運営協議会 | 405 |
| ※農事組合法人あぐり六分一 | 137 |
| ※農事組合法人蛸草営農組合 | 137 |
| ※農事組合法人野寺営農 | 72 |
| ※(株)中新田営農組合 | 65 |
| ※(株)マザービレッジファーマーズ | 27 |
| ※一般社団法人十七丁営農組合 | 72 |
| ※農事組合法人ファーム稲加見谷営農 | 77 |
| ※農事組合法人ファーム草谷 | 21 |
| ※農事組合法人七軒屋営農 | 24 |
| ※農事組合法人上野谷営農組合 | 44 |
| ※一般社団法人出新田営農組合 | 69 |
| ※営農組合 | 23 組織 |
| 高砂エリア | |
| 再委託者部会 | 4 |
| ふぁ～みん SHOP 高砂運営協議会 | 99 |
| JA 兵庫南じゃがいも部会 | 9 |
| JA 兵庫南枝豆生産グループ | 14 |

※印の組合員組織は外部組織です。

4. 組合員数

(単位：名、法人)

| 資格区分 | | 平成28年度末 | 平成29年度加入 | 平成29年度脱退 | 平成29年度末 | 増減 |
|------|--------|---------|----------|----------|---------|-------|
| 正組合員 | 個人 | 14,253 | 449 | 501 | 14,201 | ▲52 |
| | 法人 | | | | | |
| | 農事組合法人 | 13 | 2 | 0 | 15 | 2 |
| | その他法人 | 10 | 2 | 0 | 12 | 2 |
| 准組合員 | 個人 | 42,705 | 2,721 | 1,229 | 44,197 | 1,492 |
| | 法人 | | | | | |
| | 農業協同組合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農事組合法人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他団体 | 98 | 1 | 2 | 97 | ▲1 |
| 合計 | | 57,079 | 3,175 | 1,732 | 58,522 | 1,443 |

5. 役員一覧・職員数

役員

(平成30年3月31日現在)

| 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
|---------|-------|-----|-------|------|-------|
| 代表理事組合長 | 大竹 雅彦 | 理事 | 花房 光明 | 理事 | 藤井 陽一 |
| 代表理事専務 | 中村 良祐 | 理事 | 都倉 正 | 理事 | 松本 稔 |
| 常務理事 | 高谷 充治 | 理事 | 野村 和秋 | 理事 | 橋本せつ子 |
| 常務理事 | 木下 直樹 | 理事 | 大西 隆弘 | 理事 | 三村 早苗 |
| 理事 | 増田 譲 | 理事 | 上田 盛由 | 代表監事 | 前川 孝之 |
| 理事 | 長尾 勉 | 理事 | 二杉 博隆 | 常勤監事 | 星野 健吾 |
| 理事 | 木戸 賀文 | 理事 | 大西 由二 | 監事 | 渡辺 一也 |
| 理事 | 岡本 章男 | 理事 | 井上 貞夫 | 監事 | 吉田 幸男 |
| 理事 | 田中 清司 | 理事 | 小山 和彦 | 監事 | 南 達男 |
| 理事 | 菅野 忠信 | 理事 | 林谷 親雄 | 員外監事 | 中村 治 |
| 理事 | 大谷裕一郎 | 理事 | 大濱 正則 | | |
| 理事 | 木下 秀夫 | 理事 | 柴田 晃 | | |

職員数

(単位：名)

| 区分 | 平成28年度 期末 | 増加 | 減少 | 平成29年度 期末 | 平成29年度 期末 | |
|-------|--------------|----|----|--------------|--------------|-----|
| | | | | | 男 | 女 |
| 正職員 | 449 | 10 | 21 | 438 | 270 | 168 |
| 福祉正職員 | 34 | 4 | 1 | 37 | 10 | 27 |
| 臨時・嘱託 | 239 | 40 | 55 | 224 | 54 | 170 |
| パート | 138 | 17 | 20 | 135 | 2 | 133 |
| 合計 | 860 | 71 | 97 | 834 | 336 | 498 |

期末職員数には期末退職者は含みません。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する項目はありません。

7. 店舗一覧

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 備 考 |
|--------------------|-------------------------|--------------|-------|
| 本店 | 加古川市加古川町寺家町45 | 079-424-8001 | |
| ふぁ～みんの里明石 | 明石市二見町東二見251-1 | 078-942-0555 | |
| デイふぁ～みん加古川 | 加古川市西神吉町大国554-1 | 079-433-3550 | |
| ふぁ～みんの里高砂 | 高砂市阿弥陀町北池102 | 079-447-0510 | |
| 平荘ふれあいプラザ | 加古川市平荘町神木44 | 079-428-0450 | |
| ローンプラザ オフィス加古川 | 加古川市加古川町北在家2695 | 079-451-1200 | |
| ローンプラザ オフィス明石 | 明石市二見町西二見2075-2 | 078-941-9555 | |
| 事故相談センター | 加古郡稲美町国岡519 | 079-496-5789 | |
| JABビル特別出張所 | 加古川市加古川町寺家町45 | | ATM |
| 魚住支店 | 明石市魚住町清水143 | 078-947-2323 | ATM2台 |
| 魚住南特別出張所 | 明石市魚住町西岡1311-1（銀ビル駐車場内） | | ATM |
| 二見支店 | 明石市二見町東二見210-1 | 078-942-1924 | ATM2台 |
| 播磨支店 | 加古郡播磨町南野添3丁目6-6 | 079-435-1591 | ATM2台 |
| 本荘特別出張所 | 加古郡播磨町本荘2丁目5-26 | | ATM |
| 土山特別出張所 | 加古郡播磨町北野添2丁目2-10 | | ATM |
| 加古川支店 | 加古川市加古川町篠原町300 リトハ加古川 | 079-422-3401 | ATM2台 |
| 加古川市役所特別出張所 | 加古川市加古川町北在家2000 | | ATM |
| 加古川南部特別出張所 | 加古川市加古川町稲屋4-4 | | ATM |
| 日岡特別出張所 | 加古川市加古川町中津548-1 | | ATM |
| 神野支店 | 加古川市神野町神野688-4 | 079-438-0511 | ATM |
| フーデイズ神野特別出張所 | 加古川市新神野5丁目5-1 | | ATM |
| かんき支店 | 加古川市東神吉町神吉1012-1 | 079-434-2200 | ATM2台 |
| 加古川北支店 | 加古川市上荘町都染667 | 079-428-2153 | ATM |
| 平荘特別出張所 | 加古川市平荘町神木44 | | ATM |
| ふぁ～みん SHOP 八幡特別出張所 | 加古川市八幡町船町20 | | ATM |
| しかた支店 | 加古川市志方町志方町1525-1 | 079-452-0072 | ATM |
| 志方東特別出張所 | 加古川市志方町細工所118-2 | | ATM |
| 志方西特別出張所 | 加古川市志方町原610-3 | | ATM |
| 天満支店 | 加古郡稲美町国岡3丁目24-1 | 079-492-0048 | ATM2台 |
| 稲美町役場特別出張所 | 加古郡稲美町国岡1丁目1 | | ATM |
| フーデイズいなみ特別出張所 | 加古郡稲美町国岡3丁目24-5 | | ATM |
| にじいろふぁ～みん特別出張所 | 加古郡稲美町六分一1179-224 | | ATM |
| 母里支店 | 加古郡稲美町野寺85-1 | 079-495-0020 | ATM |
| 加古支店 | 加古郡稲美町加古4767 | 079-492-1121 | ATM |
| 伊保支店 | 高砂市伊保1丁目4-1 | 079-447-0824 | ATM2台 |
| 中島特別出張所 | 高砂市緑丘1丁目8-48（モリス駐車場内） | | ATM |
| 荒井支店 | 高砂市荒井町小松原3丁目16-12 | 079-443-3355 | ATM |
| 高砂特別出張所 | 高砂市高砂町浜田町2丁目313-3 | | ATM |

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 備 考 |
|---------------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 高砂西支店 | 高砂市中筋4丁目4-15 | 079-448-0001 | ATM2台 |
| 曾根特別出張所 | 高砂市曾根町2243-1 | | ATM |
| 北浜特別出張所 | 高砂市北浜町北脇44-1 | | ATM |
| 阿弥陀特別出張所 | 高砂市阿弥陀町阿弥陀1141-1 | | ATM |
| 中筋特別出張所 | 高砂市中筋2丁目935 | | ATM |
| 米田支店 | 高砂市米田町米田3 | 079-432-3728 | ATM |
| 宝殿特別出張所 | 加古川市米田町平津441-6 | | ATM |
| 営農総合支援センター(経済本店) | 加古郡稲美町北山1243-1 | 079-496-5780 | |
| 明石播磨営農経済センター | 明石市魚住町西岡500-12 | 078-948-5380 | |
| 加古川営農経済センター | 加古川市八幡町船町16 | 079-438-3930 | |
| 加古川営農経済センター西出張所 | 加古川市志方町志方町1525-1 | 079-452-2012 | |
| 志方集出荷加工場 | 加古川市志方町横大路513-1 | | |
| 稲美営農経済センター (ふぁ～みんグリーン) | 加古郡稲美町北山1243-1 | 079-496-5135 | |
| 高砂営農経済センター | 高砂市松陽2丁目72-1 | 079-447-0881 | |
| 高砂集出荷場・加工施設 | 高砂市松陽2丁目72-1 | 079-447-0881 | |
| JA 物流センター | 加古郡稲美町北山1243-1 | 079-496-5880 | 0120-806-373 |
| 農機センター | 加古郡稲美町北山1243-1 | 079-496-5530 | |
| 八幡カントリーエレベーター | 加古川市八幡町下村1299 | 079-438-5061 | |
| 稲美カントリーエレベーター | 加古郡稲美町北山1243-1 | 079-496-5210 | |
| 魚住ライスセンター | 明石市魚住町金ヶ崎780-1 | | |
| 播磨ライスセンター | 加古川市平岡町中野487 | | |
| 志方ライスセンター | 加古川市志方町高畑961-24 | 079-452-4672 | |
| 低温農業倉庫 | 加古川市八幡町船町22 | 079-438-2223 | |
| 育苗センター | 加古川市八幡町船町22 | 079-438-5061 | |
| ふぁ～みん SHOP 魚住 | 明石市魚住町錦が丘4丁目11-5 | 078-947-1515 | |
| ふぁ～みん SHOP 二見 | 明石市二見町東二見210-1 | 078-942-1927 | |
| ふぁ～みん SHOP 播磨 | 加古郡播磨町南野添3丁目6-6 | 079-437-3835 | |
| ふぁ～みん SHOP 八幡 | 加古川市八幡町船町20 | 079-438-9595 | |
| ふぁ～みん SHOP かんき | 加古川市東神吉町神吉1012-1 | 079-434-2201 | |
| ふぁ～みん SHOP いなみ | 加古郡稲美町国岡3丁目21-3 | 079-497-0222 | |
| ふぁ～みん SHOP 高砂 | 高砂市伊保1丁目4-1 | 079-447-8877 | |
| にじいろふぁ～みん | | 079-495-7716 | |
| にじいろレストラン | 加古郡稲美町六分一1179-224 | 079-495-7720 | |
| 直売課 | | 079-495-5330 | |
| にじいろ農園 | 加古郡稲美町岡605-3 | 079-495-7002 | |
| 稲美有線放送事業所 | 加古郡稲美町国岡1丁目180 | 079-492-2188 | |



[経営資料]

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 (平成30年3月31日) | 平成28年度 (平成29年3月31日) |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| (資産の部) | | |
| 1 信用事業資産 | 589,733 | 557,434 |
| (1) 現金 | 1,999 | 2,061 |
| (2) 預金 | 442,098 | 419,281 |
| 系統預金 | 441,307 | 419,207 |
| 系統外預金 | 791 | 73 |
| (3) 有価証券 | 13,469 | 14,921 |
| 国債 | 2,033 | 2,348 |
| 地方債 | 7,310 | 7,898 |
| 政府保証債 | 866 | 1,179 |
| 特殊法人債 | 3,258 | 3,494 |
| (4) 貸出金 | 129,773 | 118,926 |
| (5) その他の信用事業資産 | 3,224 | 3,117 |
| 未収収益 | 183 | 178 |
| その他の資産 | 3,040 | 2,939 |
| (6) 貸倒引当金 | ▲830 | ▲874 |
| 2 共済事業資産 | 305 | 342 |
| (1) 共済貸付金 | 271 | 313 |
| (2) 共済未収利息 | 2 | 3 |
| (3) その他の共済事業資産 | 32 | 26 |
| (4) 貸倒引当金 | ▲0 | ▲1 |
| 3 経済事業資産 | 1,870 | 1,779 |
| (1) 経済事業未収金 | 363 | 365 |
| (2) 経済受託債権 | 767 | 688 |
| (3) 棚卸資産 | 171 | 157 |
| 購買品 | 153 | 142 |
| その他の棚卸資産 | 18 | 14 |
| (4) その他の経済事業資産 | 599 | 589 |
| (5) 貸倒引当金 | ▲31 | ▲22 |
| 4 雑資産 | 307 | 391 |
| (1) 雑資産 | 307 | 391 |
| (2) 貸出引当金 | ▲0 | ▲0 |
| 5 固定資産 | 7,524 | 7,922 |
| (1) 有形固定資産 | 7,397 | 7,791 |
| 建物 | 8,059 | 8,080 |
| 機械装置 | 1,532 | 1,521 |
| 土地 | 2,943 | 2,925 |
| 建設仮勘定 | 0 | 0 |
| その他の有形固定資産 | 3,412 | 3,472 |
| 減価償却累計額 | ▲8,550 | ▲8,208 |
| (2) 無形固定資産 | 127 | 131 |
| 6 外部出資 | 20,240 | 19,170 |
| (1) 外部出資 | 20,240 | 19,174 |
| 系統出資 | 18,548 | 17,531 |
| 系統外出資 | 714 | 665 |
| 子会社等出資 | 977 | 977 |
| (2) 外部出資等損失引当金 | ▲4 | ▲4 |
| 7 繰延税金資産 | - | - |
| 資 産 の 部 合 計 | 619,981 | 587,040 |

| 科 目 | 平成29年度 (平成30年3月31日) | 平成28年度 (平成29年3月31日) |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| (負債の部) | | |
| 1 信用事業負債 | 587,870 | 555,011 |
| (1) 貯金 | 583,758 | 550,973 |
| (2) 借入金 | 53 | 78 |
| (3) その他の信用事業負債 | 4,058 | 3,959 |
| 未払費用 | 604 | 812 |
| その他の負債 | 3,453 | 3,147 |
| 2 共済事業負債 | 2,147 | 2,912 |
| (1) 共済借入金 | 268 | 310 |
| (2) 共済資金 | 1,118 | 1,821 |
| (3) 共済未払利息 | 2 | 3 |
| (4) 未経過共済付加収入 | 720 | 741 |
| (5) その他の共済事業負債 | 37 | 36 |
| 3 経済事業負債 | 1,398 | 1,366 |
| (1) 経済事業未払金 | 220 | 216 |
| (2) 経済受託債務 | 436 | 433 |
| (3) その他の経済事業負債 | 741 | 716 |
| 4 設備借入金 | 52 | 78 |
| 5 雑負債 | 806 | 547 |
| (1) 未払法人税等 | 221 | 120 |
| (2) 資産除去債務 | 1 | 1 |
| (3) その他の負債 | 584 | 426 |
| 6 諸引当金 | 837 | 795 |
| (1) 賞与引当金 | 327 | 326 |
| (2) 退職給付引当金 | 437 | 408 |
| (3) 役員退職慰労引当金 | 72 | 61 |
| 7 繰延税金負債 | 92 | 172 |
| 負債の部合計 | 593,204 | 560,884 |
| (純資産の部) | | |
| 1 組合員資本 | 26,270 | 25,539 |
| (1) 出資金 | 3,763 | 3,762 |
| (2) 利益剰余金 | 22,521 | 21,793 |
| 利益準備金 | 6,124 | 5,974 |
| その他利益剰余金 | 16,396 | 15,819 |
| (うち当期末処分剰余金) | (1,304) | (1,074) |
| (うち当期剰余金) | (873) | (647) |
| (3) 処分未済持分 | ▲14 | ▲16 |
| 2 評価・換算差額等 | 505 | 616 |
| (1) その他有価証券評価差額金 | 505 | 616 |
| 純資産の部合計 | 26,778 | 26,155 |
| 負債及び純資産の部合計 | 619,981 | 587,040 |

2. 損益計算書

平成 28 年度：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

平成 29 年度：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|--------------|---------|---------|
| 1 事業総利益 | 6,393 | 6,234 |
| (1) 信用事業収益 | 5,281 | 5,196 |
| 資金運用収益 | 4,953 | 4,889 |
| (うち預金利息) | (2,452) | (2,410) |
| (うち有価証券利息) | (173) | (186) |
| (うち貸出金利息) | (1,433) | (1,462) |
| (うちその他受入利息) | (894) | (829) |
| 役務取引等収益 | 94 | 94 |
| その他事業直接収益 | 60 | 50 |
| その他経常収益 | 173 | 161 |
| (2) 信用事業費用 | 1,860 | 1,872 |
| 資金調達費用 | 950 | 1,022 |
| (うち貯金利息) | (899) | (973) |
| (うち給付補填備金繰入) | (30) | (32) |
| (うち借入金利息) | (0) | (1) |
| (うちその他支払利息) | (19) | (16) |
| 役務取引等費用 | 20 | 19 |
| その他事業直接費用 | - | - |
| その他経常費用 | 890 | 830 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (▲43) | (▲30) |
| 信用事業総利益 | 3,420 | 3,323 |
| (3) 共済事業収益 | 1,839 | 1,861 |
| 共済付加収入 | 1,706 | 1,701 |
| 共済貸付金利息 | 7 | 7 |
| その他の収益 | 125 | 152 |
| (4) 共済事業費用 | 112 | 114 |
| 共済借入金利息 | 7 | 7 |
| 共済推進費 | 66 | 59 |
| 共済保全費 | 33 | 42 |
| その他の費用 | 5 | 5 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (▲0) | (0) |
| 共済事業総利益 | 1,726 | 1,746 |
| (5) 購買事業収益 | 1,484 | 1,564 |
| 購買品供給高 | 1,430 | 1,512 |
| (購買手数料) | (196) | (218) |
| 修理サービス料 | 34 | 31 |
| その他の収益 | 19 | 20 |
| (6) 購買事業費用 | 1,304 | 1,364 |
| 購買品供給原価 | 1,234 | 1,293 |
| 購買品供給費 | 42 | 44 |
| 修理サービス費 | 2 | 3 |
| その他の費用 | 24 | 23 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (5) | (3) |
| 購買事業総利益 | 179 | 199 |
| (7) 販売事業収益 | 613 | 620 |
| (受託販売販売高) | (3,692) | (3,643) |
| 販売品販売高 | 224 | 239 |
| 販売手数料 | 357 | 352 |
| その他の収益 | 31 | 28 |
| (8) 販売事業費用 | 259 | 270 |
| (受託販売受入高) | (3,692) | (3,643) |
| 販売品販売原価 | 179 | 197 |
| 販売費 | 45 | 42 |
| その他の費用 | 34 | 31 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (3) | (0) |
| 販売事業総利益 | 354 | 350 |
| (9) 保管事業収益 | 10 | 9 |
| (10) 保管事業費用 | 0 | 0 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (0) | (0) |
| 保管事業総利益 | 10 | 9 |

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------------------|--------------|--------------|
| (11) 加工事業収益 | 127 | 124 |
| (12) 加工事業費用 | 74 | 72 |
| 加工事業総利益 | 53 | 51 |
| (13) 利用事業収益 | 368 | 341 |
| (14) 利用事業費用 | 191 | 189 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | - | (0) |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (▲0) | - |
| 利用事業総利益 | 177 | 151 |
| (15) 農業経営事業収益 | 1 | 0 |
| (16) 農業経営事業費用 | 2 | 0 |
| 農業経営事業総損失 | 1 | 0 |
| (17) 有線放送事業収益 | 39 | 40 |
| (18) 有線放送事業費用 | 6 | 5 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | - | (0) |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (0) | - |
| 有線放送事業総利益 | 32 | 35 |
| (19) 福祉・介護事業収益 | 638 | 567 |
| (20) 福祉・介護事業費用 | 128 | 113 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (0) | (0) |
| 福祉・介護事業総利益 | 509 | 454 |
| (21) 指導事業収入 | 31 | 20 |
| (22) 指導事業支出 | 101 | 109 |
| 指導事業収支差額 | ▲69 | ▲89 |
| 2 事業管理費 | 5,658 | 5,720 |
| (1) 人件費 | 4,219 | 4,198 |
| (2) 業務費 | 220 | 224 |
| (3) 諸税負担金 | 253 | 252 |
| (4) 施設費 | 951 | 1,030 |
| (5) その他事業管理費 | 12 | 14 |
| 事業利益 | 735 | 514 |
| 3 事業外収益 | 487 | 452 |
| (1) 受取雑利息 | 7 | 8 |
| (2) 受取出資配当金 | 317 | 299 |
| (3) 賃貸料 | 120 | 122 |
| (4) 貸倒引当金戻入益 | - | 0 |
| (5) 外部出資等損失引当金戻入益 | 3 | 7 |
| (6) 雑収入 | 37 | 14 |
| 4 事業外費用 | 66 | 53 |
| (1) 支払雑利息 | 7 | 9 |
| (2) 寄付金 | 21 | 3 |
| (3) 貸倒引当金繰入額 | (0) | - |
| (4) 雑損失 | 37 | 40 |
| 経常利益 | 1,155 | 912 |
| 5 特別利益 | 31 | 104 |
| (1) 固定資産処分益 | 4 | - |
| (2) 一般補助金 | 26 | 104 |
| 6 特別損失 | 64 | 108 |
| (1) 固定資産処分損 | 26 | 85 |
| (2) 固定資産圧縮損 | 2 | 19 |
| (3) 減損損失 | 35 | 0 |
| (5) 割増退職金 | - | 4 |
| 税引前当期利益 | 1,122 | 907 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 286 | 180 |
| 法人税等調整額 | ▲37 | 79 |
| 法人税等合計 | 249 | 260 |
| 当期剰余金 | 873 | 647 |
| 当期首繰越剰余金 | 430 | 427 |
| 当期末処分剰余金 | 1,304 | 1,074 |

3. 注記表

平成29年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購入品は売価還元法に基づく原価法により評価しています。
- ②その他の棚卸資産のうち、繰越販売品については売価還元法に基づく原価法により評価しています。
貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ①建 物（建物附属設備を除く）
 - ア. 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - イ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法を採用しています。
 - ウ. 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。
- ②建物附属設備、構築物
 - ア. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - イ. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものの定率法を採用しています。
 - ウ. 平成28年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。
- ③建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物 以外
 - ア. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - イ. 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）

平成28年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購入品は売価還元法に基づく原価法により評価しています。
- ② その他の棚卸資産のうち、繰越販売品については売価還元法に基づく原価法、その他については最終仕入原価法により評価しています。
貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ①建 物（建物附属設備を除く）
 - ア. 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - イ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法を採用しています。
 - ウ. 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。
- ②建物附属設備、構築物
 - ア. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - ロ. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものの定率法を採用しています。
 - ウ. 平成28年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。
- ③建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物 以外
 - ア. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。
 - イ. 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額と租税特別措置法第57条の9により算定した税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。この基準に基づき、当期は

に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

租税特別措置法第57条の9により算定した税法繰入限度額の金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 実務対応報告第32号の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ3百万円増加しています。

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

II 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

1. 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|--------|-------|
| 建物 | 775 |
| 構築物 | 486 |
| 機械装置 | 496 |
| 器具備品 | 4 |
| 無形固定資産 | 2 |
| 合計 | 1,764 |

(注) 平成 11 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

2. 為替決済等の代用として定期預金 9,000 百万円を差し入れています。

福祉事業に係る債務保証として定期預金 150 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

3. 子会社等に対する金銭債権の総額 2,036 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 496 百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

4. 破綻先債権、延滞債権、3 か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|------------|-----|
| 破綻先債権 | 30 |
| 延滞債権 | 602 |
| 3 か月以上延滞債権 | - |
| 貸出条件緩和債権 | - |
| 合計 | 633 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1. に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3 か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金(1. 及び 2. に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1. 2. 及び 3. に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

III 損益計算書に係る注記

【子会社等との取引高】

1. 子会社等との取引による収益総額 65 百万円

うち事業取引高 37 百万円

うち事業取引以外の取引高 27 百万円

2. 子会社等との取引による費用総額 159 百万円

うち事業取引高 113 百万円

うち事業取引以外の取引高 45 百万円

【減損損失】

3. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

なお、事業年度において財務諸表への影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

2. 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|--------|-------|
| 建物 | 775 |
| 構築物 | 486 |
| 機械装置 | 494 |
| 器具備品 | 4 |
| 無形固定資産 | 2 |
| 合計 | 1,762 |

(注) 平成 11 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

2. 為替決済等の代用として定期預金 9,000 百万円を差し入れています。

福祉事業に係る債務保証として定期預金 150 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

3. 子会社等に対する金銭債権の総額 1,727 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 516 百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

4. 破綻先債権、延滞債権、3 か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|------------|-----|
| 破綻先債権 | 6 |
| 延滞債権 | 748 |
| 3 か月以上延滞債権 | - |
| 貸出条件緩和債権 | - |
| 合計 | 754 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1. に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3 か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金(1. 及び 2. に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1. 2. 及び 3. に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に係る注記

【子会社等との取引高】

1. 子会社等との取引による収益総額 67 百万円

うち事業取引高 37 百万円

うち事業取引以外の取引高 29 百万円

2. 子会社等との取引による費用総額 158 百万円

うち事業取引高 11 百万円

うち事業取引以外の取引高 146 百万円

【減損損失】

3. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店（ブロック）単位のグルーピングを見直しています。

支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエベーター（育苗センター含む）、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

(2) 減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

| 減損対象資産 | 所在地 | 資産区分 | 減損損失計上額 |
|----------------|-----------------|------|---------|
| 旧母里給油所跡地（遊休資産） | 加古郡稲美町蛸草 45-1 他 | 土地 | 149 |
| 本店（事業用資産） | 加古川市加古川町寺家町 45 | 建物 | 34,568 |
| | | 機械装置 | 1,058 |

(3) 減損損失に至った経緯

旧母里給油所跡地については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

本店建物及び機械装置については、平成 30 年 3 月の理事会における本店移転の決議により減損損失を認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法等

旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて計算した金額としています。

本店建物及び機械装置については、取り壊しを予定しているため、回収可能額は 0 千円としています。

IV 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

原則として各支店は地区別に区分して、グルーピングを実施し、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については個々の固定資産単位でグルーピングをしています。また、本店・経済及び福祉施設は全管内の組合員利用者を対象とした施設と考え共用資産としています。

(2) 当該資産と減損損失の内訳

(単位：千円)

| 減損対象資産 | 所在地 | 資産区分 | 減損損失計上額 |
|------------|-----------------|------|---------|
| 固定資産（遊休資産） | 加古郡稲美町蛸草 45-1 他 | 土地 | 151 |

(3) 減損損失に至った経緯

地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を 0.7 で除した金額としています。

V 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

④ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が55百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

| 項目 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|-------|
| 預金 | 442,098 | 442,036 | ▲62 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 13,469 | 13,469 | — |
| 貸出金(※1) | 129,789 | | |
| 貸倒引当金(※2) | ▲830 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 128,958 | 131,407 | 2,448 |
| 資産計 | 584,526 | 586,912 | 2,385 |
| 貯金 | 583,758 | 584,268 | 509 |
| 負債計 | 583,758 | 584,268 | 509 |

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金16百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金で

収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が183百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

⑤ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

| 項目 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|-------|
| 預金 | 419,281 | 419,204 | ▲77 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 14,921 | 14,921 | — |
| 貸出金(※1) | 118,955 | | |
| 貸倒引当金(※2) | ▲874 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 118,080 | 120,534 | 2,453 |
| 資産計 | 552,283 | 554,660 | 2,376 |
| 貯金 | 550,973 | 551,519 | 545 |
| 負債計 | 550,973 | 551,519 | 545 |

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金28百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金で

す。また、貸倒引当金には未収利息に対する貸倒引当金を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※1、2) 20,240百万円

(※1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金416千円を控除して表示しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 442,098 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 500 | 3,600 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 500 | 3,600 |
| 貸出金(※1、2、3) | 8,013 | 6,308 | 6,147 | 6,212 | 5,550 | 96,984 |
| 合計 | 450,412 | 9,982 | 9,747 | 7,312 | 6,050 | 100,584 |

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,005百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等497百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件57百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

す。また、貸倒引当金には未収利息に対する貸倒引当金を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

④ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑤ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

⑥ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

② 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※1、2) 19,170百万円

(※1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金4百万円を控除して表示しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 419,281 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | 300 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 5,100 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 300 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 5,100 |
| 貸出金(※1、2、3) | 7,157 | 6,107 | 5,781 | 5,617 | 5,292 | 88,323 |
| 合計 | 426,738 | 6,407 | 9,455 | 9,217 | 6,392 | 93,423 |

(※1) 貸出金のうち、当座貸越800百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等589百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件56百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年 超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(※) | 521,718 | 30,270 | 28,982 | 1,350 | 630 | 805 |

(※)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額(※) | |
|---------------------------|------------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国債 | 1,896 | 2,033 | 137 |
| | 地方債 | 6,973 | 7,310 | 336 |
| | 政府保証債 | 798 | 866 | 68 |
| | 特殊法人債 | 3,099 | 3,258 | 158 |
| 合 計 | 12,767 | 13,469 | 701 | |

(※) 上記評価差額から繰延税金負債 195 百万円を差引いた額 505 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-------|-------|-----|-----|
| 国債 | 300 | 5 | - |
| 地方債 | 499 | 24 | - |
| 政府保証債 | 299 | 13 | - |
| 特殊法人債 | 200 | 17 | - |
| 合 計 | 1,299 | 60 | - |

VI 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-------------------------------|-------|
| ① 期首における退職給付債務 | 3,491 |
| ② 勤務費用 | 159 |
| ③ 利息費用 | 15 |
| ④ 数理計算上の差異の発生額 | 49 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲164 |
| ⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤) | 3,551 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------------|-------|
| ① 期首における年金資産 | 2,915 |
| ② 期待運用収益 | 58 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | 37 |
| ④ 年金資産への支払額 | 121 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲164 |
| ⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤) | 2,968 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年 超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(※) | 483,164 | 29,842 | 32,313 | 4,075 | 963 | 614 |

(※)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額(※) | |
|---------------------------|------------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国債 | 2,196 | 2,348 | 152 |
| | 地方債 | 7,473 | 7,898 | 425 |
| | 政府保証債 | 1,097 | 1,179 | 81 |
| | 特殊法人債 | 3,299 | 3,494 | 194 |
| 合 計 | 14,066 | 14,921 | 854 | |

(※) 上記評価差額から繰延税金負債 238 百万円を差引いた額 616 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----|-----|-----|
| 債 券 | 999 | 50 | - |
| 合 計 | 999 | 50 | - |

VII 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------------|-------|
| ⑤ 期首における退職給付債務 | 3,354 |
| ⑥ 勤務費用 | 159 |
| ⑦ 利息費用 | 14 |
| ⑧ 数理計算上の差異の発生額 | 50 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲87 |
| ⑦ 期末における退職給付債務 (⑤+⑥+⑦+⑧) | 3,491 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|-------|
| ③ 期首における年金資産 | 2,809 |
| ④ 期待運用収益 | 56 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | 14 |
| ⑤ 年金資産への支払額 | 123 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲87 |
| ⑦ 期末における年金資産 (③+④+⑤) | 2,915 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------|
| ① 退職給付債務 | 3,551 |
| ② 年金資産 | ▲2,968 |
| ③ 未積立退職給付債務 (①+②) | 583 |
| ④ 未認識過去勤務費用 | 2 |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | ▲147 |
| ⑥ 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) | 437 |
| 退職給付引当金 | 437 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|------------------|-----|
| ① 勤務費用 | 159 |
| ② 利息費用 | 15 |
| ③ 期待運用収益 | ▲58 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 35 |
| ⑤ 過去勤務費用の費用処理額 | ▲1 |
| 小計 (①+②+③+④+⑤) | 151 |
| ⑥ 臨時に支払った割増退職金 | 16 |
| 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥) | 167 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|--------------|-------|
| ① 一般勘定 | 1,347 |
| ② 債券 | 995 |
| ③ 株式 | 579 |
| ④ その他 | 46 |
| 合計 (①+②+③+④) | 2,968 |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| 項 目 | 比率等 |
|-----------------|-------|
| ① 割引率 | 0.44% |
| ② 長期期待運用収益率 | 2.00% |
| ③ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| ④ 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金47百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は612百万円となっています。

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------|
| ② 退職給付債務 | 3,491 |
| ② 年金資産 | ▲2,915 |
| ⑤ 未積立退職給付債務 (①+②) | 576 |
| ⑥ 未認識過去勤務費用 | 3 |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | ▲170 |
| ⑦ 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) | 408 |
| 退職給付引当金 | 408 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|------------------|-----|
| ③ 勤務費用 | 159 |
| ④ 利息費用 | 14 |
| ③ 期待運用収益 | ▲56 |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額 | 34 |
| ⑤ 過去勤務費用の費用処理額 | ▲1 |
| 合計 (①+②+③+④+⑤) | 151 |

(※) 上記のほか、特別損失から支払った割増退職金4百万円があります。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|--------------|-------|
| ⑤ 一般勘定 | 1,399 |
| ⑥ 債券 | 964 |
| ⑦ 株式 | 525 |
| ⑤ その他 | 25 |
| 合計 (①+②+③+④) | 2,915 |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| 項 目 | 比率等 |
|-----------------|-------|
| ② 割引率 | 0.44% |
| ② 長期期待運用収益率 | 2.00% |
| ③ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| ⑧ 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金47百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は653百万円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 主な内訳 | | 当期末 |
|-----------|-------------------|------|
| 繰延税金資産 | 貸倒引当金超過額 | 123 |
| | 賞与引当金 | 91 |
| | 退職給付引当金 | 122 |
| | 貸付未収利息未計上額 | 33 |
| | 役員退職慰労引当金 | 20 |
| | 減損損失 | 31 |
| | 固定資産評価損 | 15 |
| | 未払費用(社会保険料事業主負担分) | 13 |
| | 外部出資等損失引当金 | 0 |
| | 子会社株式 | 11 |
| | 固定資産譲渡損 | 7 |
| | 期末賞与 | 35 |
| | 未払費用 | 12 |
| | 未払事業税 | 17 |
| | 資産除去債務 | 0 |
| | その他 | 9 |
| | 小計 | 545 |
| | 評価性引当額 | ▲216 |
| | 合計 | 328 |
| 繰延税金負債 | 固定資産圧縮積立金 | ▲151 |
| | その他有価証券評価差額金 | ▲195 |
| | 現物出資による譲渡益繰延額 | ▲73 |
| | その他 | ▲0 |
| 合計 | ▲420 | |
| 繰延税金負債の純額 | | ▲92 |

- (2) 法定実効税率

(単位：%)

| 項目 | | 当期末 |
|-------------------|---------------------|-------|
| 法定実行税率 | | 27.88 |
| 調整 | 交際費等永久に損金にされない項目 | 0.97 |
| | 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | ▲4.24 |
| | 事業分量配当金 | ▲1.89 |
| | 住民税等均等割 | 0.81 |
| | 評価性引当額の増減 | ▲1.40 |
| | その他 | 0.08 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 22.19 |

Ⅷ 税効果会計に関する注記

- (3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 主な内訳 | | 当期末 |
|-----------|-------------------|------|
| 繰延税金資産 | 貸倒引当金超過額 | 138 |
| | 賞与引当金 | 90 |
| | 退職給付引当金 | 113 |
| | 貸付未収利息未計上額 | 33 |
| | 役員退職慰労引当金 | 17 |
| | 減損損失 | 21 |
| | 固定資産評価損 | 15 |
| | 未払費用(社会保険料事業主負担分) | 13 |
| | 期日指定定期貯金未払利息 | 0 |
| | 外部出資等損失引当金 | 1 |
| | 子会社株式 | 11 |
| | 固定資産譲渡損 | 7 |
| | 期末賞与 | 29 |
| | 未払費用 | 10 |
| | 未払事業税 | 13 |
| | 資産除去債務 | 0 |
| | その他 | 9 |
| | 小計 | 529 |
| | 評価性引当額 | ▲232 |
| 合計 | 296 | |
| 繰延税金負債 | 固定資産圧縮積立金 | 156 |
| | その他有価証券評価差額金 | 238 |
| | 現物出資による譲渡益繰延額 | 73 |
| | その他 | 0 |
| 合計 | 468 | |
| 繰延税金負債の純額 | | 172 |

- (4) 法定実効税率

(単位：%)

| 項目 | | 当期末 |
|-------------------|---------------------|-------|
| 法定実行税率 | | 27.88 |
| 調整 | 交際費等永久に損金にされない項目 | 1.31 |
| | 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | ▲4.27 |
| | 事業分量配当金 | ▲2.20 |
| | 住民税等均等割 | 1.00 |
| | 評価性引当額の増減 | 8.76 |
| | その他 | ▲3.84 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 28.65 |

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 1 当期末処分剰余金 | 1,304 | 1,074 |
| 2 任意積立金取崩額 | 12 | 14 |
| 計 | 1,316 | 1,089 |
| 3 剰余金処分量 | 913 | 658 |
| (1) 利益準備金 | 200 | 150 |
| (2) 任意積立金 | 563 | 363 |
| (うち信用事業基盤強化積立金) | (200) | (100) |
| (うち施設整備積立金) | (200) | (100) |
| (うち災害等対策積立金) | (10) | (10) |
| (うち農業支援積立金) | (20) | (20) |
| (うち経営基盤強化積立金) | (113) | (113) |
| (うち合併記念事業積立金) | (20) | (20) |
| (3) 出資配当金 | 74 | 74 |
| (4) 事業分量配当金 | 76 | 71 |
| 4 次期繰越剰余金 | 403 | 430 |

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合 平成 29 年度 2.0% 平成 28 年度 2.0%

2. 事業分量配当（利用高配当）の基準は、次のとおりです。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 貯金年間平均残高 10 万円につき | 15 円(平成 30 年 3 月基準) |
| ② 貸出金実収利息 10 万円につき | 100 円(平成 30 年 3 月基準) |
| ③ 長期共済保有高 100 万円につき | 20 円(平成 30 年 2 月基準) |
| ④ 出荷米 1 袋 (30kg) につき | 50 円(平成 30 年 3 月基準) |
| ⑤ 青果 (FS・市場) 出荷額 1 万円につき | 50 円(平成 30 年 3 月基準) |
| ⑥ 購買品供給高 (未収供給高) 1 万円につき | 50 円(平成 30 年 3 月基準) |

(注) 平成 30 年 3 月末日時点の実績に対する配当です。ただし、③「長期共済保有高」については、平成 30 年 2 月末日時点に対する配当です。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越金 50 百万円が含まれています。

平成 29 年度 50 百万円 平成 28 年度 50 百万円

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は次のとおりです。

| 種 類 | 信用事業基盤強化積立金 | 施設整備積立金 | 固定資産圧縮積立金 | 災害等対策積立金 |
|-------|--|--|---|--|
| 積立目的 | この積立金は、信用事業強化に必要な資金を積み立てるものとする。 | この積立金は、固定資産投資計画に基づき、施設の修理・取得にあたりその必要資金を積み立てるものとする。 | この積立金は、租税特別措置法の規定に基づく買い換え資産の圧縮額を積み立てるものとする。 | J A及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てるものとする。 |
| 積立目標額 | 期末貯金総額の1,000分の5以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 | 減価償却資産の期末取得額の100分の15を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立額（減価償却資産の期末取得額の100分の1相当額）を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 | 圧縮額を積み立てるものとする。ただし、繰延税金負債控除後の金額とする。 | 期末貯金総額の1,000分の1以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 |
| 取崩基準 | 信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の50%相当額を取り崩すことができる。 | 当該施設の取得日の属する決算期に当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。 | 減価償却資産の法定耐用年数、除却等により、所要額を取り崩すものとする。 | 政令により激甚災害の指定を受けるなど重大な事態が発生した場合に、J A及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩すものとする。 |
| 当期末残高 | 3,370 | 1,703 | 405 | 70 |
| 今回積立額 | 200 | 200 | 0 | 10 |
| 今回取崩額 | 0 | 0 | 12 | 0 |
| 積立累計額 | 3,570 | 1,903 | 392 | 80 |

| 種 類 | 農業支援積立金 | 経営基盤強化積立金 | 合併記念事業積立金 |
|-------|--|---|---|
| 積立目的 | 農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てるものとする。 | 新たな会計基準の採用、会計基準の変更および社会保険制度の変更等による損失の発生に備えるために積み立てるものとする。 | 設立20周年事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積み立てるものとする。 |
| 積立目標額 | 期末販売品販売高の100分の3以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 | 会計基準の変更および社会保険制度の変更に備えるため5億65百万円を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 | 記念事業予算額1億円を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画的なある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。 |
| 取崩基準 | 行政庁、J Aグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出した経費相当額を取り崩すものとする。 | 新たな会計基準の採用、会計基準の変更および社会保険制度の変更等により、重大な損失が生じた場合に損失相当額を取り崩すものとする。 | 実施事業年度（平成31年度）に記念事業費相当額を取り崩すものとする。 |
| 当期末残高 | 140 | 339 | 60 |
| 今回積立額 | 20 | 113 | 20 |
| 今回取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| 積立累計額 | 160 | 452 | 80 |

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年7月31日

兵庫南農業協同組合

代表理事組合長 中村 良祐

6. 部門別損益計算書

(単位:百万円)

| 区 分 | 計 | 信用 事業 | 共 済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通管理費 等 |
|------------------------------|--------|----------|-----------|------------|-------------|------------|------------|
| 事業収益① | 10,435 | 5,281 | 1,839 | 2,605 | 700 | 8 | |
| 事業費用② | 4,041 | 1,860 | 112 | 1,832 | 198 | 38 | |
| 事業総利益③ (①-②) | 6,393 | 3,420 | 1,726 | 773 | 502 | ▲30 | |
| 事業管理費④ | 5,658 | 1,976 | 1,390 | 1,264 | 780 | 246 | |
| （うち減価償却費⑤） | 458 | 120 | 62 | 177 | 85 | 12 | |
| うち共通管理費⑥ | | 370 | 218 | 280 | 140 | 22 | ▲1,032 |
| （うち減価償却費⑦） | | 31 | 18 | 23 | 11 | 1 | ▲87 |
| 事業利益⑧ (③-④) | 735 | 1,443 | 336 | ▲490 | ▲277 | ▲276 | |
| 事業外収益⑨ | 487 | 162 | 95 | 135 | 64 | 29 | |
| うち共通分⑩ | | 162 | 95 | 123 | 61 | 9 | ▲453 |
| 事業外費用⑪ | 66 | 20 | 13 | 22 | 7 | 1 | |
| うち共通分⑫ | | 20 | 12 | 15 | 7 | 1 | ▲57 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 1,155 | 1,585 | 418 | ▲378 | ▲221 | ▲249 | |
| 特別利益⑭ | 31 | 11 | 6 | 8 | 4 | 0 | |
| うち共通分⑮ | | 11 | 6 | 8 | 4 | 0 | ▲31 |
| 特別損失⑯ | 64 | 22 | 13 | 17 | 8 | 1 | |
| うち共通分⑰ | | 22 | 13 | 17 | 8 | 1 | ▲64 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 1,122 | 1,574 | 411 | ▲387 | ▲225 | ▲249 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | 91 | 53 | 69 | 34 | ▲249 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲) | 1,122 | 1,482 | 357 | ▲456 | ▲260 | | |

(注) 1. 部門別の事業収益、事業費用及び事業総利益は、損益計算書に記載する金額です。

2. 事業管理費の配賦

(1) 基本的な考え方

事業管理費のうち、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、当該事業部門へ直課し、直課できないものについては、合理的な配賦基準により各事業部へ配賦しています。

(2) 具体的配賦

①人件費

各事業に属する職員にかかる実額を直課し、複数の事業部門にかかる職員については、就労時間の割合等に応じて配賦しています。なお、役員報酬については、管理部門に配賦しています。

②その他管理費

支出目的・内容に応じ管家部門へ直課しています。なお、複数部門にまたがるものについては、項目により職員数割・使用面積割等の配賦基準を定め、各事業部門へ配賦しています。

3. 事業外収益・費用・特別利益・損失

目的・内容により帰属が明らかなのは当該事業部門に直課し、その他は管理部門に配賦しています。

(単位:%)

| 区 分 | 信用 事業 | 共 済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営 農 指導事業 | 計 |
|--------|----------|-----------|------------|-------------|-------------|--------|
| 共通管理費等 | 35.89 | 21.13 | 27.18 | 13.60 | 2.20 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 36.70 | 21.60 | 27.80 | 13.90 | | 100.00 |

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業収益 | 11,207 | 11,123 | 10,166 | 10,348 | 10,435 |
| 信用事業収益 | 4,901 | 5,019 | 5,230 | 5,196 | 5,281 |
| 共済事業収益 | 1,829 | 1,772 | 1,851 | 1,861 | 1,839 |
| 農業関連事業収益 | 4,234 | 4,023 | 2,622 | 2,661 | 2,605 |
| その他事業収益 | 243 | 307 | 461 | 629 | 708 |
| 経常利益 | 1,262 | 1,102 | 961 | 912 | 1,155 |
| 当期剰余金 | 904 | 814 | 831 | 647 | 873 |
| 剰余金配当金額 | 93 | 141 | 144 | 145 | 150 |
| 出資配当金 | 93 | 74 | 75 | 74 | 74 |
| 事業分量配当 | 0 | 66 | 69 | 71 | 76 |
| 出資金 | 3,771 | 3,787 | 3,793 | 3,762 | 3,763 |
| (出資口数) | 3,771,806 | 3,787,747 | 3,793,693 | 3,762,589 | 3,763,659 |
| 純資産額 | 24,128 | 24,973 | 25,883 | 26,155 | 26,776 |
| 総資産額 | 510,235 | 536,512 | 561,249 | 587,040 | 619,981 |
| 貯金残高 | 477,548 | 503,684 | 526,315 | 550,973 | 583,758 |
| 貸出金残高 | 107,804 | 109,911 | 111,545 | 118,926 | 129,773 |
| 有価証券残高 | 15,385 | 16,408 | 16,194 | 14,921 | 13,469 |
| 職員数 | 697 | 704 | 860 | 860 | 834 |
| 単体自己資本比率 | 17.57 | 16.52 | 16.16 | 15.10 | 14.79 |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

| 項目 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増減 |
|------------|---------|---------|----------|
| 資金運用収支 | 4,003 | 3,866 | 137 |
| 役務取引等収支 | 74 | 74 | 0 |
| その他信用事業収支 | ▲657 | ▲617 | ▲40 |
| 信用事業粗利益 | 3,420 | 3,323 | 97 |
| (信用事業粗利益率) | (0.595) | (0.609) | (▲0.014) |
| 事業粗利益 | 6,393 | 6,234 | 159 |
| (事業粗利益率) | (1.015) | (1.078) | (▲0.063) |

(注) 1. その他信用事業収支＝その他事業収益＋その他経常収益－その他直接費用－その他経常費用

2. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産平残高×100

3. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産平残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項目 | 平成29年度 | | | 平成28年度 | | |
|-----------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回 | 平均残高 | 利息 | 利回 |
| 資金運用勘定 | 571,723 | 4,952 | 0.866 | 542,623 | 4,888 | 0.900 |
| うち預金 | 434,727 | 3,346 | 0.766 | 412,805 | 3,240 | 0.784 |
| うち有価証券 | 12,938 | 173 | 1.337 | 14,269 | 186 | 1.303 |
| うち貸出金 | 124,058 | 1,433 | 1.155 | 115,549 | 1,462 | 1.265 |
| 資金調達勘定 | 569,871 | 929 | 0.163 | 539,858 | 1,006 | 0.186 |
| うち貯金・定期積金 | 569,807 | 929 | 0.163 | 539,757 | 1,005 | 0.186 |
| うち借入金 | 64 | 0 | 1.108 | 101 | 1 | 0.990 |
| 総資金利ざや | | | 0.357 | | | 0.350 |

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項目 | 平成29年度増減額 | 平成28年度増減額 |
|-----------|-----------|-----------|
| 受取利息 | 64 | ▲39 |
| うち預金 | 106 | 73 |
| うち有価証券 | ▲13 | ▲14 |
| うち貸出金 | ▲29 | ▲98 |
| 支払利息 | ▲77 | 46 |
| うち貯金・定期貯金 | ▲76 | 46 |
| うち借入金 | ▲1 | 0 |
| 差引 | ▲12 | ▲85 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|--------|--------------------|--------------------|------------------|
| 流動性貯金 | 150,939 (25.9) | 138,374 (25.6) | 12,565 (0.3) |
| 定期性貯金 | 432,820 (74.1) | 401,433 (74.4) | 31,387 (▲0.3) |
| その他の貯金 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 計 | 583,759 (100.0) | 539,807 (100.0) | 43,952 |
| 譲渡性貯金 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 合 計 | 583,759 (100.0) | 539,807 (100.0) | 43,952 |

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|--------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 定期貯金 | 412,677 (100.0) | 391,612 (100.0) | 21,065 |
| 固定金利定期 | 412,670 (99.9) | 391,605 (99.9) | 21,065 (0.0) |
| 変動金利定期 | 7 (0.0) | 7 (0.0) | 0 (0.0) |

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------|----------------|----------------|--------------|
| 手形貸付 | 272 | 366 | ▲94 |
| 証書貸付 | 120,251 | 111,181 | 9,070 |
| 当座貸越 | 780 | 836 | ▲56 |
| 割引手形 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 121,303 | 112,383 | 8,920 |

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 固定金利貸出 | 37,342 (28.7) | 27,980 (23.5) | 9,362 (5.2) |
| 変動金利貸出 | 91,123 (70.2) | 89,776 (75.4) | 1,346 (▲5.2) |
| その他 | 1,306 (1.0) | 1,169 (0.9) | 137 (0.1) |
| 合 計 | 129,773 (100.0) | 118,926 (100.0) | 10,846 |

(注) () は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------------|----------------|----------------|---------------|
| 貯金・定期積金等 | 1,370 | 1,526 | ▲156 |
| 有価証券 | 0 | 0 | 0 |
| 動産 | 0 | 2 | ▲2 |
| 不動産 | 6,818 | 7,874 | ▲1,056 |
| その他担保物 | 2,221 | 1,907 | 314 |
| 小 計 | 10,409 | 11,309 | ▲900 |
| 農業信用基金協会保証 | 93,616 | 85,060 | 8,556 |
| その他保証 | 18,687 | 14,738 | 3,949 |
| 小 計 | 112,303 | 99,798 | 12,505 |
| 信用 | 7,061 | 7,819 | ▲758 |
| 合 計 | 129,773 | 118,926 | 10,846 |

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する項目はありません。

出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 設備資金 | 124,724 (96.1) | 113,697 (95.6) | 11,027 (0.5) |
| 運転資金 | 5,049 (3.9) | 5,229 (4.4) | ▲180 (▲0.5) |
| 合 計 | 129,773 (100.0) | 118,926 (100.0) | 10,846 |

(注) () は構成比です。

貸出金の業種別の残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------|
| 農業 | 343 (0.2) | 315 (0.2) | 28 (0.0) |
| 林業 | 37 (0.0) | 16 (0.0) | 21 (0.0) |
| 水産業 | 38 (0.0) | 9 (0.0) | 29 (0.0) |
| 鉱業 | 319 (0.2) | 302 (0.2) | 17 (0.0) |
| 製造業 | 22,801 (17.5) | 16,884 (14.1) | 5,917 (3.4) |
| 建設・不動産業 | 4,146 (3.1) | 3,147 (2.6) | 999 (0.5) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 579 (0.4) | 386 (0.3) | 193 (0.1) |
| 運輸・通信業 | 4,595 (3.5) | 3,554 (2.9) | 1,041 (0.6) |
| 金融・保険業 | 3,075 (2.3) | 3,332 (2.8) | ▲257 (▲0.5) |
| 卸売・小売・サービス業・飲食業 | 12,188 (9.3) | 9,152 (7.7) | 3,036 (1.6) |
| 地方公共団体 | 4,420 (3.4) | 4,986 (4.1) | ▲566 (▲0.7) |
| 非営利法人 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| その他 | 77,224 (59.5) | 76,835 (64.6) | 389 (▲6.1) |
| 合 計 | 129,773 (100.0) | 118,926 (100.0) | 108,846 |

(注) () は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|----------|--------|--------|-----|
| 農業 | 162 | 162 | 0 |
| 穀作 | 53 | 52 | 1 |
| 野菜・園芸 | 68 | 66 | 2 |
| 果樹・樹園農業 | 3 | 5 | ▲2 |
| 工芸作物 | 0 | 0 | 0 |
| 養豚・肉牛・酪農 | 3 | 3 | 0 |
| 養鶏・養卵 | 0 | 3 | ▲3 |
| 養蚕 | 0 | 0 | 0 |
| その他農業 | 34 | 31 | 3 |
| 農業関連団体等 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 162 | 162 | 0 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

資金種類別

・貸出金

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|-----|
| プロパー資金 | 104 | 85 | 19 |
| 農業制度資金 | 57 | 77 | ▲19 |
| 農業近代化資金 | 4 | 5 | 0 |
| その他制度資金 | 53 | 72 | ▲19 |
| 合 計 | 162 | 162 | 0 |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

・受託貸付金

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|-----|
| 日本政策金融公庫資金 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 |

(注)日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|---------------------|------------|------------|-------------|
| 破綻先債権 | 30 | 6 | 24 |
| 延滞債権 | 603 | 748 | ▲145 |
| 3か月以上延滞債権 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出条件緩和債権 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計(A) | 633 | 754 | ▲121 |
| うち担保・保証付債権額(B) | 220 | 279 | ▲59 |
| 担保・保証控除後債権額(C) | 413 | 475 | ▲62 |
| 個別計上貸倒引当金残高(D) | 412 | 472 | ▲60 |
| 差引額 (E) = (C) - (D) | 1 | 3 | ▲2 |
| 一般計上貸倒引当金残高 | 414 | 397 | 17 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

| 債権区分 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------------------|----------------|----------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 626 | 720 |
| 危険債権 | 7 | 34 |
| 要管理債権 | 0 | 0 |
| 小 計 (A) | 633 | 754 |
| 保全額 (合計) (B) | 632 | 751 |
| 担保・保証 | 220 | 279 |
| 引 当 | 412 | 472 |
| 保全率 (B/A) | 99.8 | 99.6 |
| 正常債権 | 129,250 | 118,263 |
| 合 計 | 129,883 | 119,018 |

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ② 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- ③ 要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④ 正常債権
上記以外の債権

| 対象債権 (網掛部分) | 自己査定における債務者区分 | | | 金融再生法に基づく開示債権 | | | リスク管理債権 | | |
|------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-----------------------|---------------|---------------|
| | 信用事業 貸出金 | 信用事業 以外の債権 | 信用事業 以外の与信 | 信用事業 貸出金 | 信用事業 以外の債権 | 信用事業 以外の与信 | 信用事業 貸出金 | 信用事業 以外の債権 | 信用事業 以外の与信 |
| | 破綻先 | | | 破綻更正債権及びこれらに準ずる債権 | | | 破綻先債権 | | |
| | 実質破綻先 | | | 危険債権 | | | 延滞債権 | | |
| | 破綻懸念先 | | | 要管理債権 | | | 3か月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 | | |
| 要 注 意 先 | 要管理先 | | | 正常債権 | | | | | |
| | その他要注意先 | | | | | | | | |
| | 正常先 | | | | | | | | |

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する項目はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成 29 度 | | | | | 平成 28 度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 397 | 414 | - | 397 | 414 | 365 | 397 | - | 365 | 397 |
| 個別貸倒引当金 | 476 | 416 | - | 476 | 416 | 539 | 476 | - | 539 | 476 |
| 合 計 | 874 | 830 | - | 873 | 830 | 904 | 874 | - | 904 | 874 |

貸出金償却の額

(単位:百万円)

| | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|----------|----------|
| 貸出金償却額 | 0 | 0 |

(注) 平成 16 年度より引当金を相殺した数値を表示しております。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

| 種 類 | | 平成 29 年度 | | 平成 28 年度 | |
|---------|-----|----------|---------|----------|---------|
| | | 仕 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被 仕 向 |
| 送金・振込為替 | 件 数 | 54 | 689 | 53 | 664 |
| | 金 額 | 67,639 | 152,115 | 68,619 | 153,620 |
| 代金取立為替 | 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金 額 | 2 | 23 | 35 | 2 |
| 雑 為 替 | 件 数 | 6 | 4 | 6 | 5 |
| | 金 額 | 2,288 | 1,064 | 2,130 | 1,519 |
| 合 計 | 件 数 | 60 | 693 | 59 | 669 |
| | 金 額 | 69,929 | 153,202 | 70,784 | 155,143 |

(4) 有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増 減 |
|-------|--------|--------|--------|
| 国債 | 1,929 | 2,196 | ▲267 |
| 地方債 | 7,054 | 7,495 | ▲441 |
| 政府保証債 | 821 | 1,097 | ▲276 |
| 金融債 | 0 | 0 | 0 |
| 社債 | 3,135 | 3,305 | ▲170 |
| 合 計 | 12,939 | 14,093 | ▲1,154 |

商品有価証券種類別平均残高

該当する項目はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| | 種 類 | 残存期間 | | | | | | | 合 計 |
|--------|-------|------|---------|---------|---------|----------|-------|------------|-------|
| | | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | |
| 平成29年度 | 国 債 | 0 | 1,300 | 0 | 0 | 0 | 600 | 0 | 1,900 |
| | 地 方 債 | 300 | 4,574 | 500 | 200 | 300 | 1,100 | 0 | 6,974 |
| | 政府保証債 | 0 | 100 | 0 | 400 | 0 | 300 | 0 | 800 |
| | 金 融 債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 社 債 | 0 | 1,300 | 1,100 | 0 | 100 | 600 | 0 | 3,100 |
| 平成28年度 | 国 債 | 300 | 300 | 1,000 | 0 | 0 | 600 | 0 | 2,200 |
| | 地 方 債 | 0 | 2,874 | 2,100 | 900 | 200 | 1,400 | 0 | 7,474 |
| | 政府保証債 | 0 | 100 | 0 | 700 | 0 | 300 | 0 | 1,100 |
| | 金 融 債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 社 債 | 0 | 700 | 1,600 | 100 | 0 | 900 | 0 | 3,300 |

(5) 有価証券等の時価情報等

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

その他有価証券の時価情報

(単位：百万円)

| | 種 類 | 平成 29 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|---------------------------------------|-----------|----------------|--------------|-----|----------------|--------------|-----|
| | | 取得原価 又は償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差 額 | 取得原価 又は償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の | 国 債 | 1,896 | 2,033 | 137 | 2,196 | 2,348 | 152 |
| | 地 方 債 | 6,973 | 7,310 | 336 | 7,473 | 7,898 | 425 |
| | 政 府 保 証 債 | 798 | 866 | 68 | 1,097 | 1,179 | 81 |
| | 特 殊 法 人 債 | 3,099 | 3,258 | 158 | 3,299 | 3,494 | 194 |
| 合 計 | | 12,767 | 13,469 | 701 | 14,066 | 14,921 | 854 |

金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：百万円)

| 種 類 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|------------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生命総合 共済 | 終身共済 | 5,532 | 400,014 | 11,496 | 413,378 |
| | 定期生命共済 | 124 | 2,192 | 43 | 2,307 |
| | 養老生命共済 | 2,293 | 98,583 | 5,886 | 108,974 |
| | うちこども共済 | 1,719 | 30,779 | 2,285 | 30,585 |
| | 医療共済 | 141 | 15,695 | 981 | 16,450 |
| | がん共済 | - | 592 | - | 616 |
| | 定期医療共済 | - | 2,138 | - | 2,405 |
| | 介護共済 | 1,081 | 6,770 | 2,010 | 5,940 |
| | 年金共済 | - | 1,058 | - | 1,160 |
| 建物更生共済 | | 125,630 | 471,983 | 43,011 | 474,508 |
| 合 計 | | 134,803 | 999,028 | 63,430 | 1,025,742 |

(注) 1. 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）です。

2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|--------|--------|-----|--------|-----|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | 3 | 98 | 10 | 97 |
| がん共済 | 2 | 26 | 2 | 24 |
| 定期医療共済 | - | 4 | - | 5 |
| 合 計 | 6 | 129 | 13 | 127 |

(注) 「金額」欄は、入院共済金額です。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|------|--------|-------|--------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | 1,165 | 9,590 | 2,562 | 8,955 |
| 合 計 | 1,165 | 9,590 | 2,562 | 8,955 |

(注) 「保有高」欄は、介護共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 770 | 6,343 | 465 | 5,900 |
| 年金開始後 | - | 3,004 | - | 3,036 |
| 合 計 | 770 | 9,347 | 465 | 8,936 |

(注)「金額」欄は、年金年額（予定利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|----------|--------|-------|---------|-------|
| | 保障金額 | 掛金 | 保障金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 53,078 | 49 | 55,182 | 57 |
| 自動車共済 | - | 991 | - | 979 |
| 傷害共済 | 41,144 | 18 | 45,232 | 18 |
| 団体定期生命共済 | - | - | - | - |
| 定額定期生命共済 | 18 | 0 | 20 | 0 |
| 賠償責任共済 | - | 1 | - | 1 |
| 自賠責共済 | - | 130 | - | 150 |
| 合 計 | 94,240 | 1,191 | 100,434 | 1,207 |

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 購買事業

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|-------|--------|-----|--------|-----|
| | 供給高 | 粗収益 | 供給高 | 粗収益 |
| 肥 料 | 311 | 49 | 339 | 59 |
| 農 薬 | 187 | 27 | 194 | 28 |
| 飼 料 | 61 | 2 | 59 | 2 |
| 農業機械 | 323 | 40 | 328 | 41 |
| そ の 他 | 221 | 35 | 233 | 39 |
| 合 計 | 1,105 | 156 | 1,155 | 171 |

(注) 農業機械については、修理サービス料を除く。

(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 供給高 | 粗収益 | 供給高 | 粗収益 |
| 米 | 2 | 0 | 6 | 0 |
| 一般食品 | 70 | 15 | 71 | 17 |
| 耐久消費財 | 68 | 7 | 99 | 12 |
| 日用保健雑貨 | 60 | 5 | 58 | 5 |
| その他 | 123 | 11 | 120 | 11 |
| 合 計 | 325 | 40 | 357 | 46 |

(注)生活物資(米)は、全農パール等より仕入分の供給高です。

4. 販売事業

販売品取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 | 平成29年度 | | 平成28年度 | | |
|------------|--------------|------------|--------------|------------|-----|
| | 販売高 | 手数料 | 販売高 | 手数料 | |
| 受託販売 | 米 | 822 | 87 | 791 | 79 |
| | 麦・豆・雑穀 | 150 | 9 | 157 | 10 |
| | 野 菜 | 407 | 14 | 392 | 14 |
| | 果 実 | 62 | 2 | 59 | 3 |
| | 畜 産 物 | 435 | 3 | 404 | 3 |
| | ふぁ～みんSHOP | 1,814 | 239 | 1,839 | 241 |
| 買取販売 | ふぁ～みんSHOP | 224 | 45 | 239 | 42 |
| 合 計 | 3,916 | 403 | 3,883 | 394 | |

(注)ふぁ～みんSHOPで販売した地場産米は、「米」に含まれています。

5. 利用事業

(単位：トン)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-----------------|----------|----------|
| | 取扱高 | 取扱高 |
| カントリーエレベーター（米） | 9,915 t | 4,873 t |
| カントリーエレベーター（大麦） | 1,328 t | 862 t |
| ライスセンター（米） | 1,167 t | 1,116 t |
| ライスセンター（小麦） | 325 t | 235 t |
| 水稻育苗 | 105,328箱 | 106,264箱 |
| 野菜育苗 | 410万本 | 352万本 |

*カントリーエレベーター、ライスセンターは荷受重量を表示しています。

6. 加工事業

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-----------|---------|---------|
| | 取扱高 | 取扱高 |
| にじいろレストラン | 5,982万円 | 6,642万円 |
| 惣菜 | 1,861万円 | 1,369万円 |
| 豆腐 | 1,298万円 | 1,153万円 |

7. 高齢者福祉事業

ホームヘルパー活動実績累計

(単位：時間・人)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| | (平成30年度3月末現在登録者数：65名) | (平成29年度3月末現在登録者数：71名) |
| 身体介護 | 1,680 | 2,107 |
| 生活援助 | 2,835 | 2,884 |
| 身体・生活 | 989 | 1,453 |
| 介護予防 | 2,514 | 1,558 |

デイサービス利用回数累計

(単位：回)

| 種 類 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------|------------------------|------------------------|
| | (平成30年度3月末現在登録者数：217名) | (平成29年度3月末現在登録者数：197名) |
| 要支援 | 4,693 | 4,064 |
| 要介護1・2 | 10,496 | 11,516 |
| 要介護3・4・5 | 4,702 | 4,045 |

高齢者住宅利用状況

| 項 目 | 平成29年度 入居者数 | 平成28年度 入居者数 |
|------------------------------|----------------|----------------|
| ふぁ～みんの里高砂 (サービス付き高齢者向け住宅) | 38名 | 38名 |
| ふぁ～みんの里明石 (介護付有料老人ホーム) | 70名 | 70名 |

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

| 項目 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増減 |
|-----------|--------|--------|------|
| 総資産経常利益率 | 0.18 | 0.15 | 0.03 |
| 資本経常利益率 | 4.52 | 3.63 | 0.89 |
| 総資産当期純利益率 | 0.14 | 0.11 | 0.03 |
| 資本当期純利益率 | 3.41 | 2.57 | 0.84 |

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 増減 |
|----------|--------|--------|-------|
| 貯貸率 (期末) | 22.23 | 21.58 | 0.65 |
| (期中平均) | 21.77 | 21.40 | 0.37 |
| 貯証率 (期末) | 2.30 | 2.70 | ▲0.40 |
| (期中平均) | 2.27 | 2.64 | ▲0.57 |

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 平成 29 年度 | 経過措置による不算入額 | 平成 28 年度 | 経過措置による不算入額 |
|---|----------|-------------|----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 26,119 | | 25,393 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,763 | | 3,762 | |
| うち、再評価積立金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、利益剰余金の額 | 22,521 | | 21,793 | |
| うち、外部流出予定額(▲) | 150 | | 145 | |
| うち、上記以外に該当するものの額(▲) | 14 | | 16 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 417 | | 400 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 417 | | 400 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 0 | | 0 | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| うち、回転出資金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) | 26,537 | | 25,794 | |
| コア資本にかかる調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額 | 73 | 18 | 56 | 37 |
| うち、のれんに係るものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 73 | 18 | 56 | 37 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 適格引当金不足額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前払年金費用の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 73 | | 56 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 26,464 | | 25,737 | |

| 項 目 | 平成 29 年度 | 経過措置による 不算入額 | 平成 28 年度 | 経過措置による 不算入額 |
|--|----------|-----------------|----------|-----------------|
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 166,298 | | 158,159 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | ▲11,293 | | ▲11,709 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) | 18 | | 37 | |
| うち、繰延税金資産 | 0 | | 0 | |
| うち、前払年金費用 | 0 | | 0 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | ▲11,312 | | ▲11,746 | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 12,652 | | 12,317 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | 0 | | 0 | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | 1,012 | | 985 | |
| リスク・アセットの額の合計額 (二) | 178,950 | | 170,476 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 (ハ) / (二) | 14.79% | | 15.10% | |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット | 平成29年度 | | | 平成28年度 | | |
|---|---------------------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|----------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 1,899 | 0 | 0 | 2,199 | 0 | 0 |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,451 | 0 | 0 | 12,500 | 0 | 0 |
| 地方公共団体金融機構向け | 1,100 | 110 | 4 | 1,400 | 130 | 5 |
| 我が国の政府関係機関向け | 1,802 | 120 | 4 | 2,002 | 120 | 4 |
| 地方三公社向け | 801 | 0 | 0 | 801 | 0 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 442,000 | 88,400 | 3,536 | 419,129 | 83,825 | 3,353 |
| 法人等向け | 2,612 | 2,308 | 92 | 2,093 | 1,791 | 71 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 4,832 | 2,204 | 88 | 5,242 | 2,496 | 99 |
| 抵当権付住宅ローン | 20,211 | 7,032 | 281 | 16,636 | 5,781 | 231 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月以上延滞等 | 545 | 180 | 7 | 615 | 222 | 8 |
| 信用保証協会等保証付 | 93,676 | 9,298 | 371 | 85,115 | 8,460 | 338 |
| 共済約款貸付 | 271 | 0 | 0 | 303 | 0 | 0 |
| 出資等 | 1,989 | 1,989 | 79 | 1,940 | 1,940 | 77 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | 20,662 | 51,655 | 2,066 | 20,047 | 50,118 | 2,004 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | 138 | 346 | 13 | 105 | 264 | 10 |
| 複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | - | ▲11,293 | ▲451 | - | ▲11,709 | ▲468 |
| 上記以外 | 16,157 | 13,944 | 557 | 16,914 | 14,716 | 588 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 620,154 | 166,298 | 6,651 | 587,058 | 158,159 | 6,326 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 620,154 | 166,298 | 6,651 | 587,058 | 158,159 | 6,326 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法> | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 所要自己資本額 | | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 所要自己資本額 | |
| | a | b=a×4% | | a | b=a×4% | |
| | 12,652 | 506 | | 12,317 | 492 | |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己資本額 | | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己資本額 | |
| | a | b=a×4% | | a | b=a×4% | |
| | 178,950 | 7,158 | | 170,476 | 6,819 | |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位:百万円)

| | | 平成 29 年度 | | | | | 平成 28 年度 | | | | |
|------------|----------------|----------------------|---------|--------|------------|----------------|----------------------|---------|--------|------------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 3月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 3月以上延滞エクスポージャー |
| 国 | 内 | 620,154 | 129,923 | 12,803 | 0 | 545 | 587,058 | 119,071 | 14,103 | 0 | 615 |
| 国 | 外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域別残高計 | | 620,154 | 129,923 | 12,803 | 0 | 545 | 587,058 | 119,071 | 14,103 | 0 | 615 |
| 法 人 | 農業 | 20 | 19 | 0 | 0 | 0 | 21 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| | 林業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 2,321 | 18 | 2,303 | 0 | 0 | 2,524 | 21 | 2,503 | 0 | 0 |
| | 金融・保険業 | 445,222 | 2,411 | 1,600 | 0 | 0 | 423,770 | 2,813 | 1,900 | 0 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 2,166 | 2,166 | 0 | 0 | 0 | 1,862 | 1,862 | 0 | 0 | 0 |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 13,348 | 4,449 | 8,899 | 0 | 0 | 14,694 | 4,994 | 9,699 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 242 | 242 | 0 | 0 | 13 | 37 | 37 | 0 | 0 | 0 |
| 個 | 人 | 120,585 | 120,548 | 0 | 0 | 531 | 109,294 | 109,250 | 0 | 0 | 603 |
| その他 | | 36,192 | 11 | 0 | 0 | 0 | 34,795 | 13 | 0 | 0 | - |
| 業種別残高計 | | 620,154 | 129,923 | 12,803 | 0 | 545 | 587,058 | 119,071 | 14,103 | 0 | 604 |
| 1年以下 | | 440,338 | 827 | 301 | 0 | | 410,114 | 557 | 300 | 0 | |
| 1年超3年以下 | | 11,034 | 1,740 | 7,293 | 0 | | 15,274 | 1,487 | 3,986 | 0 | |
| 3年超5年以下 | | 4,289 | 2,686 | 1,603 | 0 | | 7,481 | 2,771 | 4,709 | 0 | |
| 5年超7年以下 | | 4,901 | 4,301 | 600 | 0 | | 4,838 | 3,136 | 1,702 | 0 | |
| 7年超10年以下 | | 6,083 | 5,682 | 401 | 0 | | 7,582 | 7,382 | 200 | 0 | |
| 10年超 | | 115,534 | 112,932 | 2,602 | 0 | | 105,137 | 101,934 | 3,203 | 0 | |
| 期限の定めのないもの | | 37,972 | 1,753 | 0 | 0 | | 36,629 | 1,802 | 0 | 0 | |
| 残存期間別残高計 | | 620,154 | 129,923 | 12,803 | 0 | | 587,058 | 119,071 | 14,103 | 0 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額
(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29年度 | | | | | | 平成28年度 | | | | | |
|---------|--------------------|-----------|----------|-----|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----|----------|-----------|
| | 期首残高 | 期中増 加額 | 期中減少額 | | 期末残 高 | 貸出金 償却 | 期首残 高 | 期中増 加額 | 期中減少額 | | 期末残 高 | 貸出金 償却 |
| | | | 目的使 用 | その他 | | | | | 目的使 用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 400 | 417 | - | 400 | 417 | | 368 | 400 | - | 368 | 400 | |
| 個別貸倒引当金 | 497 | 445 | - | 497 | 445 | | 555 | 497 | - | 555 | 497 | |
| 国内 | 497 | 445 | - | 497 | 445 | | 555 | 497 | - | 555 | 497 | |
| 国外 | - | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| 地域別計 | 497 | 445 | - | 497 | 445 | | 555 | 497 | - | 555 | 497 | |
| 法 人 | 農業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 林業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 水産業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 鉱業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 電気・ガス・熱供 給・水道業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | 卸売・小売・飲食・ サービス業 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| | その他 | - | - | - | - | | - | - | - | - | - | |
| 個人 | 497 | 445 | - | 497 | 445 | - | 555 | 497 | - | 555 | 497 | - |
| 業種別計 | 497 | 445 | - | 497 | 445 | - | 555 | 497 | - | 555 | 497 | - |

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

| | | 平成 29 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|--|---------------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|
| | | 格付 あり | 格付 なし | 計 | 格付 あり | 格付 なし | 計 |
| 信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高 | リスク・ウエイト0% | 0 | 19,426 | 19,426 | 0 | 21,164 | 21,164 |
| | リスク・ウエイト2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト10% | 0 | 95,285 | 95,285 | 0 | 87,104 | 87,104 |
| | リスク・ウエイト20% | 0 | 442,959 | 442,959 | 0 | 419,759 | 419,759 |
| | リスク・ウエイト35% | 0 | 20,091 | 20,091 | 0 | 16,519 | 16,519 |
| | リスク・ウエイト50% | 0 | 401 | 401 | 0 | 424 | 424 |
| | リスク・ウエイト75% | 0 | 2,850 | 2,850 | 0 | 3,323 | 3,323 |
| | リスク・ウエイト100% | 0 | 20,688 | 20,688 | 0 | 21,719 | 21,719 |
| | リスク・ウエイト150% | 0 | 79 | 79 | 0 | 139 | 139 |
| | リスク・ウエイト200% | 0 | 15,389 | 15,389 | 0 | 13,858 | 13,858 |
| | リスク・ウエイト250% | 0 | 2,999 | 2,999 | 0 | 3,082 | 3,082 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト1250% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 620,173 | 620,173 | 0 | 587,096 | 587,096 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 29 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|---------------------|--------------|-------|----------------------|--------------|-------|----------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジッ ト・デリバ ティブ | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジッ ト・デリバ ティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 799 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 801 | 0 |
| 金融機関向け第一種金融商品取引業者向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法人等向け | 65 | 200 | 0 | 56 | 200 | 0 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 65 | 711 | 0 | 96 | 473 | 0 |
| 抵当権住宅ローン | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月以上延滞等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 130 | 2,316 | 0 | 155 | 2,380 | 0 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| | 平成 29 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 20,240 | 20,240 | 19,174 | 19,174 |
| 合 計 | 20,240 | 20,240 | 19,174 | 19,174 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| | 平成 29 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
| | 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

| | 平成 29 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-----|----------|-----|----------|-----|
| | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

| | 平成 29 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-----|----------|-----|----------|-----|
| | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に 0.25%変動した時（ただし 0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

算出した金利リスク量は、ALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、運用方針を策定しています。

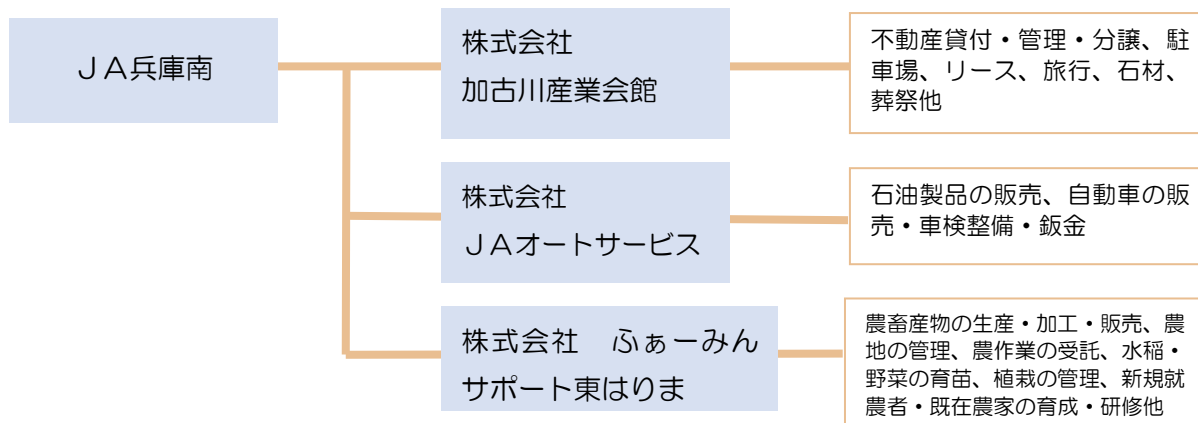
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

| | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------------------|----------|----------|
| 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | 55 | 183 |

連結情報

1. グループの概況



2. 子会社等の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

| 会社名 | 株式会社 加古川産業会館 | 株式会社 JAオートサービス | 株式会社 ふぁーみんサポート東はりま |
|--------------|------------------|------------------|--------------------|
| 代表者氏名 | 代表取締役 大竹雅彦 | 代表取締役 中村良祐 | 代表取締役 木下直樹 |
| 設立年月日 | 昭和 46 年 7 月 26 日 | 平成 16 年 1 月 15 日 | 平成 19 年 7 月 19 日 |
| 所在地 | 加古川市加古川町寺家町 45 | 加古郡稲美町国岡 1414-1 | 加古川市平荘町神木 44 |
| 資本金又は出資金 | 415 百万円 | 58 百万円 | 50 百万円 |
| 当JAの議決権比率 | 100% | 100% | 89.6% |
| 他の子会社等の議決権比率 | 0% | 0% | 0% |

3. 連結事業概況

平成 29 年度における連結決算は、(株)加古川産業会館・(株)JAオートサービス・(株)ふぁーみんサポート東はりまを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益 12 億 18 百万円、連結当期剰余金 9 億 1 百万円、連結純資産 293 億 77 百万円、連結総資産 6,230 億 71 百万円で、連結自己資本比率 15.95%となりました。

- (株)加古川産業会館は売上高16億77百万円、営業利益は1億1百万円で、当期純利益は38百万円でした。
- (株)JAオートサービスは売上高22億24百万円、営業利益は13百万円、当期純利益は10百万円でした。
- (株)ふぁーみんサポート東はりまは売上高77百万円、営業利益は5百万円、当期純利益は5百万円でした。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 連結事業収益 | 16,094 | 15,266 | 14,024 | 16,314 | 14,214 |
| 信用事業収益 | 4,876 | 4,996 | 5,205 | 5,167 | 5,251 |
| 共済事業収益 | 1,829 | 1,772 | 1,851 | 1,860 | 1,838 |
| 農業関連事業収益 | 6,435 | 5,871 | 4,184 | 4,129 | 4,278 |
| その他事業収益 | 2,952 | 2,626 | 2,782 | 5,156 | 2,844 |
| 連結経常利益 | 1,529 | 1,238 | 1,112 | 1,444 | 1,218 |
| 連結当期剰余金 | 1,055 | 902 | 922 | 877 | 901 |
| 連結純資産額 | 26,495 | 27,254 | 28,211 | 28,712 | 29,377 |
| 連結総資産額 | 512,764 | 538,935 | 563,877 | 590,169 | 623,071 |
| 連結自己資本比率 | 18.58 | 17.51 | 17.19 | 16.23 | 15.95 |

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 平成30年3月31日 | 平成28年度 平成29年3月31日 | 科 目 | 平成29年度 平成30年3月31日 | 平成28年度 平成29年3月31日 |
|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1 信用事業資産 | 587,727 | 555,752 | 1 信用事業負債 | 587,380 | 554,501 |
| (1)現金 | 2,009 | 2,069 | (1)貯金 | 583,268 | 550,463 |
| (2)預金 | 442,107 | 419,307 | (2)譲渡性貯金 | - | - |
| (3)有価証券 | 13,469 | 14,921 | (3)借入金 | 53 | 78 |
| (4)貸出金 | 127,741 | 117,205 | (4)その他の信用事業 負債 | 4,058 | 3,959 |
| (5)その他の信用事業 資産 | 3,223 | 3,116 | 2 共済事業負債 | 2,146 | 2,912 |
| (6)貸倒引当金 | ▲823 | ▲868 | (1)共済借入金 | 268 | 310 |
| 2 共済事業資産 | 305 | 342 | (2)共済資金 | 1,118 | 1,821 |
| (1)共済貸付金 | 271 | 313 | (3) 未経過共済付加 収入 | 720 | 741 |
| (2)その他の共済事業 資産 | 35 | 29 | (4)その他の共済事業 負債 | 39 | 38 |
| (3)貸倒引当金 | ▲0 | ▲1 | 3 経済事業負債 | 1,601 | 1,614 |
| 3 経済事業資産 | 2,743 | 2,176 | (1)支払手形及び経済 事業未払金 | 220 | 215 |
| (1)受取手形及び経済 事業未収金 | 451 | 463 | (2)その他の経済事業 負債 | 1,380 | 1,399 |
| (2)経済受託債権 | 767 | 688 | 4 設備借入金 | 52 | 78 |
| (3)棚卸資産 | 956 | 456 | 5 雑負債 | 1,234 | 1,028 |
| (4)その他の経済事業 資産 | 599 | 589 | (1)未払法人税等 | 250 | 228 |
| (5)貸倒引当金 | ▲31 | ▲22 | (2)資産除去債務 | 25 | 25 |
| 4 雑資産 | 550 | 645 | (3)その他雑負債 | 958 | 775 |
| 5 固定資産 | 12,231 | 12,801 | 6 諸引当金 | 1,141 | 1,104 |
| (1)有形固定資産 | 12,100 | 12,665 | (1)賞与引当金 | 347 | 346 |
| 建物 | 12,118 | 12,126 | (2)退職給付に係る負 債 | 680 | 661 |
| 機械装置 | 1,606 | 1,593 | (3)役員退職慰労引当 金 | 113 | 95 |
| 土地 | 5,533 | 5,515 | 7 繰延税金負債 | 137 | 217 |
| 建設仮勘定 | 0 | 0 | 負債の部合計 | 593,694 | 561,457 |
| その他の有形固定 資産 | 3,977 | 4,034 | (純資産の部) | | |
| 減価償却累計額 | ▲11,135 | ▲10,604 | 1 組合員資本 | 28,971 | 28,212 |
| (2)無形固定資産 | 131 | 136 | (1)出資金 | 3,763 | 3,762 |
| 6 外部出資 | 19,286 | 18,219 | (2)利益剰余金 | 25,226 | 24,470 |
| (1)外部出資 | 19,286 | 18,220 | (3)処分未済持分 | ▲14 | ▲16 |
| (2)外部出資等損失引 当金 | ▲0 | ▲1 | (4)子会社の所有する 親組合出資金 | ▲4 | ▲4 |
| 7 繰延税金資産 | 226 | 230 | 2 評価・換算差額等 | 400 | 495 |
| 8 繰延資産 | 0 | 0 | (1)その他有価証券評 価差額金 | 505 | 616 |
| | | | (2)退職給付に係る調 整累計額 | ▲104 | ▲121 |
| | | | 3 非支配株主持分 | 5 | 4 |
| | | | 純資産の部合計 | 29,377 | 28,712 |
| 資産の部合計 | 623,071 | 590,169 | 負債及び純資産の部合計 | 623,071 | 590,169 |

6. 連結損益計算書

平成28年度：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
 平成29年度：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|--------------|---------|---------|
| 1. 事業総利益 | 7,390 | 7,830 |
| (1) 信用事業収益 | 5,251 | 5,167 |
| 資金運用収益 | 4,922 | 4,860 |
| (うち預金利息) | (2,452) | (2,410) |
| (うち有価証券利息) | (173) | (186) |
| (うち貸出金利息) | (1,402) | (1,433) |
| (うちその他受入利息) | (894) | (829) |
| 役務取引等収益 | 94 | 93 |
| その他事業直接収益 | 60 | 50 |
| その他経常収益 | 174 | 162 |
| (2) 信用事業費用 | 1,860 | 1,872 |
| 資金調達費用 | 949 | 1,022 |
| (うち貯金利息) | (899) | (972) |
| (うち給付補填備金繰入) | (30) | (32) |
| (うち借入金利息) | (0) | (1) |
| (うちその他支払利息) | (19) | (16) |
| 役務取引等費用 | 20 | 19 |
| その他経常費用 | 890 | 830 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (▲43) | (▲30) |
| 信用事業総利益 | 3,390 | 3,295 |
| (3) 共済事業収益 | 1,838 | 1,860 |
| 共済付加収入 | 1,706 | 1,701 |
| その他の収益 | 132 | 159 |
| (4) 共済事業費用 | 108 | 109 |
| 共済推進費及び共済保全費 | 95 | 97 |
| その他の費用 | 12 | 12 |
| 共済事業総利益 | 1,730 | 1,751 |
| (5) 購買事業収益 | 3,664 | 3,507 |
| 購買品供給高 | 3,510 | 3,358 |
| 修理サービス料 | 92 | 90 |
| その他の収益 | 60 | 58 |
| (6) 購買事業費用 | 3,246 | 3,082 |
| 購買品供給原価 | 3,073 | 2,910 |
| 購買品供給費 | 42 | 44 |
| 修理サービス費 | 54 | 87 |
| その他の費用 | 75 | 40 |
| 購買事業総利益 | 417 | 424 |

| 科 目 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------|--------------|--------------|
| (7) 販売事業収益 | 614 | 622 |
| 販売品販売高 | 224 | 239 |
| 販売手数料 | 358 | 353 |
| その他の収益 | 31 | 28 |
| (8) 販売事業費用 | 255 | 267 |
| 販売品販売原価 | 175 | 193 |
| 販売費 | 45 | 42 |
| その他の費用 | 34 | 31 |
| 販売事業総利益 | 358 | 354 |
| (9) 農業経営事業収益 | 1 | 0 |
| (10) 農業経営事業費用 | 2 | 0 |
| 農業経営事業総損失 | 1 | ▲0 |
| (11) その他事業収益 | 2,844 | 5,156 |
| (12) その他事業費用 | 1,351 | 3,151 |
| その他事業総利益 | 1,493 | 2,004 |
| 2. 事業管理費 | 6,540 | 6,728 |
| (1) 人件費 | 4,661 | 4,648 |
| (2) その他事業管理費 | 1,878 | 2,079 |
| 事業利益 | 850 | 1,102 |
| 3. 事業外収益 | 437 | 400 |
| (1) 受取雑利息 | 7 | 8 |
| (2) 受取出資配当金 | 294 | 275 |
| (3) その他の事業外収益 | 136 | 116 |
| 4. 事業外費用 | 70 | 58 |
| (1) 支払雑利息 | 8 | 9 |
| (2) その他の事業外費用 | 61 | 48 |
| 経常利益 | 1,218 | 1,444 |
| 5. 特別利益 | 31 | 104 |
| (1) 固定資産処分益 | 4 | - |
| (2) 一般補助金 | - | 104 |
| (3) その他の特別利益 | 26 | - |
| 6. 特別損失 | 64 | 277 |
| (1) 固定資産処分損 | 26 | 253 |
| (2) 固定資産圧縮損 | - | 19 |
| (3) 減損損失 | 35 | 0 |
| (4) その他の特別損失 | 2 | 4 |
| 税金等調整前当期利益 | 1,184 | 1,271 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 322 | 320 |
| 法人税等調整額 | ▲40 | 73 |
| 法人税等合計 | 282 | 393 |
| 当期利益 | 901 | 877 |
| 非支配株主に帰属する当期利益 | 0 | 0 |
| 当期剰余金 | 901 | 877 |

7. 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|----------|----------|
| (資本剰余金の部) | | |
| 1. 資本剰余金期首残高 | - | - |
| 2. 資本剰余金増加高 | - | - |
| 3. 資本剰余金減少高 | - | - |
| 4. 資本剰余金期末残高 | - | - |
| (利益剰余金の部) | | |
| 1. 利益剰余金期首残高 | 24,470 | 23,737 |
| 2. 利益剰余金増加高 | 901 | 877 |
| 当期剰余金 | 901 | 877 |
| 3. 利益剰余金減少高 | 145 | 143 |
| 配当金 | 145 | 143 |
| 4. 利益剰余金期末残高 | 25,226 | 24,470 |

8. 連結キャッシュ・フロー計算書

平成28年度：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

平成29年度：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------------------|---------|---------|
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期利益 | 1,184 | 1,271 |
| 減価償却費 | 664 | 669 |
| 減損損失 | 35 | 0 |
| 貸倒引当金の増減額 (▲は減少) | ▲35 | ▲26 |
| 賞与引当金の増減額 (▲は減少) | 1 | 6 |
| 退職給付に係る負債の増減額 (▲は減少) | 50 | 33 |
| その他引当金等の増減額 (▲は減少) | 16 | 11 |
| 信用事業資金運用収益 | ▲4,027 | ▲4,030 |
| 信用事業資金調達費用 | 930 | 1,006 |
| 共済貸付金利息 | ▲7 | ▲7 |
| 共済借入金利息 | 7 | 7 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | ▲301 | ▲283 |
| 支払雑利息 | 8 | 9 |
| 有価証券関係損益 (▲は益) | ▲61 | ▲51 |
| 固定資産売却損益 (▲は益) | 21 | 253 |
| その他 | ▲9 | 1 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 貸出金の純増 (▲) 減 | ▲10,535 | ▲7,157 |
| 預金の純増 (▲) 減 | ▲22,200 | ▲18,100 |
| 貯金の純増減 (▲) | 32,805 | 24,721 |
| 信用事業借入金の純増減 (▲) | ▲24 | ▲18 |
| その他の信用事業資産の純増 (▲) 減 | 3 | ▲44 |
| その他の信用事業負債の純増減 (▲) | 308 | 1,009 |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 共済貸付金の純増 (▲) 減 | 42 | ▲29 |
| 共済借入金の純増減 (▲) | ▲42 | 29 |
| 共済資金の純増減 (▲) | ▲703 | ▲70 |
| 未経過共済付加収入の純増減 (▲) | ▲21 | 2 |
| その他の共済事業資産の純増 (▲) 減 | ▲5 | ▲13 |
| その他の共済事業負債の純増減 (▲) | 1 | ▲5 |

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------------------------|------------|---------------|
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減 | 11 | ▲18 |
| 経済受託債権の純増(▲) | ▲78 | ▲58 |
| 棚卸資産の純増(▲)減 | ▲499 | 292 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲) | 5 | ▲48 |
| 経済受託債務の純増減(▲) | 3 | 33 |
| その他の経済事業資産の純増(▲)減 | ▲10 | ▲130 |
| その他の経済事業負債の純増(▲)減 | ▲21 | 214 |
| (その他の資産及び負債の増減) | | |
| その他の資産の純増(▲)減 | 95 | ▲47 |
| その他の負債の純増減(▲) | 176 | ▲137 |
| 未払消費税等の増減(▲)額 | 42 | ▲7 |
| 信用事業資金運用による収入 | 3,917 | 3,986 |
| 信用事業資金調達による支出 | ▲1,139 | ▲1,345 |
| 共済貸付金利息による収入 | 7 | 7 |
| 共済借入金利息による支出 | ▲7 | ▲7 |
| 事業分量配当金の支払額 | ▲71 | ▲68 |
| 小 計 | 538 | 1,856 |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 301 | 283 |
| 雑利息の支払額 | ▲8 | ▲9 |
| 法人税等の支払額 | ▲301 | ▲211 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 530 | 1,918 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | ▲1 | 13 |
| 有価証券の売却による収入 | 1,360 | 1,050 |
| 有価証券の償還による収入 | - | - |
| 補助金の受入れ等による収入 | 2 | 19 |
| 固定資産の取得による支出 | ▲144 | ▲1,531 |
| 固定資産の処分による支出 | - | - |
| 固定資産の売却による収入 | ▲9 | ▲80 |
| 外部出資による支出 | ▲1,066 | ▲1,107 |
| 外部出資の売却等による収入 | - | 12 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 141 | ▲1,623 |

| 科 目 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------------------------|-------------|------------|
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 設備借入れによる収入 | - | - |
| 設備借入金の返済による支出 | ▲25 | ▲25 |
| 出資の増額による収入 | 36 | 40 |
| 出資の払戻しによる支出 | ▲70 | ▲32 |
| 持分の取得による支出 | ▲14 | ▲16 |
| 持分の譲渡による収入 | 16 | 15 |
| 出資配当金の支払額 | ▲74 | ▲75 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | ▲132 | ▲94 |
| 4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | 540 | 199 |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,324 | 2,124 |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,864 | 2,324 |

（注）現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

| | （平成 29 年度） | （平成 28 年度） |
|-------------|------------|------------|
| 現金および預金勘定 | 444,117 | 421,377 |
| 別段預金及び定期性預金 | -441,253 | -419,053 |
| 現金および現金同等物 | 2,864 | 2,324 |

9. 連結注記表

平成 29 年度注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社
株式会社 加古川産業会館
株式会社 JAオートサービス
株式会社 ふぁーみんサポート東はりま
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ① 関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品は売価還元法に基づく原価法により評価しています。
 - ② 商品土地は個別法による低価法により評価しています。
 - ③ 繰越購買品は売価還元法に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定しています。
- 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物（建物附属設備を除く）
ア：平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法を採用しています。
ウ：平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ② 建物附属設備、構築物
ア：平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの
定率法を採用しています。
ウ：平成28年4月1日以降に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ③ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物 以外
ア：平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法を採用しています。

平成 28 年度注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社
株式会社 加古川産業会館
株式会社 JAオートサービス
株式会社 ふぁーみんサポート東はりま
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ① その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品、繰越販売品は売価還元法に基づく原価法により評価しています。
 - ② 商品土地は個別法による低価法により評価しています。
 - ③ 上記以外の棚卸資産は最終仕入原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。
 - 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物（建物附属設備を除く）
ア：平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法を採用しています。
ウ：平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ② 建物附属設備、構築物
ア：平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの
定率法を採用しています。
ウ：平成28年4月1日以降に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ③ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物 以外
ア：平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しています。
イ：平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定す

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の小額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、子会社においては、貸倒実績率による繰入限度額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行います。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円

の方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の小額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額と租税特別措置法第57条の9により算定した税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した税法繰入限度額に金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、子会社においては、貸倒実績率による繰入限度額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行います。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

III 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

1. 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|--------|-------|
| 建物 | 775 |
| 構築物 | 486 |
| 機械装置 | 496 |
| 器具備品 | 4 |
| 無形固定資産 | 2 |
| 合計 | 1,764 |

(注)平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

2. 為替決済等の代用として定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債権保全措置として定期預金150百万円を差し入れています。

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

3. 破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-----------|-----|
| 破綻先債権 | 30 |
| 延滞債権 | 602 |
| 3か月以上延滞債権 | - |
| 貸出条件緩和債権 | - |
| 合計 | 633 |

(注)1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1.2.及び3.に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

【減損損失】

1. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店(ブロック)単位のグルーピングを見直しています。

支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエバーター(育苗センタ

5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「-」で表示しています。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 実務対応報告第32号の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ16百万円増加しています。

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

なお、事業年度において財務諸表への影響はありません。

IV 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

1. 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|--------|-------|
| 建物 | 775 |
| 構築物 | 486 |
| 機械装置 | 494 |
| 器具備品 | 4 |
| 無形固定資産 | 2 |
| 合計 | 1,763 |

(注)平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

2. 担保に供した資産等

為替決済等の代用として定期預金9,000百万円を差し入れています。

福祉事業に係る債権保全措置として定期預金150百万円を差し入れています。

3. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-----------|-----|
| 破綻先債権 | 6 |
| 延滞債権 | 748 |
| 3か月以上延滞債権 | - |
| 貸出条件緩和債権 | - |
| 合計 | 754 |

(注)1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1.2.及び3.に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

一含む)、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

(2) 減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

| 対象資産 | 所在地 | 資産区分 | 減損損失計上額 |
|----------------|-------------------|------|---------|
| 固定資産 (遊休資産) | 加古郡稲美町蛸草 45-1 他 | 土地 | 149 |
| 本店 (事業用資産) | 加古川市加古川町寺家町 45 | 建物 | 34,568 |
| | | 機械装置 | 1,059 |

(3) 減損損失に至った経緯

旧母里給油所跡地については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

本店建物及び機械装置については、平成30年3月の理事会における本店移転の決議により減損損失を認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法等

旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて計算した金額としています。

本店建物及び機械装置については、取り壊しを予定しているため、回収可能額は0千円としています。

V 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付を行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているか

V 損益計算書に関する注記

【減損損失】

1. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

原則として各支店は地区別に区分して、グルーピングを実施し、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については個々の固定資産単位でグルーピングをしています。また、本店・経済及び福祉施設は全管内の組合員利用者を対象とした施設と考え共用資産としています。

(2) 当該資産と減損損失の内訳

(単位：千円)

| 減損対象資産 | 所在地 | 資産区分 | 減損損失計上額 |
|----------------|-----------------|------|---------|
| 固定資産 (遊休資産) | 加古郡稲美町蛸草 45-1 他 | 土地 | 151 |

(3) 減損損失に至った経緯

地価の下落に伴い減損損失を確認しました。

(4) 回収可能価額の算定方法等

上記固定資産の回収可能価額については、正味売却価格を採用しており、その時価は、固定資産税評価額を0.7で除した金額としています。

VI 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付を行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理部を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層

どうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が55百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済的価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

| 項目 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|-------|
| 預金 | 442,098 | 442,036 | ▲62 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 13,469 | 13,469 | - |
| 貸出金(※1) | 129,789 | | |
| 貸倒引当金(※2) | ▲830 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 128,958 | 131,407 | 2,448 |
| 資産計 | 584,526 | 586,912 | 2,385 |
| 貯金 | 583,758 | 584,268 | 509 |
| 負債計 | 583,758 | 584,268 | 509 |

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金16百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。また、貸出引当金には未収利息に対する貸出引当金を含めています。

(※3) 貸出金、貯金についてはJ Aと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末末現在、指標となる金利が0.04%上昇したものと想定した場合には、経済価値が183百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済的価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

| 項目 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|-------|
| 預金 | 419,281 | 419,204 | ▲77 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 14,921 | 14,921 | - |
| 貸出金(※1) | 118,955 | | |
| 貸倒引当金(※2) | ▲874 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 118,080 | 120,534 | 2,453 |
| 資産計 | 552,283 | 554,660 | 2,376 |
| 貯金 | 550,973 | 551,519 | 545 |
| 負債計 | 550,973 | 551,519 | 545 |

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金28百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。また、貸出引当金には未収利息に対する貸出引当金を含めています。

(※3) 貸出金、貯金についてはJ Aと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資（※1、2） 19,262 百万円

(※1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金 416 千円を控除して表示しています。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 442,098 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 500 | 3,600 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 500 | 3,600 |
| 貸出金 (※1、2、3) | 8,013 | 6,308 | 6,147 | 6,212 | 5,550 | 96,984 |
| 合 計 | 450,412 | 9,982 | 9,747 | 7,312 | 6,050 | 100,584 |

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 1,005 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3か月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 497 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 57 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 貸出金についてはJ Aと子会社との取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯 金 | 521,718 | 30,270 | 28,982 | 1,350 | 630 | 805 |

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金についてはJ Aと子会社との取引を含めています。

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資（※1、2） 18,219 百万円

(※1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 外部出資に対応する外部出資等損失引当金 1 百万円を控除して表示しています。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 419,281 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | 300 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 5,100 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 300 | 300 | 3,674 | 3,600 | 1,100 | 5,100 |
| 貸出金 (※1、2、3) | 7,157 | 6,107 | 5,781 | 5,617 | 5,292 | 88,323 |
| 合 計 | 426,738 | 6,407 | 9,455 | 9,217 | 6,392 | 93,423 |

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 800 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3か月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 589 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 56 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 貸出金についてはJ Aと子会社との取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金 (※1、2) | 483,164 | 29,842 | 32,313 | 4,075 | 963 | 614 |

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金についてはJ Aと子会社との取引を含めて表示しています。

VI 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。(単位：百万円)

| 種 類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額(※) | |
|---------------------------|------------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国債 | 1,896 | 2,033 | 137 |
| | 地方債 | 6,973 | 7,310 | 336 |
| | 政府保証債 | 798 | 866 | 68 |
| | 特殊法人債 | 3,099 | 3,258 | 158 |
| 合 計 | 12,767 | 13,469 | 701 | |

※上記評価差額から繰延税金負債195百万円を差引いた505百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-------|-------|-----|-----|
| 国 債 | 300 | 5 | - |
| 地 方 債 | 499 | 24 | - |
| 政府保証債 | 299 | 13 | - |
| 特殊法人債 | 200 | 17 | - |
| 合 計 | 1,299 | 60 | - |

VII 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|----------------------------|-------|
| ① 期首における退職給付債務 | 3,577 |
| ② 勤務費用 | 171 |
| ③ 利息費用 | 15 |
| ④ 数理計算上の差異の発生額 | 49 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲164 |
| 期末における退職給付債務 (①②+③+④+⑤) | 3,648 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|---------------------------|-------|
| ① 期首における年金資産 | 2,915 |
| ② 期待運用収益 | 58 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | 37 |
| ④ 年金資産への支払額 | 121 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲164 |
| 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤) | 2,968 |

VII 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。(単位：百万円)

| 種 類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額(※) | |
|---------------------------|------------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国債 | 2,196 | 2,348 | 152 |
| | 地方債 | 7,473 | 7,898 | 425 |
| | 政府保証債 | 1,097 | 1,179 | 81 |
| | 特殊法人債 | 3,299 | 3,494 | 194 |
| 合 計 | 14,066 | 14,921 | 854 | |

※上記評価差額から繰延税金負債238百万円を差引いた616百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----|-----|-----|
| 債権 | 999 | 50 | - |
| 合 計 | 999 | 50 | - |

VII 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|----------------------------|-------|
| ⑤ 期首における退職給付債務 | 3,433 |
| ⑥ 勤務費用 | 170 |
| ⑦ 利息費用 | 14 |
| ⑧ 数理計算上の差異の発生額 | 50 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲92 |
| 期末における退職給付債務 (⑤⑥+⑦+⑧+⑤) | 3,577 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------------|-------|
| ④ 期首における年金資産 | 2,809 |
| ⑤ 期待運用収益 | 56 |
| ⑥ 数理計算上の差異の発生額 | 14 |
| ⑤ 年金資産への支払額 | 123 |
| ⑤ 退職給付の支払額 | ▲87 |
| 期末における年金資産 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑤) | 2,915 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| ① 退職給付債務 | 3,648 |
| ② 年金資産 | ▲2,968 |
| ③ 未積立退職給付債務 (①+②) | 680 |
| ④ 未認識過去勤務費用 | 2 |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | ▲147 |
| 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) | 534 |
| 退職給付引当金 | 534 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|------------------|-----|
| ① 勤務費用 | 171 |
| ② 利息費用 | 15 |
| ③ 期待運用収益 | ▲58 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 35 |
| ⑤ 過去勤務費用の費用処理額 | ▲1 |
| 小計 (①+②+③+④+⑤) | 162 |
| ⑥ 臨時に支払った割増退職金 | 16 |
| 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥) | 178 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|---------------|-------|
| ① 一般勘定 | 1,347 |
| ② 債券 | 995 |
| ③ 株式 | 579 |
| ④ その他 | 46 |
| 合 計 (①+②+③+④) | 2,968 |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| 項 目 | 比率等 |
|-----------------|-------|
| ① 割引率 | 0.44% |
| ② 長期期待運用収益率 | 2.00% |
| ③ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| ④ 過去勤務債務の処理年数 | 10年 |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金47百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は612百万円となっています。

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| ② 退職給付債務 | 3,577 |
| ② 年金資産 | ▲2,915 |
| ⑤ 未積立退職給付債務 (①+②) | 661 |
| ⑥ 未認識過去勤務費用 | 3 |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | ▲170 |
| 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) | 493 |
| 退職給付引当金 | 493 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|------------------|-----|
| ③ 勤務費用 | 170 |
| ④ 利息費用 | 14 |
| ③ 期待運用収益 | ▲56 |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額 | 34 |
| ⑤ 過去勤務費用の費用処理額 | ▲1 |
| 合計 (①+②+③+④+⑤) | 163 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、次のとおりです。
確定給付型年金制度

(単位: 百万円)

| 項 目 | 金 額 |
|--------|-------|
| ④ 一般勘定 | 1,399 |
| ⑤ 債券 | 964 |
| ⑥ 株式 | 525 |
| ⑤ その他 | 25 |
| 合 計 | 2,915 |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| 項 目 | 比率等 |
|-----------------|-------|
| ① 割引率 | 0.44% |
| ② 長期期待運用収益率 | 2.0% |
| ③ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| ④ 過去勤務債務の処理年数 | 10年 |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金47百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は653百万円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 主な内訳 | | 当期末 |
|-----------|-------------------|------|
| 繰延税金資産 | 貸倒引当金超過額 | 123 |
| | 賞与引当金 | 96 |
| | 退職給付引当金 | 191 |
| | 貸付未収利息未計上額 | 33 |
| | 役員退職慰労引当金 | 20 |
| | 固定資産評価損 | 46 |
| | 未払費用(社会保険料事業主負担分) | 13 |
| | 外部出資等損失引当金否 | 0 |
| | 期末賞与 | 35 |
| | 未払費用 | 12 |
| | 未払事業税 | 19 |
| | その他 | 198 |
| | 小計 | 792 |
| | 評価性引当額 | ▲216 |
| | 合計 | 575 |
| 繰延税金負債 | 固定資産圧縮積立金 | 168 |
| | その他有価証券評価差額金 | 195 |
| | 現物出資による譲渡益繰延額 | 118 |
| | その他 | 3 |
| | 合計 | 486 |
| 繰延税金資産の純額 | | 89 |

(2) 法定実効税率

(単位：%)

| 項目 | | 当期末 |
|-------------------|---------------------|-------|
| 法定実効税率 | | 27.88 |
| 調整 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.09 |
| | 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | ▲4.02 |
| | 事業分量配当金 | ▲1.79 |
| | 住民税等均等割 | 0.87 |
| | 評価性引当額の増減 | ▲1.33 |
| その他 | 0.18 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 23.88 |

Ⅸ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 主な内訳 | | 当期末 |
|-----------|-------------------|------|
| 繰延税金資産 | 貸倒引当金超過額 | 138 |
| | 賞与引当金 | 95 |
| | 退職給付引当金 | 139 |
| | 貸付未収利息未計上額 | 33 |
| | 役員退職慰労引当金 | 17 |
| | 固定資産評価損 | 37 |
| | 未払費用(社会保険料事業主負担分) | 13 |
| | 期日指定定期貯金未払利息 | 0 |
| | 外部出資等損失引当金否 | 0 |
| | 期末賞与否 | 29 |
| | 未払費用 | 11 |
| | 未払事業税 | 19 |
| | その他 | 107 |
| | 小計 | 643 |
| | 評価性引当額 | ▲212 |
| 合計 | 431 | |
| 繰延税金負債 | 固定資産圧縮積立金 | 174 |
| | その他有価証券評価差額金 | 238 |
| | その他 | 5 |
| | 合計 | 418 |
| 繰延税金資産の純額 | | 12 |

(2) 法定実効税率

(単位：%)

| 項目 | | 当期末 |
|-------------------|---------------------|-------|
| 法定実効税率 | | 27.88 |
| 調整 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.98 |
| | 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | ▲3.05 |
| | 事業分量配当金 | ▲1.57 |
| | 住民税等均等割 | 0.84 |
| | 評価性引当額の増減 | 5.73 |
| その他 | 0.14 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 30.96 |

10. 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 増減 |
|-----------------------|------------|------------|-------------|
| 破綻先債権額 | 30 | 6 | 24 |
| 延滞債権額 | 603 | 748 | ▲145 |
| 3か月以上延滞債権額 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 (A) | 633 | 754 | ▲121 |
| うち担保・保証付債権額 (B) | 220 | 279 | ▲59 |
| 担保・保証控除後債権額 (C) | 413 | 475 | ▲62 |
| 個別計上貸倒引当金残高 (D) | 412 | 472 | ▲60 |
| 差 引 額 (E) = (C) - (D) | 1 | 3 | ▲2 |
| 一般計上貸倒引当金残高 | 414 | 397 | 17 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。

1 1. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

| 事業 | | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|------|----------|----------|
| 信用事業 | 事業収益 | 5,251 | 5,167 |
| | 経常利益 | 1,585 | 1,493 |
| | 資産の額 | 587,727 | 555,752 |
| 共済事業 | 事業収益 | 1,838 | 1,861 |
| | 経常利益 | 418 | 423 |
| | 資産の額 | 305 | 342 |
| 農業関連事業 | 事業収益 | 4,278 | 4,129 |
| | 経常利益 | ▲378 | ▲459 |
| | 資産の額 | 2,743 | 2,176 |
| その他事業 | 事業収益 | 2,846 | 5,156 |
| | 経常利益 | ▲470 | ▲545 |
| | 資産の額 | 32,295 | 31,897 |
| 計 | 事業収益 | 14,214 | 16,314 |
| | 経常利益 | 1,155 | 912 |
| | 資産の額 | 623,071 | 590,169 |

12. 連結自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

平成30年3月末における自己資本比率は、15.95%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調整額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|----------------------------|
| 発行主体 | 兵庫南農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 3,759百万円 (前年度 3,758百万円) |

当連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 平成 29 年度 | 経過措置による不算入額 | 平成 28 年度 | 経過措置による不算入額 |
|---|----------|-------------|----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員資本の額 | 28,717 | | 27,968 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,759 | | 3,758 | |
| うち、再評価積立金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、利益剰余金の額 | 0 | | | |
| うち、外部流出予定額 | 0 | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | | |
| コア資本に算入される評価・換算差額等 | 0 | | 0 | |
| うち、退職給付に係るものの額 | 0 | | 0 | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | 0 | | 0 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 410 | | 394 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 410 | | 394 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 0 | | 0 | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| うち、回転出資金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) | 29,128 | | 28,363 | |
| コア資本にかかる調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額 | 73 | | 56 | 37 |
| うち、のれんに係るものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 73 | | 56 | 37 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | 0 | | 0 | 0 |
| 適格引当金不足額 | 0 | | 0 | 0 |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 0 | | 0 | 0 |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | 0 | | 0 | 0 |
| 退職給付に係る資産の額 | 0 | | 0 | 0 |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | 0 | | 0 | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | 0 | | 0 | 0 |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | 0 | | 0 | 0 |
| 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | | 0 | 0 |

| 項 目 | 平成 29 年度 | 経過措置による 不算入額 | 平成 28 年度 | 経過措置による 不算入額 |
|--|----------|-----------------|----------|-----------------|
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 0 | | 0 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 29,128 | | 28,363 | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 169,378 | | 161,279 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 18 | | 37 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) | 0 | | 0 | |
| うち、繰延税金資産 | 0 | | 0 | |
| うち、前払年金費用 | 0 | | 0 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | 0 | | 0 | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 13,171 | | 13,468 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | - | |
| リスク・アセットの額の合計額 (二) | 182,549 | | 174,748 | |
| 連結自己資本比率 | | | | |
| 連結自己資本比率 (ハ) / (二) | 15.95% | | 16.23% | |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

| 信用リスク・アセット | 平成29年度 | | | 平成28年度 | | |
|---|---------------------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|----------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 1,899 | 0 | 0 | 2,199 | 0 | 0 |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,451 | 0 | 0 | 12,500 | 0 | 0 |
| 地方公共団体金融機構向け | 1,100 | 110 | 4 | 1,400 | 130 | 5 |
| 我が国の政府関係機関向け | 1,802 | 120 | 4 | 2,002 | 120 | 4 |
| 地方三公社向け | 801 | 0 | 0 | 801 | 2 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 44,2010 | 88,402 | 3,536 | 41,9155 | 83,831 | 3,353 |
| 法人等向け | 582 | 278 | 11 | 374,419 | 73 | 2 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 4,832 | 2,204 | 88 | 5,242 | 2,496 | 99 |
| 抵当権付住宅ローン | 20,211 | 7,032 | 281 | 16,636 | 5,781 | 231 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月以上延滞等 | 545 | 180 | 7 | 615 | 222 | 8 |
| 信用保証協会等保証付 | 93,676 | 9,298 | 371 | 85,115 | 8,460 | 338 |
| 共済約款貸付 | 271 | 0 | 0 | 313 | 0 | 0 |
| 出資等 | 1,012 | 1,012 | 40 | 963 | 963 | 38 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | 20,662 | 51,655 | 2,066 | 20,047 | 50,118 | 2,004 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | 138 | 346 | 13 | 105 | 264 | 10 |
| 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの | - | ▲11,293 | ▲451 | - | ▲11,709 | ▲468 |
| 上記以外 | 22,136 | 20,030 | 801 | 22,368 | 20,527 | 821 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 623,135 | 169,378 | 6,775 | 590,112 | 161,279 | 6,451 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 623,135 | 169,378 | 6,775 | 590,112 | 161,279 | 6,451 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法> | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 所要自己資本額 | | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 所要自己資本額 | |
| | a | b=a×4% | | a | b=a×4% | |
| | 13,171 | 526 | | 13,468 | 538 | |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己資本額 | | リスク・アセット等(分母)計 | 所要自己資本額 | |
| | a | b=a×4% | | a | b=a×4% | |
| | 182,549 | 7,301 | | 174,748 | 6,989 | |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金試算等）及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p17）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | | 平成 29 度 | | | | | 平成 28 度 | | | | |
|------------|----------------|----------------------|---------|--------|------------|----------------|----------------------|---------|--------|------------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 3月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 3月以上延滞エクスポージャー |
| 国 | 内 | 623,135 | 127,892 | 12,803 | 0 | 545 | 590,112 | 117,353 | 14,103 | 0 | 615 |
| 国 | 外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域別残高計 | | 623,135 | 127,892 | 12,803 | 0 | 545 | 590,112 | 117,353 | 14,103 | 0 | 615 |
| 法 人 | 農業 | 20 | 19 | 0 | 0 | 0 | 21 | 20 | 0 | 0 | 238 |
| | 林業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 2,321 | 18 | 2,303 | 0 | 0 | 2,524 | 21 | 2,503 | 0 | 0 |
| | 金融・保険業 | 445,222 | 2,411 | 1,600 | 0 | 0 | 423,770 | 2,813 | 1,900 | 0 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 5,147 | 136 | 0 | 0 | 0 | 4,916 | 144 | 0 | 0 | 0 |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 13,348 | 4,449 | 8,899 | 0 | 0 | 14,694 | 4,994 | 9,699 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 242 | 242 | 0 | 0 | 13 | 37 | 37 | 0 | 0 | 0 |
| 個 | 人 | 120,585 | 120,548 | 0 | 0 | 531 | 109,294 | 109,250 | 0 | 0 | 603 |
| その他 | | 36,192 | 11 | 0 | 0 | - | 34,795 | 13,283 | 0 | 0 | 0 |
| 業種別残高計 | | 623,135 | 127,892 | 12,803 | 0 | 545 | 590,112 | 117,353 | 0 | 0 | 604 |
| 1年以下 | | 440,340 | 829 | 301 | 0 | | 410,114 | 557 | 300 | 0 | |
| 1年超3年以下 | | 11,118 | 1,824 | 7,293 | 0 | | 15,270 | 1,483 | 3,986 | 0 | |
| 3年超5年以下 | | 5,024 | 3,421 | 1,603 | 0 | | 6,945 | 2,236 | 4,709 | 0 | |
| 5年超7年以下 | | 6,020 | 5,420 | 600 | 0 | | 4,838 | 3,136 | 1,702 | 0 | |
| 7年超10年以下 | | 6,173 | 5,772 | 401 | 0 | | 6,403 | 6,203 | 200 | 0 | |
| 10年超 | | 115,534 | 112,932 | 2,602 | 0 | | 105,137 | 101,934 | 3,203 | 0 | |
| 期限の定めのないもの | | 38,923 | 1,753 | 0 | 0 | | 41,401 | 1,802 | 0 | 0 | |
| 残存期間別残高計 | | 623,135 | 131,953 | 12,803 | 0 | | 590,112 | 117,353 | 14,103 | 0 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成29度 | | | | | | 平成28度 | | | | | |
|---------|--------------------|-----------|----------|-----|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----|----------|-----------|
| | 期首残高 | 期中増 加額 | 期中減少額 | | 期末残 高 | 貸出金 償却 | 期首残 高 | 期中増 加額 | 期中減少額 | | 期末残 高 | 貸出金 償却 |
| | | | 目的使 用 | その他 | | | | | 目的使 用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 400 | 410 | 0 | 400 | 410 | | 368 | 394 | 0 | 368 | 394 | |
| 個別貸倒引当金 | 497 | 445 | 0 | 497 | 445 | | 555 | 497 | 0 | 555 | 497 | |
| 国内 | 497 | 445 | 0 | 497 | 445 | | 555 | 497 | 0 | 555 | 497 | |
| 国外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域別計 | 497 | 445 | 0 | 497 | 445 | | 555 | 497 | 0 | 555 | 497 | |
| 法 人 | 農業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 林業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供 給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・ サービス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個人 | 497 | 445 | 0 | 497 | 445 | 0 | 555 | 497 | 0 | 555 | 497 | 0 |
| 業種別計 | 497 | 445 | 0 | 497 | 445 | 0 | 555 | 497 | 0 | 555 | 497 | 0 |

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| | | 平成 29 度 | | | 平成 28 度 | | |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト0% | 0 | 19,437 | 19,437 | 0 | 21,172 | 21,172 |
| | リスク・ウエイト2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト10% | 0 | 95,285 | 95,285 | 0 | 87,104 | 87,104 |
| | リスク・ウエイト20% | 0 | 442,969 | 442,969 | 0 | 419,785 | 419,785 |
| | リスク・ウエイト35% | 0 | 20,091 | 20,091 | 0 | 16,519 | 16,519 |
| | リスク・ウエイト50% | 0 | 401 | 401 | 0 | 424 | 424 |
| | リスク・ウエイト75% | 0 | 2,850 | 2,850 | 0 | 3,323 | 3,323 |
| | リスク・ウエイト100% | 0 | 23,631 | 23,631 | 0 | 24,701 | 24,701 |
| | リスク・ウエイト150% | 0 | 79 | 79 | 0 | 139 | 139 |
| | リスク・ウエイト200% | 0 | 15,389 | 15,389 | 0 | 13,858 | 13,858 |
| | リスク・ウエイト250% | 0 | 2,999 | 2,999 | 0 | 3,082 | 3,082 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト1250% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 623,135 | 623,135 | 0 | 590,112 | 590,112 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.87）をご参照下さい。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成 29 度 | | | 平成 28 度 | | |
|-----------------------|--------------|-------|----------------------|--------------|-------|----------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジッ ト・デリバ ティブ | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジッ ト・デリバ ティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 0 | 599 | 0 | 0 | 799 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 801 | 0 | 0 | 801 | 0 |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法人等向け | 65 | 200 | 0 | 56 | 200 | 0 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 65 | 711 | 0 | 96 | 473 | 0 |
| 抵当権住宅ローン | 0 | 4 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月以上延滞等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 130 | 2,316 | 0 | 155 | 2,380 | 0 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.17）をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.89）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

| | 平成 29 度 | | 平成 28 度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 19,262 | 19,262 | 18,196 | 18,196 |
| 合 計 | 19,262 | 19,262 | 18,196 | 18,196 |

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

| | 平成 29 度 | | | 平成 28 度 | | |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

| | 平成 29 度 | | 平成 28 度 | |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

| | 平成 29 度 | | 平成 28 度 | |
|-----|---------|-----|---------|-----|
| | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

9. 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（p.91）をご参照ください。

＜開示項目対比掲載ページ＞

農協法による開示基準対比での掲載ページ

| No. | 開 示 基 準 項 目 | |
|-----|---|-------|
| | I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目 | |
| 1 | 業務の運営の組織 | 42 |
| 2 | 理事及び監事の氏名及び役職名 | 44 |
| 3 | 事務所の名称及び所在地 | 45 |
| | 特定信用事業代理業者に関する事項 | |
| 4 | (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地 | 45 |
| 5 | 主要な業務の内容 | 23 |
| 6 | 事業の概況 | 7 |
| | 直近5事業年度における業務の状況を示す指標 | |
| | (1) 経常収益 | |
| | (2) 経常利益又は経常損失 | |
| | (3) 当期剰余金又は当期損失金 | |
| | (4) 出資金及び出資口数 | |
| | (5) 純資産額 | |
| 7 | (6) 総資産額 | 65・73 |
| | (7) 貯金等残高 | |
| | (8) 貸出金残高 | |
| | (9) 有価証券残高 | |
| | (10) 単体自己資本比率 | |
| | (11) 剰余金の配当の金額 | |
| | (12) 職員数 | |
| | 直近2事業年度の事業の状況を示す指標 | |
| | (1) 主要な業務の状況を示す指標 | |
| 8 | (2) 貯金に関する指標 | 67 |
| | (3) 貸出金等に関する指標 | |
| | (4) 有価証券に関する指標 | |
| 9 | リスク管理の体制 | 17 |
| 10 | 法令遵守の体制 | 18 |
| 11 | 中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 | 16 |
| 12 | 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 18 |
| 13 | 直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 48 |
| | 直近2事業年度の貸出金に係る事項 | |
| | (1) 破綻先債権に該当する貸出金 | |
| 14 | (2) 延滞債権に該当する貸出金 | 71 |
| | (3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| | (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| 15 | 元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項 | 73 |
| 16 | 直近2事業年度の自己資本の充実の状況 | 80 |
| | 次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| | (1) 有価証券 | |
| 17 | (2) 金銭の信託 | 73 |
| | (3) デリバティブ取引 | |
| | (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） | |
| | (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引） | |
| 18 | 直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額 | 73 |
| 19 | 直近2事業年度の貸出金償却の額 | 73 |

| No. | 開 示 基 準 項 目 | |
|-----|--------------------------------------|-----|
| | Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目 | |
| 1 | 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 92 |
| | 組合の子会社等の事項 | |
| | (1) 名称 | |
| | (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 | |
| 2 | (3) 資本金又は出資金 | 92 |
| | (4) 事業の内容 | |
| | (5) 設立年月日 | |
| | (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 | |
| | (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合 | |
| 3 | 事業の概況 | 92 |
| | 直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 | |
| | (1) 経常収益 | |
| | (2) 経常利益又は経常損失 | |
| 4 | (3) 当期利益又は当期損失 | 93 |
| | (4) 純資産額 | |
| | (5) 総資産額 | |
| | (6) 連結自己資本比率 | |
| 5 | 直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 | 94 |
| | 直近2連結事業年度の貸出金に係る事項 | |
| | (1) 破綻先債権に該当する貸出金 | |
| 6 | (2) 延滞債権に該当する貸出金 | 110 |
| | (3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| | (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| 7 | 直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況 | 113 |
| 8 | 直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額 | 111 |



2018 ディスクロージャー／JA 兵庫南
平成 30 年 7 月発行
兵庫南農業協同組合
発行責任者 代表理事組合長 中村 良祐
〒675-0066 兵庫県加古川市加古川町寺家町 45
TEL 079-424-8001(代表)
FAX 079-424-1134
<http://www.ja-hyogominami.com/>

農業の活性化と豊かな地域社会をめざし、
創造的・自己改革への挑戦！

Farming Power Up Plan 2017~2019